

令和5年度
大阪市 子どもの生活に関する実態調査

調査報告書〔大阪市淀川区版〕

令和6年3月
大阪市

調査研究業務 受注者
公立大学法人大阪 大阪公立大学

目 次

はじめに	1
I 調査概要	
1. 調査の目的	2
2. 調査方法	2
3. 調査内容	2
4. 調査対象者	2
5. 調査実施日	2
6. 調査配布・回収率(数)	2
7. 調査実施主体	4
8. 研究者一覧	4
9. 大阪府内全自治体のデータ統合時の扱い	5
II 調査結果	
A. 小中学生・保護者調査報告書	6
1. 回答者の属性	6
(1)小学生・中学生	6
(2)保護者	8
2. 単純集計	9
(1)所得	9
(2)生活環境	62
(3)教育環境	146
(4)社会環境	174
3. クロス集計および分析結果	207
3-1. 経済状況	207
3-2. 家庭状況(制度等)	224
3-3. 雇用	294
3-4. 健康	302
3-5. 家庭生活・学習	350
3-6. 対人関係	453

B. 5歳児保護者調査報告書	520
1. 回答者の属性	520
2. 単純集計	521
(1)所得	521
(2)生活環境	531
(3)教育環境	541
(4)社会環境	543
3. クロス集計および分析結果	546
3-1. 経済状況	546
3-2. 家庭状況(制度等)	557
3-3. 雇用	594
3-4. 健康	607
3-5. 家庭生活・学習	619
3-6. 対人関係	649
III 総合考察	651
IV 資料編	669

はじめに

2014年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことをスタートに、2014年8月「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。これら政府の動きを受けて、大阪市や大阪府内自治体含む大阪府は約10万件にも及ぶ子どもの生活に関する実態調査に共同で取り組んだ。府内すべてを網羅したこと、同じ調査で実施したことの意味は、大きい。なぜなら、各自治体がばらばらに実施し結果を見せても共通の指標にならず、この数値がどうなのか、意味があるのか、よくわからない実態も少なくない。世間でもかなり話題になり、マスコミに多数取り上げられた。この頃には、子どもの貧困が広く知られ社会問題化されつつあったが、この大規模な調査の動きは拍車をかけたのみならず、データ数の多さから、全て実証され、以下に示す政策にも少なからず影響をもたらした。

2019年6月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が5年ぶりに見直され、「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。それを受けて、同年11月「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が再策定された。大綱では、「支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する」、「困窮層が多様であること」、「社会的孤立に陥ることのないように配慮する」など新たな視点が基本方針として追加され、ヤングケアラーと思われる子どもや、外国籍や障がいを持つ子どもたちなど、具体的な困窮層の子どもや家庭が示された。同時に、2023年4月にこども家庭庁が発足され、貧困をはじめとする子どもを取り巻く社会問題にシームレスに向き合い、途切れない政策・支援を打ち立てていくことが期待されている。

こうして子どもの貧困に関する社会的認知や政策が知られるようになったが、子どもの実態はどう変わったのであろうか。政策の効果は表れたのであろうか。そんな思いをもって、大阪市では再度府内自治体とともに子どもの生活に関する実態調査が共同実施されることになった。全国的にここまで一体的に実施する都道府県は存在せず、大阪府内の大半を占める大阪市が大阪府とともに先進したことによる影響は大きい。

子どもの貧困については、前回と同様に、その国の貧困線未満の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在および生活状況を指す相対的貧困率でとらえる。OECDや厚生労働省調査の貧困率には等価可処分所得の中央値の50%が使用されているが、絶対的なものではなく、EU、ユニセフは公式の貧困基準のひとつに中央値の60%を使用（ただし、常に60%基準採用ではない）している。前回同様、60%のラインも含め検討している。子どもの相対的貧困率については、発表主体、統計利用データ年次によって変動する。内容的には、タウンゼンドの定義を元にChild Poverty Action Group（CPAG）が示している、①所得や資産など経済的資本（capital）の欠如、②健康や教育など人的資本（human capital）の欠如、③つながりやネットワークなど社会関係資本（social capital）の欠如、の3つの資本の欠如を基本的な枠組みとしてとらえる。

I 調査概要

1.調査の目的

子どもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されことなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、大阪府との共同実施にて大阪市内の子どもたちの生活実態等の調査によって現状を把握し、得られた結果から今後の施策を検討することを目的とする。

2.調査方法

大阪市内の調査対象の世帯に、学校・園・保育所を通じて調査票を配付し、回収を得たもの。

3.調査内容

巻末の調査票参照

4.調査対象者

大阪市立小学校5年生の全児童とその保護者（18,975世帯）

大阪市立中学校2年生の全生徒とその保護者（16,920世帯）

大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所等の全5歳児の保護者（18,686世帯）

5.調査実施日

大阪市：令和5年6月27日～令和5年7月14日

大阪府内全自治体：令和5年6月27日～令和5年9月30日

6.調査配布・回収率(数)

大阪市回収状況

配布対象	回収率(%)	回収数	配布数
小学5年生	69.2	13,124	18,975
小学5年生の保護者	69.4	13,174	18,975
中学2年生	67.9	11,488	16,920
中学2年生の保護者	67.7	11,460	16,920
小学5年生・中学2年生合計	68.6	24,612	35,895
小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	68.6	24,634	35,895
5歳児の保護者	75.7	14,138	18,686
計	70.1	63,384	90,476

大阪府内全自治体回収状況

配布対象	回収率(%)	回収数	配布数
小学5年生	56.2	23,289	41,458
小学5年生の保護者	55.0	22,819	41,458
中学2年生	51.4	19,990	38,911
中学2年生の保護者	49.8	19,390	38,911
小学5年生・中学2年生合計	54.0	43,370	80,369
小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	53.9	43,358	80,369
計	54.0	86,728	160,738

※大阪府全自治体の小学5年生・中学2年生合計、小学5年生保護者・中学2年生保護者合計の数値については、学年不明分を含んだものとなっている（子ども：WEB 4件、紙 87件、保護者：WEB 971件、紙 178件）。

※大阪府内全自治体の小学5年生、小学5年生保護者、中学2年生、中学2年生保護者、小学5年生・中学2年生合計小学5年生保護者・中学2年生保護者合計の数値については、一部自治体の他学年分を含んだものとなっている。

大阪府内全自治体回収状況:配布・回収方法別

配布・回収方法	調査票種類	回収率(%)	回収数	配布数
学校配布 ↓ 学校回収	小学5年生	61.6	15,927	25,852
	小学5年生の保護者	62.6	16,178	25,852
	中学2年生	58.3	13,712	23,539
	中学2年生の保護者	58.2	13,707	23,539
	小学5年生・中学2年生合計	60.1	29,674	49,391
	小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	60.7	29,977	49,391
	計	60.4	59,651	98,782
学校配布 ↓ 郵送回収	小学5年生	22.6	1,401	6,191
	小学5年生の保護者	22.2	1,376	6,191
	中学2年生	15.3	936	6,099
	中学2年生の保護者	15.5	943	6,099
	小学5年生・中学2年生合計	19.2	2,362	12,290
	小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	19.2	2,361	12,290
	計	19.2	4,723	24,580
郵送配布 ↓ 郵送回収	小学5年生	21.3	2,003	9,415
	小学5年生の保護者	21.0	1,978	9,415
	中学2年生	17.8	1,646	9,273
	中学2年生の保護者	17.8	1,653	9,273
	小学5年生・中学2年生合計	19.7	3,676	18,688
	小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	19.7	3,675	18,688
	計	19.7	7,351	37,376

配布・回収方法	調査票種類	回収率(%)	回収数	配布数
学校配布 ↓ WEB回答	小学5年生	23.0	3,007	13,068
	小学5年生の保護者	17.0	2,228	13,068
	中学2年生	21.3	2,714	12,718
	中学2年生の保護者	16.0	2,037	12,718
	小学5年生・中学2年生合計	22.2	5,723	25,786
	小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	19.2	4,949	25,786
	計	20.7	10,924	51,572
郵送配布 ↓ WEB回答	小学5年生	10.1	951	9,415
	小学5年生の保護者	11.2	1,059	9,415
	中学2年生	10.6	982	9,273
	中学2年生の保護者	11.3	1,050	9,273
	小学5年生・中学2年生合計	10.4	1,935	18,688
	小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	12.8	2,396	18,688
	計	11.6	4,331	37,376

※各配布・回収方法の小学生5年生・中学2年生合計、小学5年生保護者・中学2年生保護者合計の数値については、学年不明分を含んだものとなっている（子ども：WEB 4件、紙 87件、保護者：WEB 971件、紙 178件）

※大阪府内全自治体の小学5年生、小学5年生保護者、中学2年生、中学2年生保護者、小学5年生・中学2年生合計、小学5年生保護者・中学2年生保護者合計の数値については、一部自治体の他学年分を含んだものとなっている。

なお、未就学児童の保護者を対象とした調査も大阪府内の3自治体において実施した。さらに1自治体では、小学5年生・中学2年生以外の学年の児童とその保護者を対象とした調査も実施した。これらの合計配布数は、19,513件、回収数は 14,626件、回収率 75.0%であった。

7.調査実施主体

大阪市

調査研究業務受託者

公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科

8.研究者一覧

担当者 公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科

教授 山野 則子（業務責任者）

特任講師 橋本 磨和

シニア研究員 永田 麻衣

シニア研究員 佐伯 厘咲

シニア研究員 李 孟

協力者 公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科

准教授 嵯峨 嘉子

研究補助者 公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 経済学研究科

准教授 牛 冰

武庫川女子大学 社会情報学部 社会情報学科

助教 駒田 安紀

大阪商業大学 公共学部 公共学科

助教 林 萍萍

奈良佐保短期大学 地域こども学科

講師 河村 信子

公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科

研究員 黄 健育

研究員 渡邊 陽亮

大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 専攻社会福祉学分野

林 慎吾

松浦 孝範 久地井 寿哉 渡邊 祐作

9.大阪府内全自治体のデータ統合時の扱い

本報告書においては、大阪市と大阪府内全自治体をそれぞれ掲載している。大阪市のデータについては「I. 調査方法 2～9」で述べた方法で収集したものである。大阪府内全自治体については、大阪府25市町村のデータに共同実施18市町のデータを統合したものである。これら全自治体においては、小学生・中学生27問、保護者26問をそれぞれ共通設問として調査項目を設計し、全体を統合して扱うあるいは比較することが可能なものとした。なお、一部の市においては、これらの共通設問とは別途把握したい内容がある場合に限り、追加で独自設問を設けている。

調査の結果、府と他共同実施18市町との間で回収率や回収数に差が生じた。府では、予めサンプリングした対象8000件への配布を行いその約30%の回収となったのに対し、他共同実施市ではほとんどの市が全数配布の結果、高いところでは90%近い回収率となっている。このため、自治体間で回収率あるいはサンプルサイズの補正を行うか否かについて検討し、補正は行わないとの結論に達した。

1点目の理由としては、今回の調査では調査票配布の方法に郵送配布と学校配布の2種類があり、いずれを用いるかは自治体の状況に基づいて決定された。配布方法が異なることで回収率に差が生じることは避けられないものであった。

2点目の理由としては、このような状況に対して、例えば回収率の高かった自治体についてデータの再サンプリングなどの方法を用いて削減を行うことも意見が出された。しかし、その場合、どのような基準で選択するのかが恣意的になってしまうこと、削減後の結果を提示した場合、施策を提言するための貴重な調査結果であるにもかかわらずその一部が掬い取られないことになり、全数調査をした市においては意義が失われてしまう。

このような理由から、大阪府内全自治体のデータは回収したデータをすべて統合したものとなっている。

本報告書では、「大阪市」、「大阪府内全自治体」両者のグラフを掲載しているため、このように書き分けて論じていく。

※共同実施18市町

大阪市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、能勢町

なお、報告書においてはパーセンテージを用いて記述し、議論を進める。この中で、パーセンテージで示される数値同士の加・減・除を行う（合計する・差を把握する・何倍かに着目する）ことがあるが、実際に示された数値で算出しても結果が異なることがある。これは、示されている数値は小数第二位以下を四捨五入しているものであり、算出には四捨五入前の厳密な数値を用いていることによるものである。

令和 5 年度 大阪市 子どもの生活に関する実態調査

Ⅱ 調査結果

A 小中学生・保護者調査報告書

II 調査結果

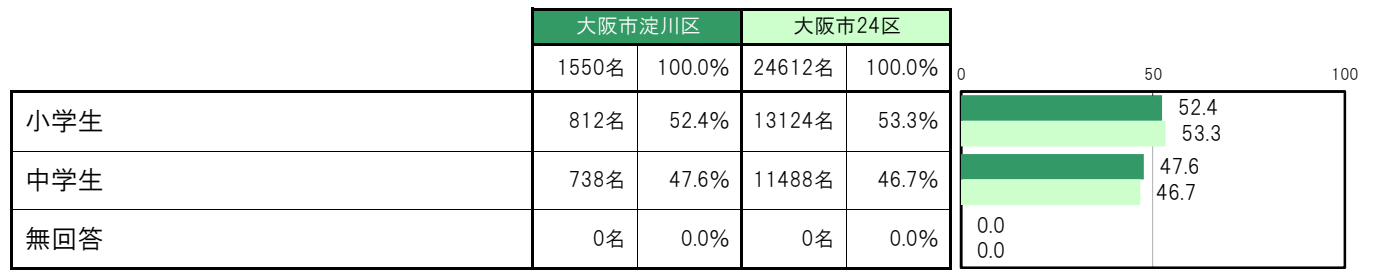
A.小中学生・保護者調査報告書

1.回答者の属性

(1) 小学生・中学生

A-1.学 年【子ども 問1】

大阪市淀川区では、「小学生」812名 52.4%、「中学生」738名 47.6%となっている。



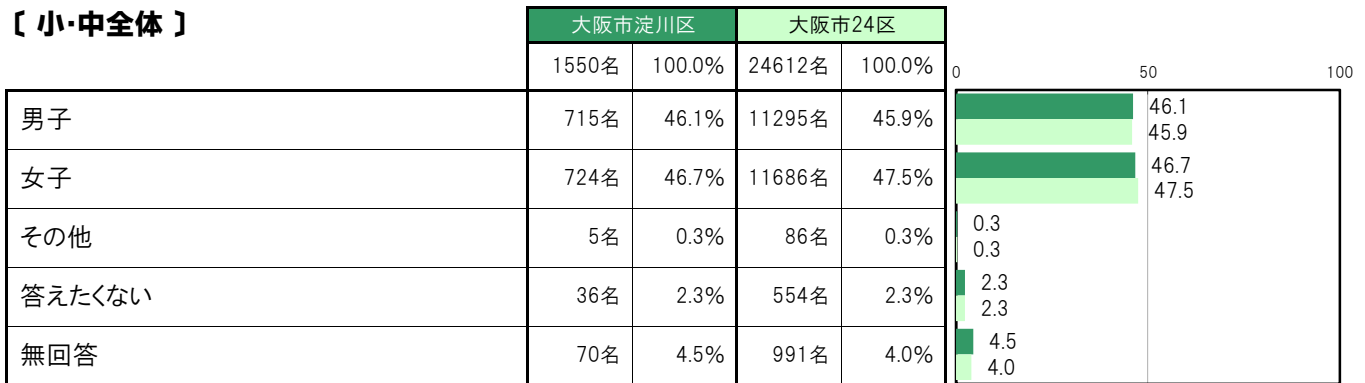
A-2.性 別【子ども 問30】

大阪市淀川区〔小・中全体〕では、「男子」715名 46.1%、「女子」724名 46.7%、「その他」5名 0.3%、「答えたくない」36名 2.3%となっている。

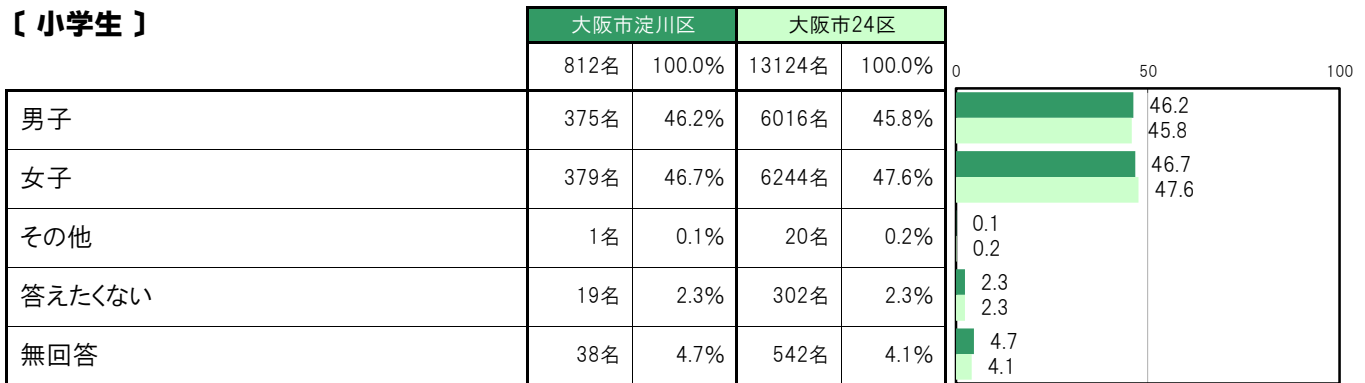
大阪市淀川区〔小学生〕では、「男子」375名 46.2%、「女子」379名 46.7%、「その他」1名 0.1%、「答えたくない」19名 2.3%となっている。

大阪市淀川区〔中学生〕では、「男子」340名 46.1%、「女子」345名 46.7%、「その他」4名 0.5%、「答えたくない」17名 2.3%となっている。

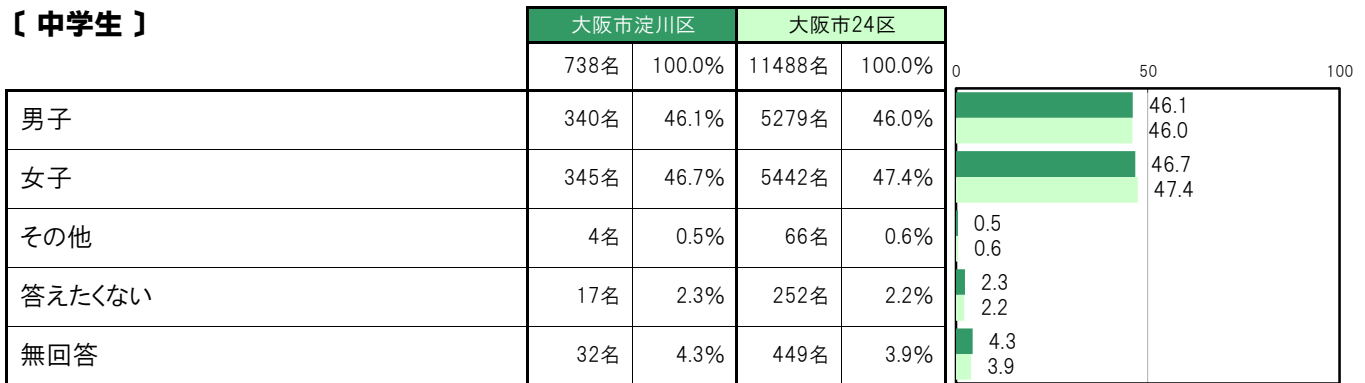
【小・中全体】



【小学生】



【中学生】



(2) 保護者

A-3.子どもと回答者の続柄〔保護者 問1〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「母親」1278名 82.2%、「父親」88名 5.7%、「おじいさん・おばあさん」9名 0.6%、「おじ、おばなど親戚」1名 0.1%、「施設職員・ファミリーホーム・里親」9名 0.6%、「その他の人」0名 0.0%となっている。

大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「母親」684名 83.7%、「父親」48名 5.9%、「おじいさん・おばあさん」7名 0.9%、「おじ、おばなど親戚」0名 0.0%、「施設職員・ファミリーホーム・里親」3名 0.4%、「その他の人」0名 0.0%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「母親」594名 80.5%、「父親」40名 5.4%、「おじいさん・おばあさん」2名 0.3%、「おじ、おばなど親戚」1名 0.1%、「施設職員・ファミリーホーム・里親」6名 0.8%、「その他の人」0名 0.0%となっている。

〔保護者全体〕

	大阪市淀川区		大阪市24区		
	1555名	100.0%	24634名	100.0%	
母親	1278名	82.2%	20092名	81.6%	82.2 81.6
父親	88名	5.7%	1576名	6.4%	5.7 6.4
おじいさん・おばあさん	9名	0.6%	104名	0.4%	0.6 0.4
おじ、おばなど親戚	1名	0.1%	9名	0.0%	0.1 0.0
施設職員・ファミリーホーム・里親	9名	0.6%	58名	0.2%	0.6 0.2
その他の人	0名	0.0%	6名	0.0%	0.0 0.0
無回答	170名	10.9%	2789名	11.3%	10.9 11.3

〔小学生保護者〕

	大阪市淀川区		大阪市24区		
	817名	100.0%	13174名	100.0%	
母親	684名	83.7%	10826名	82.2%	83.7 82.2
父親	48名	5.9%	849名	6.4%	5.9 6.4
おじいさん・おばあさん	7名	0.9%	51名	0.4%	0.9 0.4
おじ、おばなど親戚	0名	0.0%	3名	0.0%	0.0 0.0
施設職員・ファミリーホーム・里親	3名	0.4%	33名	0.3%	0.4 0.3
その他の人	0名	0.0%	2名	0.0%	0.0 0.0
無回答	75名	9.2%	1410名	10.7%	9.2 10.7

〔中学生保護者〕

	大阪市淀川区		大阪市24区		
	738名	100.0%	11460名	100.0%	
母親	594名	80.5%	9266名	80.9%	80.5 80.9
父親	40名	5.4%	727名	6.3%	5.4 6.3
おじいさん・おばあさん	2名	0.3%	53名	0.5%	0.3 0.5
おじ、おばなど親戚	1名	0.1%	6名	0.1%	0.1 0.1
施設職員・ファミリーホーム・里親	6名	0.8%	25名	0.2%	0.8 0.2
その他の人	0名	0.0%	4名	0.0%	0.0 0.0
無回答	95名	12.9%	1379名	12.0%	12.9 12.0

2.単純集計

(1) 所得

A-4.2022年の世帯収入合計額(手取り額)〔保護者 問26〕

収入は給料だけでなく、株式配当や副収入を含む合計額とし、税金や社会保険料を除いた手取り額とする。
また、公的な援助手当や養育費・仕送りを含んだ額とする。

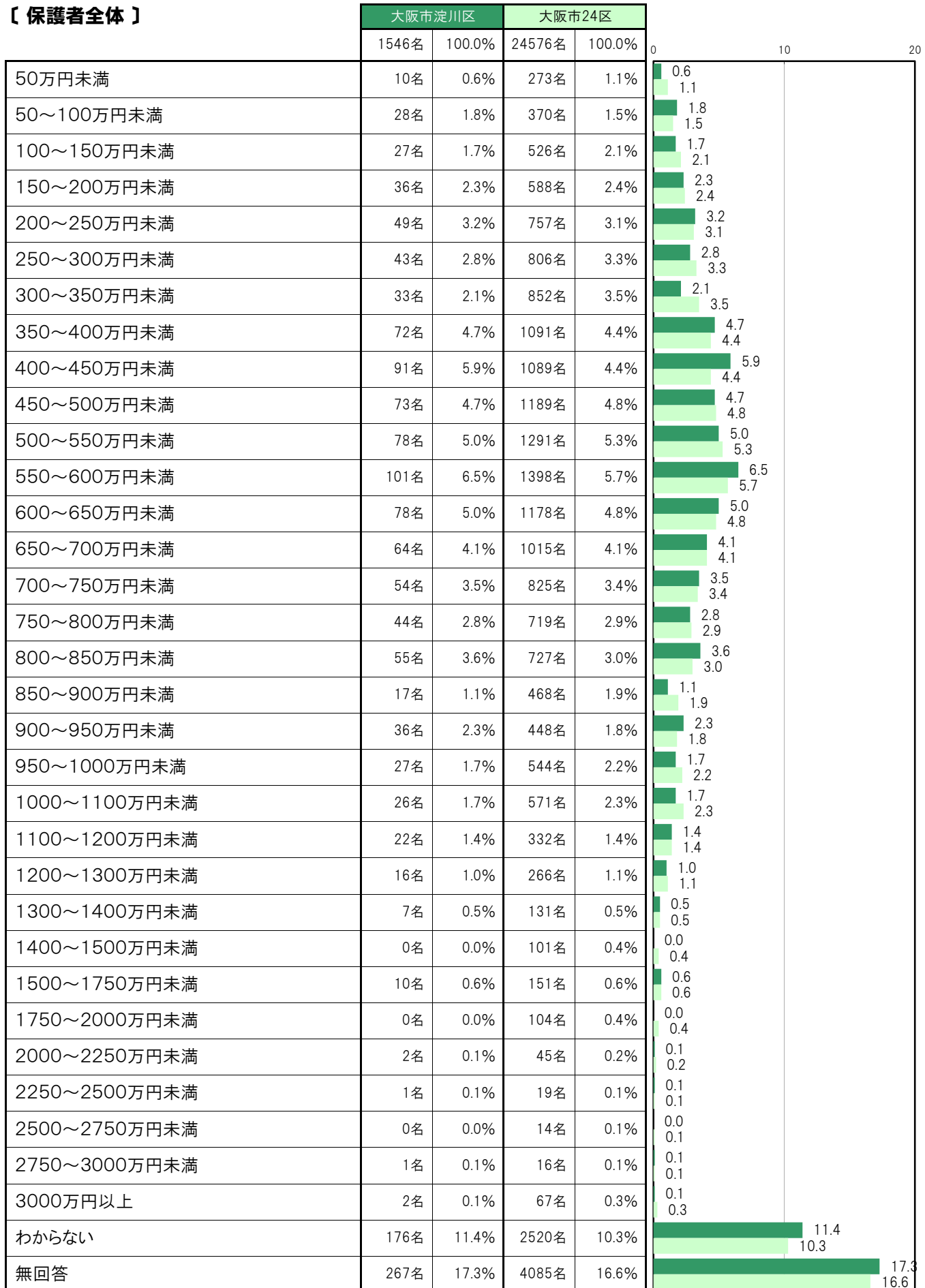
大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「550～600万円未満」101名 6.5%、「400～450万円未満」91名 5.9%、「500～550万円未満」78名 5.0%、「600～650万円未満」78名 5.0%、「450～500万円未満」73名 4.7%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「550～600万円未満」62名 7.6%、「400～450万円未満」53名 6.5%、「500～550万円未満」48名 5.9%、「350～400万円未満」44名 5.4%、「600～650万円未満」44名 5.4%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「450～500万円未満」45名 6.1%、「550～600万円未満」39名 5.3%、「400～450万円未満」38名 5.2%、「600～650万円未満」34名 4.6%、「500～550万円未満」30名 4.1%の順に高くなっている。

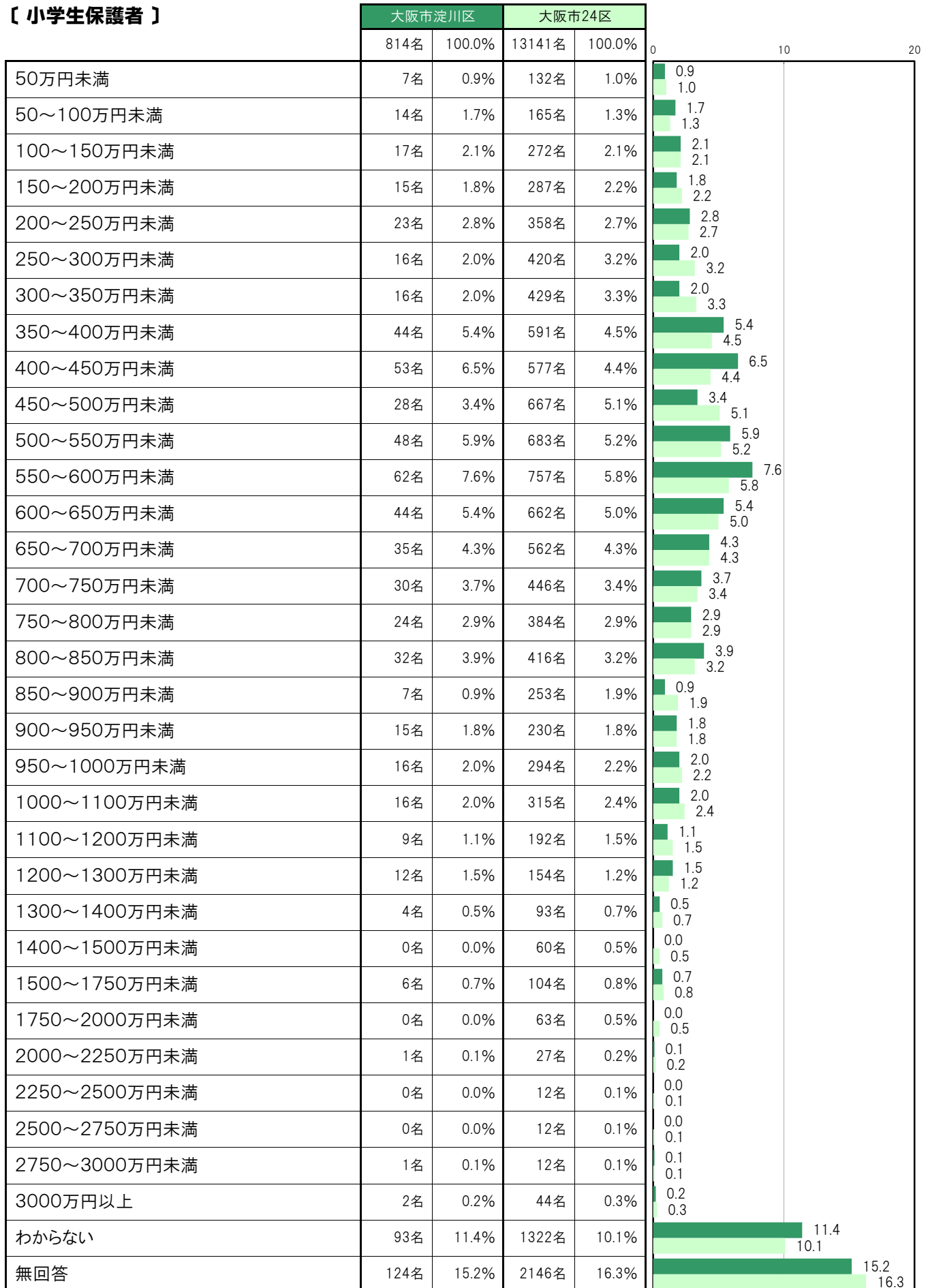
A-4-1.2022年の世帯収入合計額(手取り額)〔保護者 問26〕

〔保護者全体〕



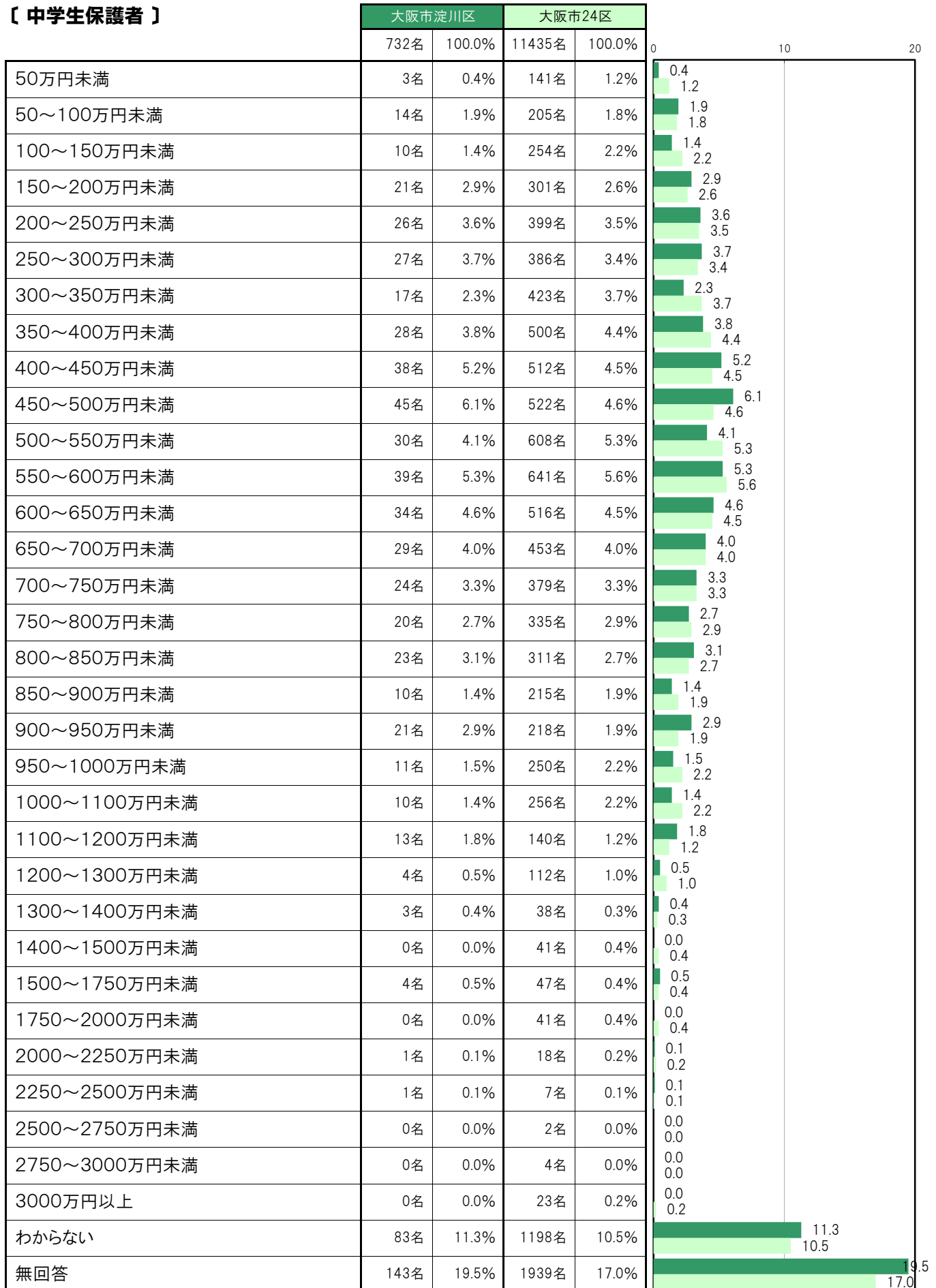
A-4-2.2022年の世帯収入合計額(手取り額)〔保護者 問26〕

〔小学生保護者〕



A-4-3.2022年の世帯収入合計額(手取り額)【保護者 問26】

【中学生保護者】



A-4.2016年の世帯収入合計額(手取り額) ※2016年調査結果

収入は給料だけでなく、株式配当や副収入を含む合計額とし、税金や社会保険料を除いた手取り額とする。
また、公的な援助手当や養育費・仕送りを含んだ額とする。

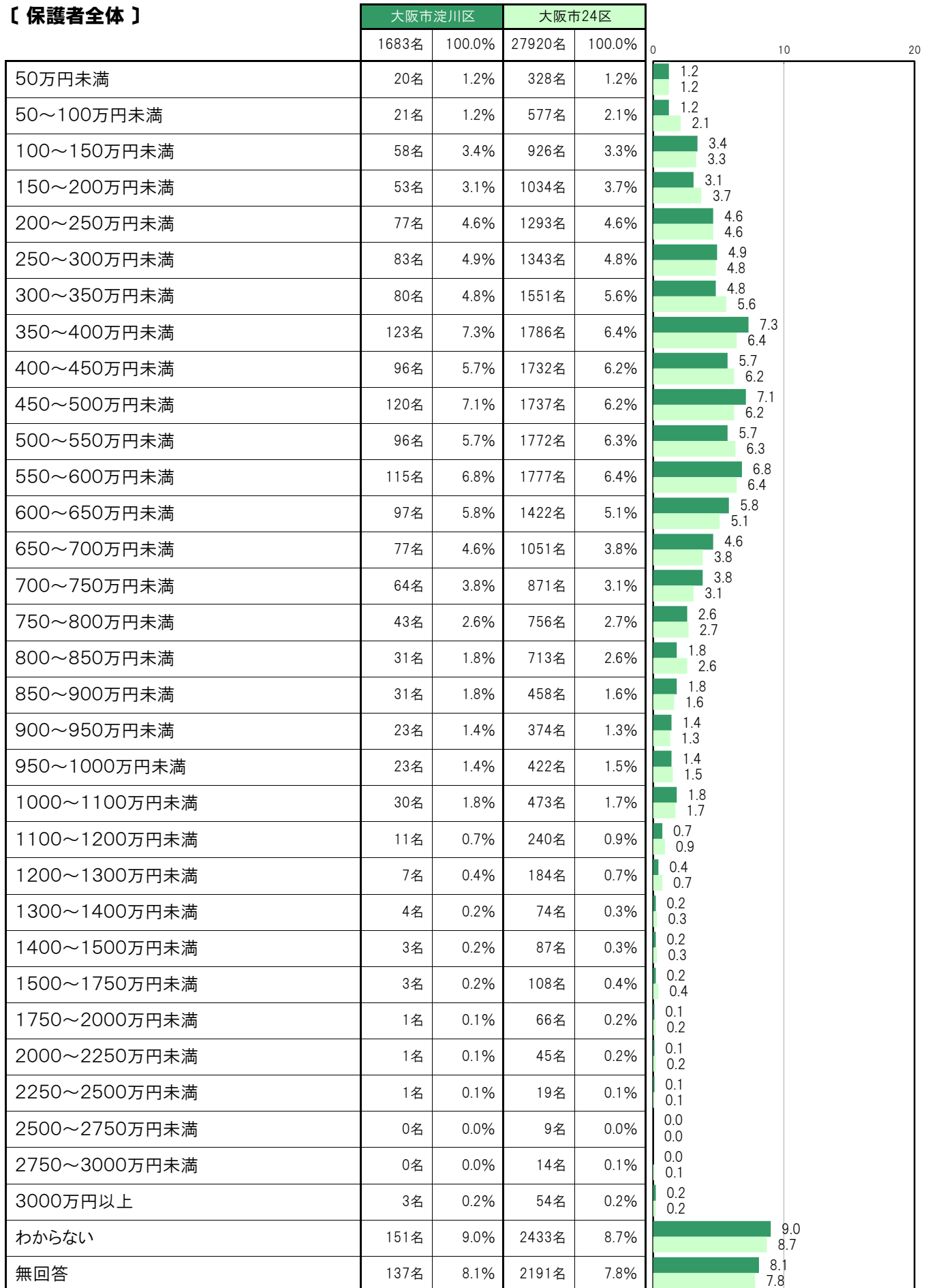
大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「350～400万円未満」123名 7.3%、「450～500万円未満」120名 7.1%、「550～600万円未満」115名 6.8%、「600～650万円未満」97名 5.8%、「400～450万円未満」96名 5.7%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「350～400万円未満」76名 8.5%、「500～550万円未満」67名 7.5%、「450～500万円未満」66名 7.3%、「600～650万円未満」59名 6.6%、「550～600万円未満」57名 6.3%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「550～600万円未満」58名 7.4%、「450～500万円未満」54名 6.9%、「400～450万円未満」53名 6.8%、「350～400万円未満」47名 6.0%、「250～300万円未満」42名 5.4%の順に高くなっている。

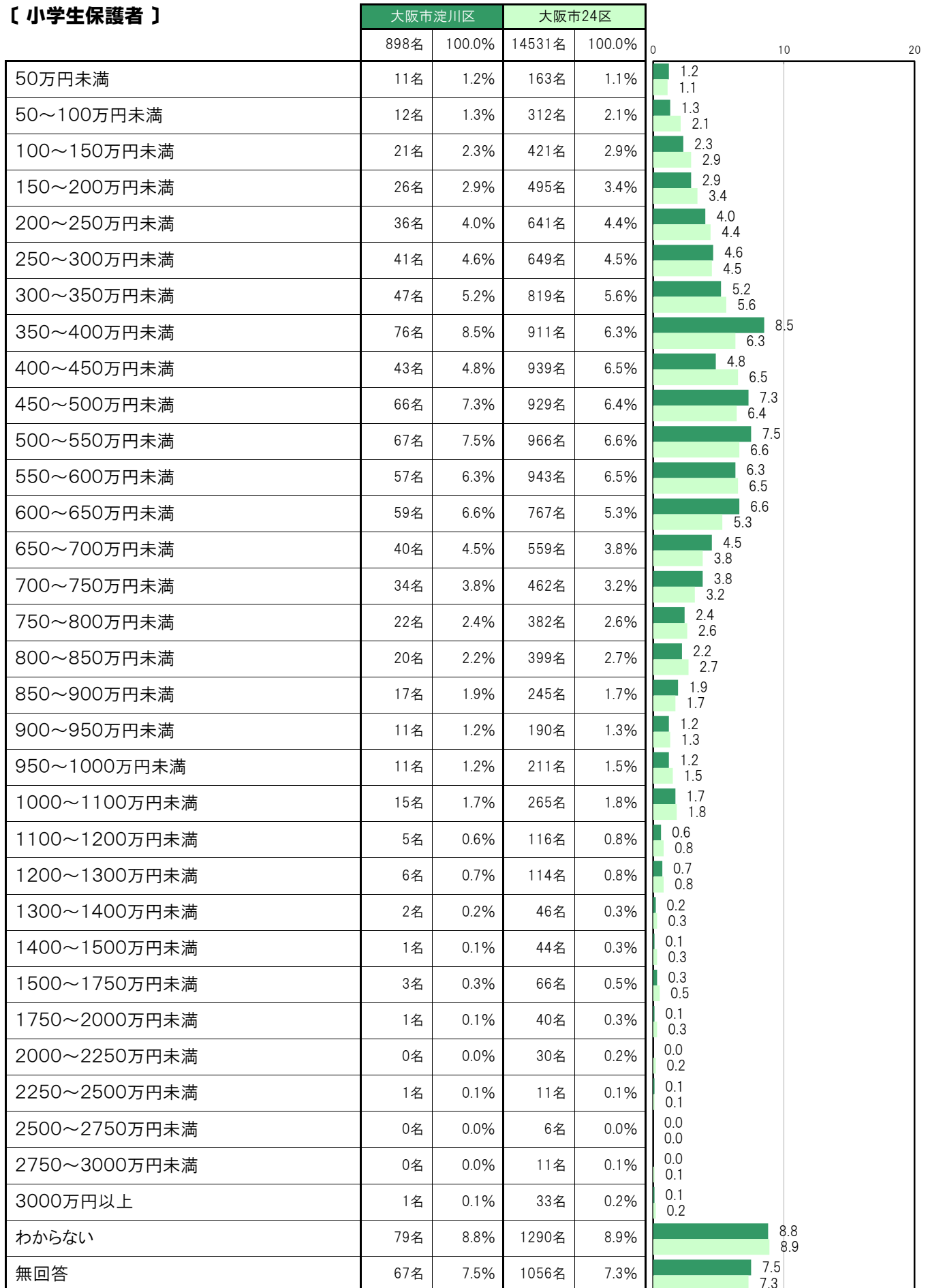
A-4-1.2016年の世帯収入合計額(手取り額) ※2016年調査結果

【保護者全体】



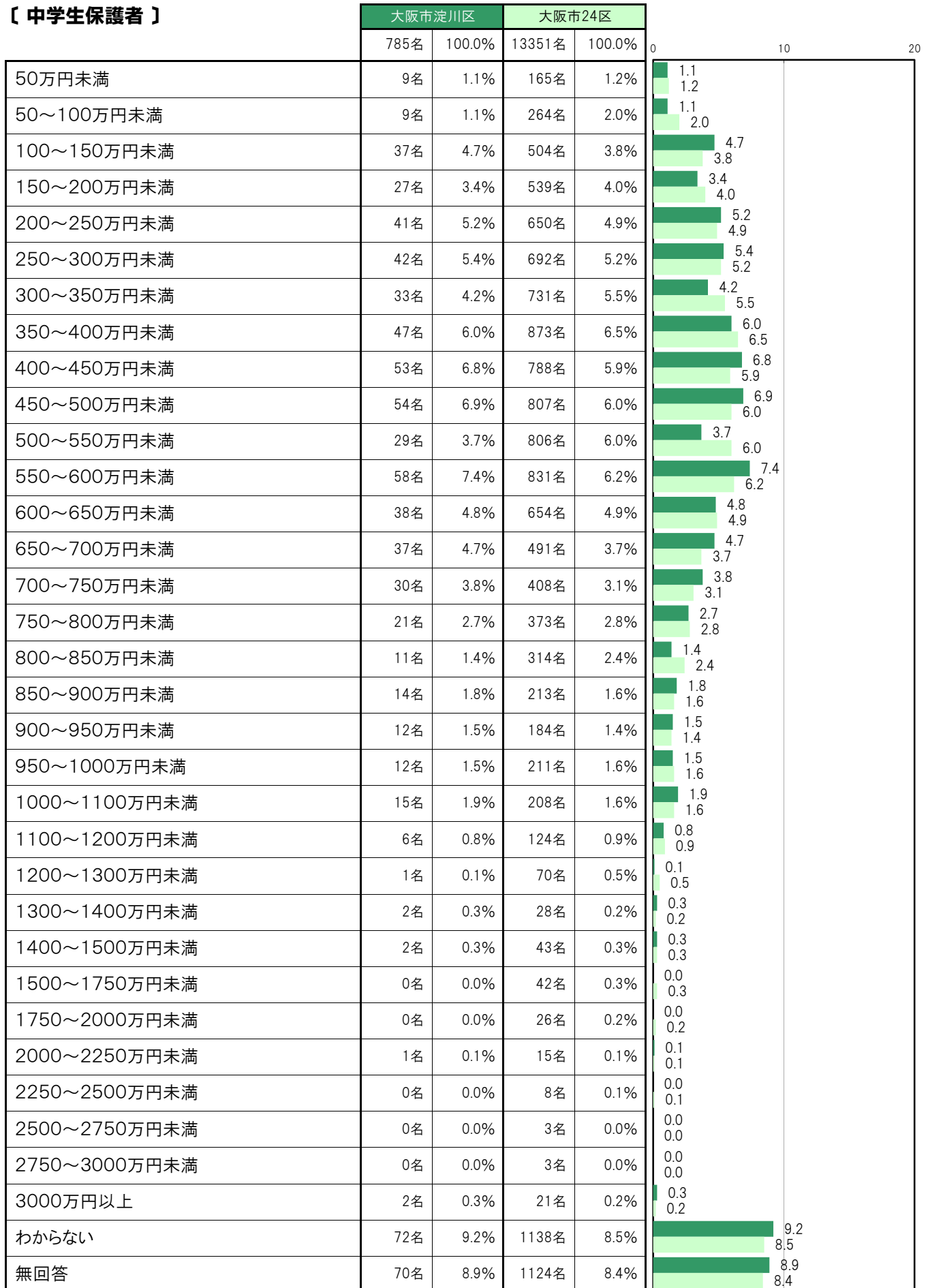
A-4-2.2016年の世帯収入合計額(手取り額) ※2016年調査結果

【小学生保護者】



A-4-3.2016年の世帯収入合計額(手取り額) ※2016年調査結果

【 中学生保護者 】



A-5-1.世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得

今回の調査において世帯所得をたずねているが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできない。実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」およびそれらを基に区分した「困窮度」を用いている。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。EU、ユニセフ（ただし、常に60%基準採用ではない）は60%を採用している。

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要がある。最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要がある、このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

出典：厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>

困窮度の分類と基準

	等価可処分所得最大値
中央値以上	
	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)
困窮度Ⅲ	
	中央値の60%のライン
困窮度Ⅱ	
	中央値の50%のライン
困窮度Ⅰ	
	等価可処分所得最小値

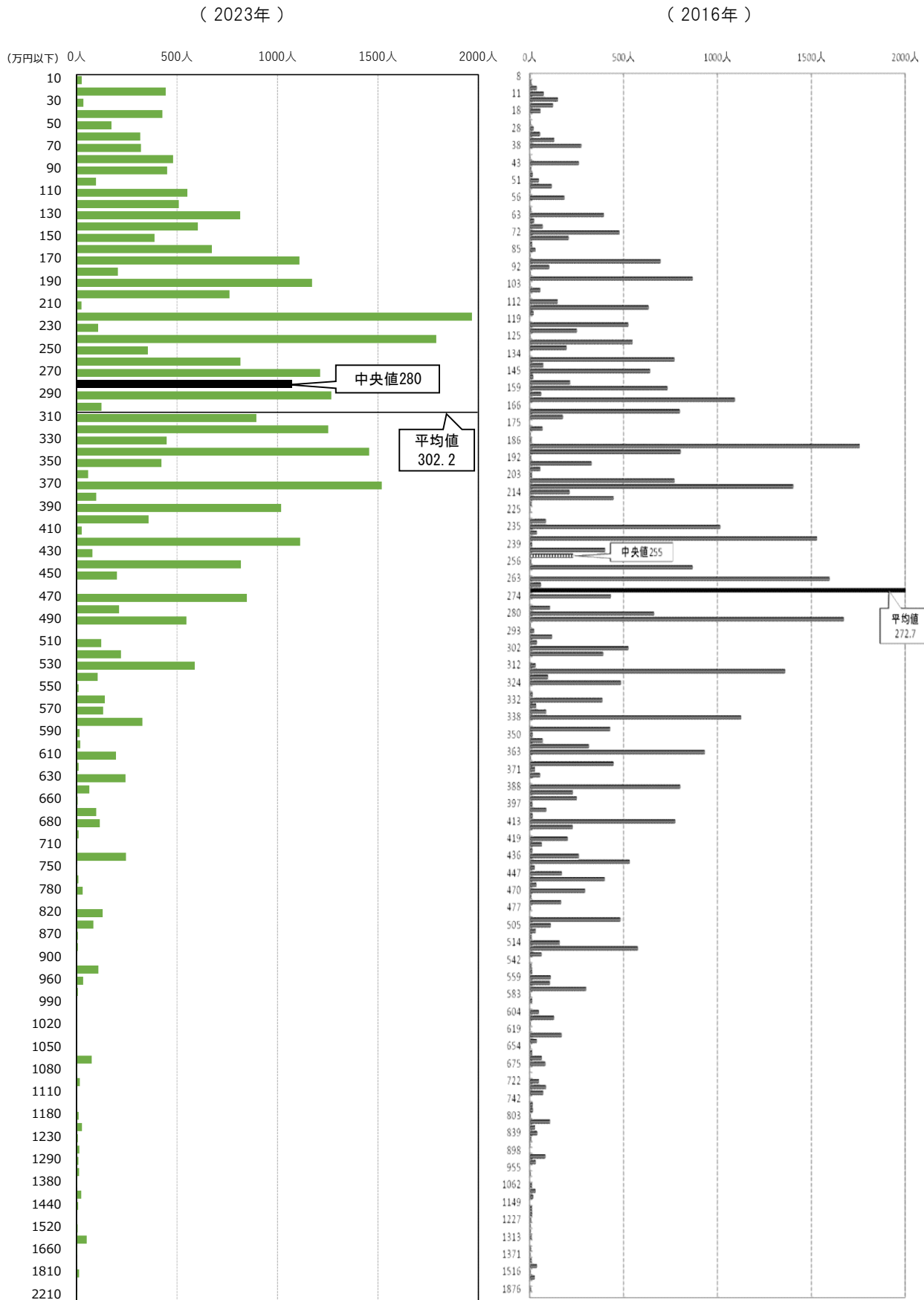
A-5-2.等価可処分所得に基づく困窮度の分類／大阪市困窮度別人数

大阪市の中央値は265万円、国の定める基準で行くと相対的貧困率は15.0%であった。なお、大阪府内全自治体における相対的貧困率は15.9%であった。

困窮度分類	大阪市24区		
	17661名	100.0%	
中央値以上	8830名	50.0%	50.0
困窮度Ⅲ	5275名	29.9%	29.9
困窮度Ⅱ	915名	5.2%	5.2
困窮度Ⅰ	2641名	15.0%	15.0

(2016年) 大阪市 困窮度分類		
	22891名	100.0%
中央値以上	11456名	50.0%
困窮度Ⅲ	6430名	28.1%
困窮度Ⅱ	1515名	6.6%
困窮度Ⅰ	3490名	15.2%

A-5-3. 大阪府内全自治体における等価可処分所得の分布



注)2023年度調査ではグラフ作成方法を改訂している。

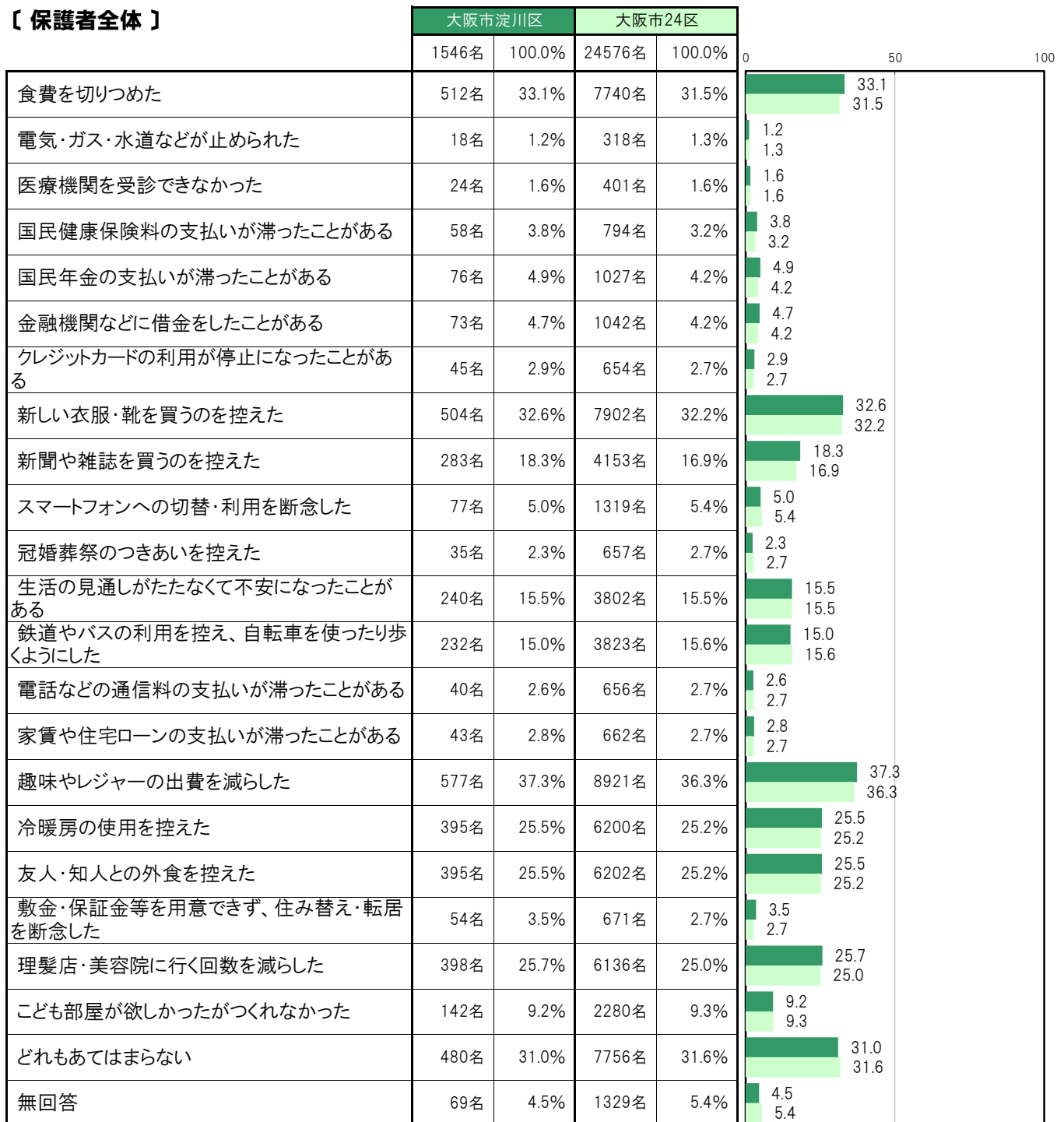
A-6.経済的な理由で経験したこと／世帯関連〔保護者 問8〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「趣味やレジャーの出費を減らした」577名 37.3%、「食費を切りつめた」512名 33.1%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」504名 32.6%、「どれもあてはまらない」480名 31.0%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」398名 25.7%の順に高くなっている。

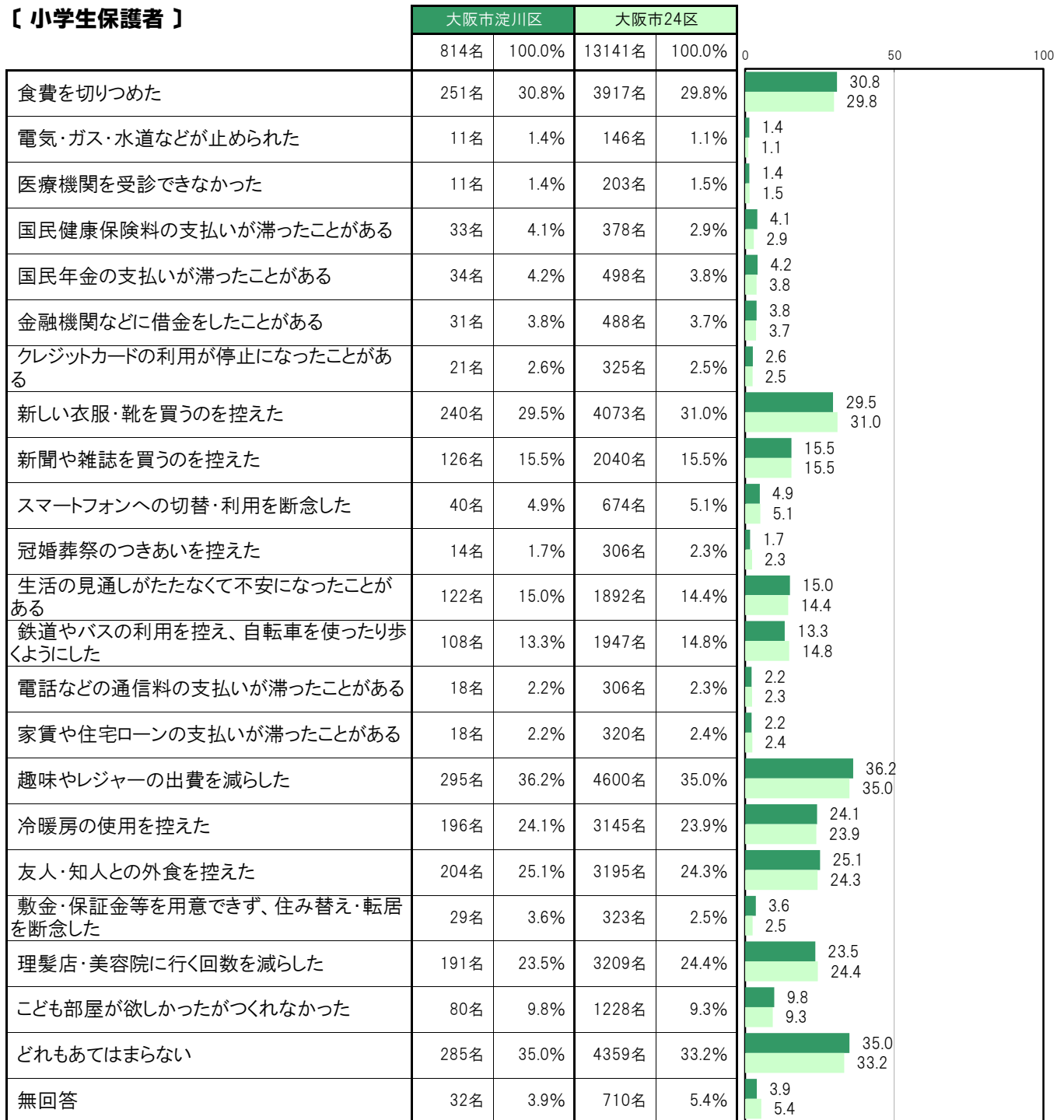
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「趣味やレジャーの出費を減らした」295名 36.2%、「どれもあてはまらない」285名 35.0%、「食費を切りつめた」251名 30.8%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」240名 29.5%、「友人・知人との外食を控えた」204名 25.1%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「趣味やレジャーの出費を減らした」282名 38.5%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」264名 36.1%、「食費を切りつめた」261名 35.7%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」207名 28.3%、「冷暖房の使用を控えた」199名 27.2%の順に高くなっている。

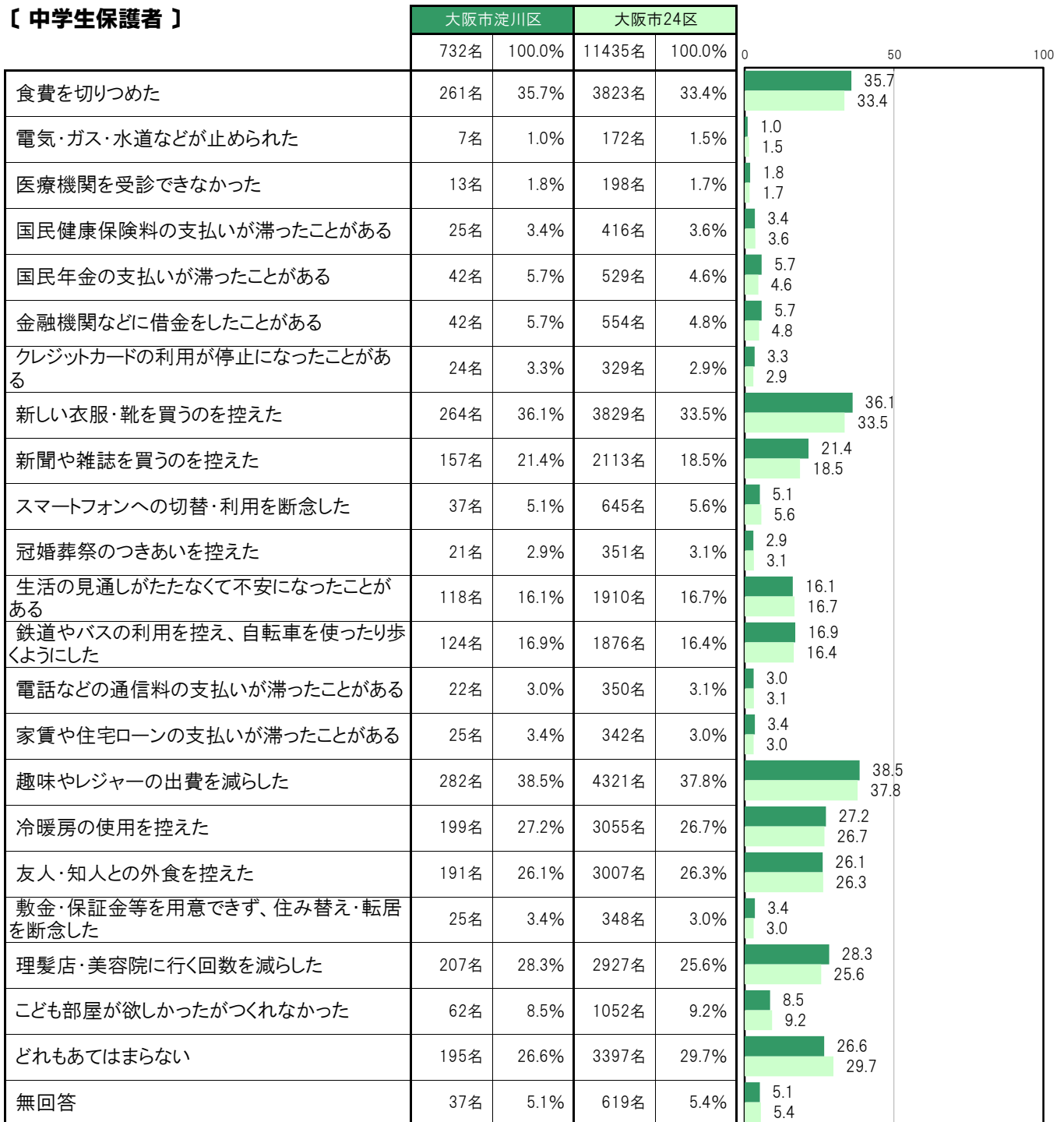
〔保護者全体〕



【小学生保護者】



【 中学生保護者 】



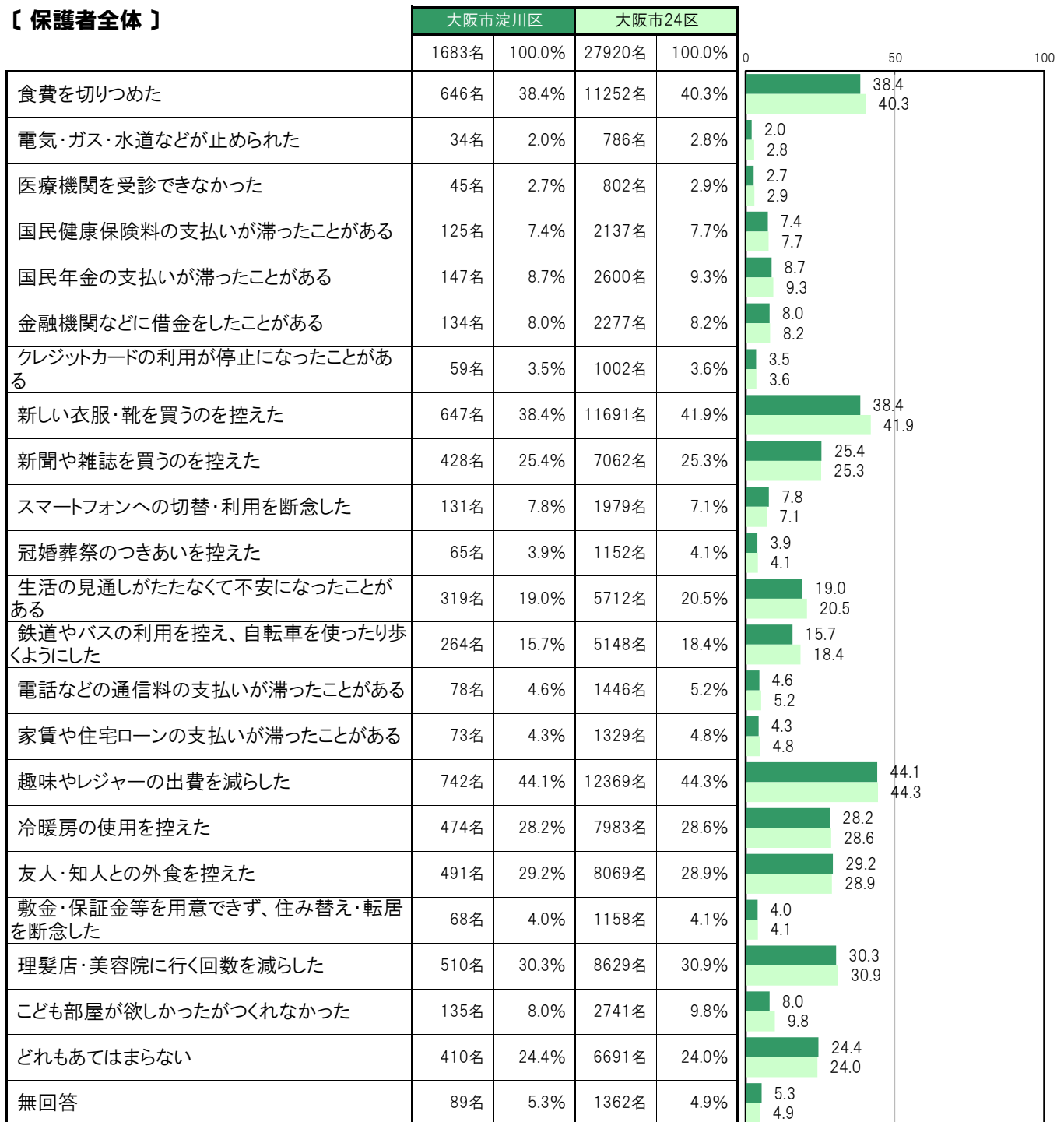
A-6. 経済的な理由で経験したこと／世帯関連 ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「趣味やレジャーの出費を減らした」742名 44.1%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」647名 38.4%、「食費を切りつめた」646名 38.4%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」510名 30.3%、「友人・知人との外食を控えた」491名 29.2%の順に高くなっている。

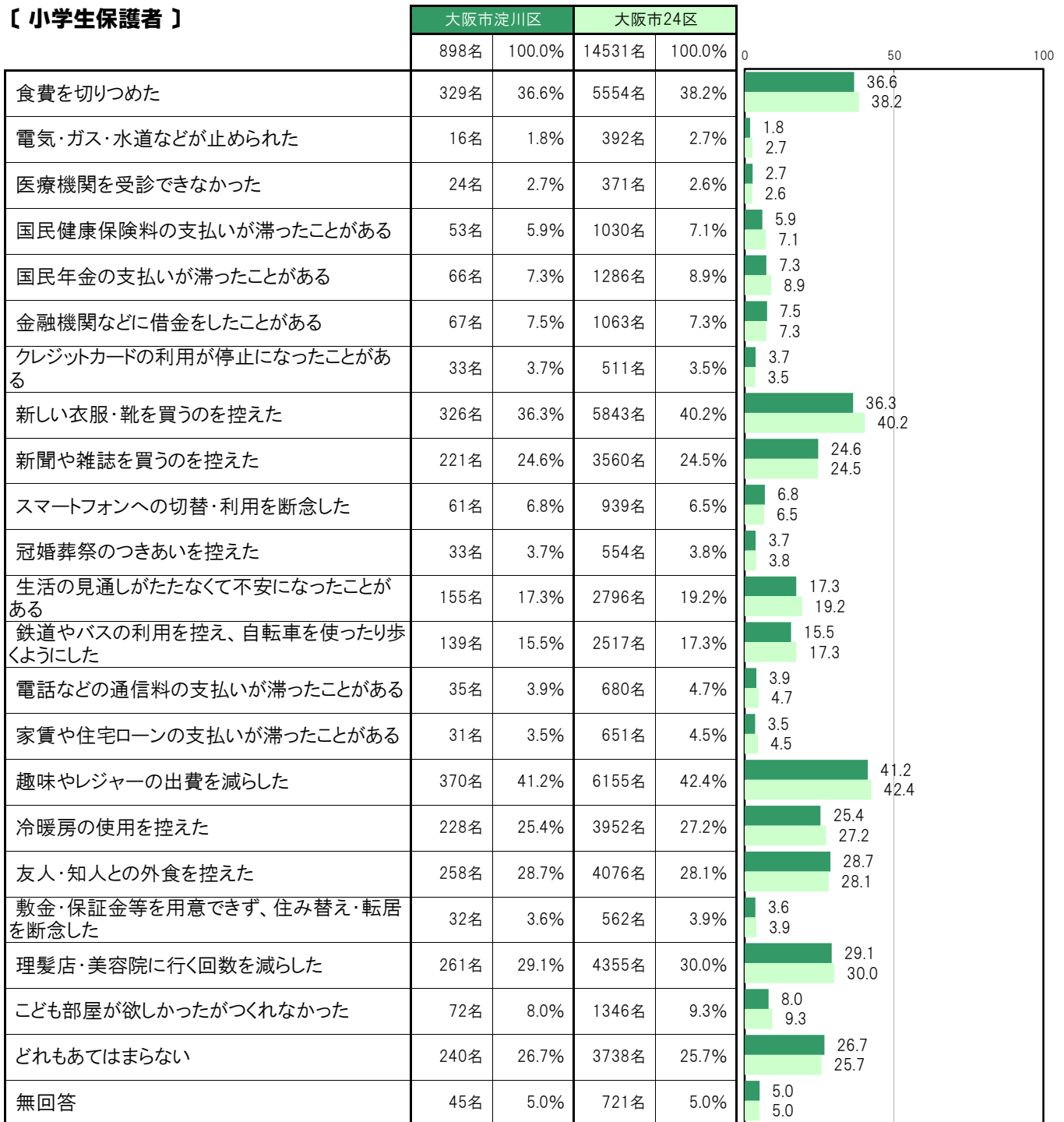
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「趣味やレジャーの出費を減らした」370名 41.2%、「食費を切りつめた」329名 36.6%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」326名 36.3%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」261名 29.1%、「友人・知人との外食を控えた」258名 28.7%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「趣味やレジャーの出費を減らした」372名 47.4%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」321名 40.9%、「食費を切りつめた」317名 40.4%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」249名 31.7%、「冷暖房の使用を控えた」246名 31.3%の順に高くなっている。

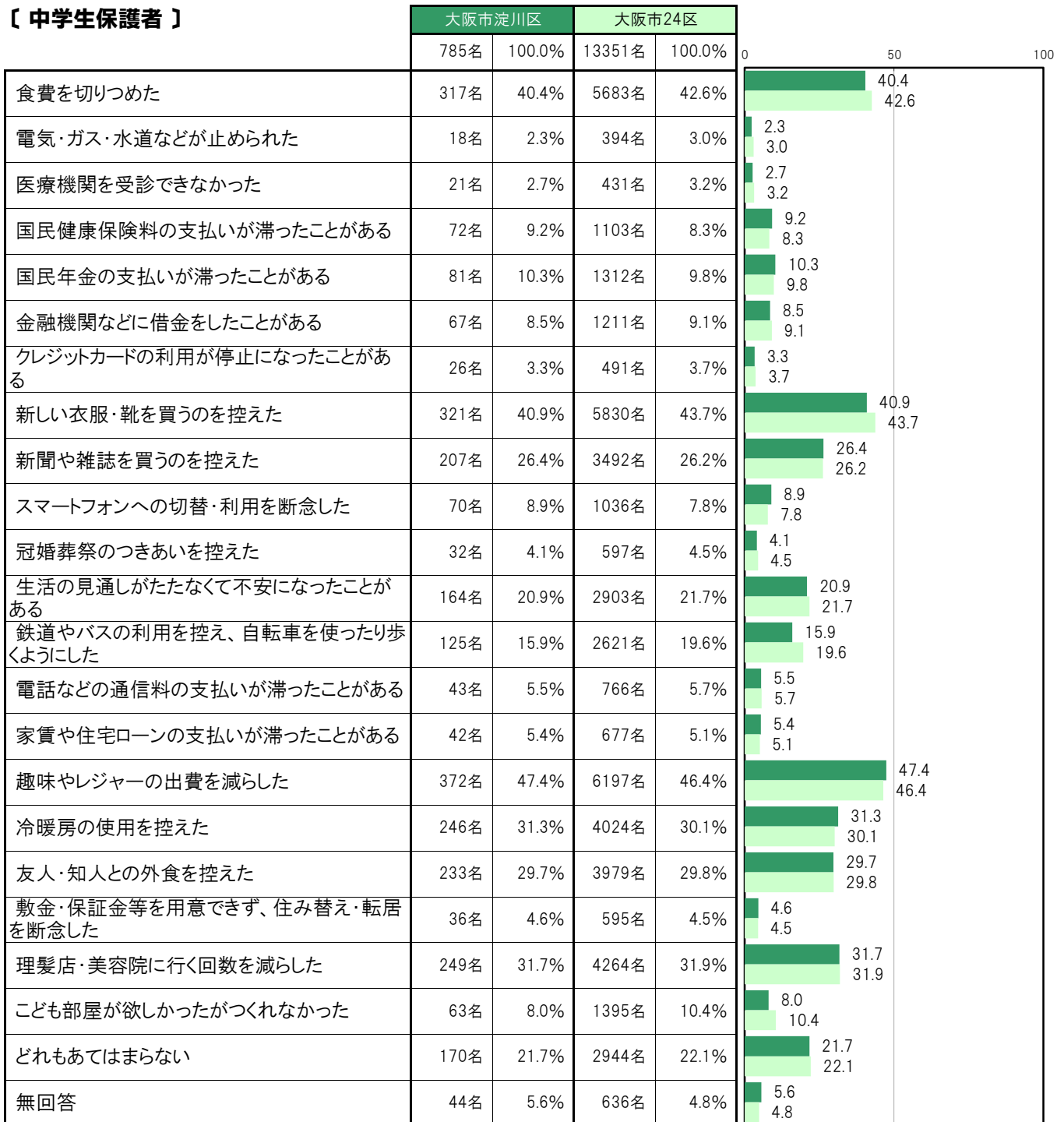
〔保護者全体〕



【小学生保護者】



【中学生保護者】



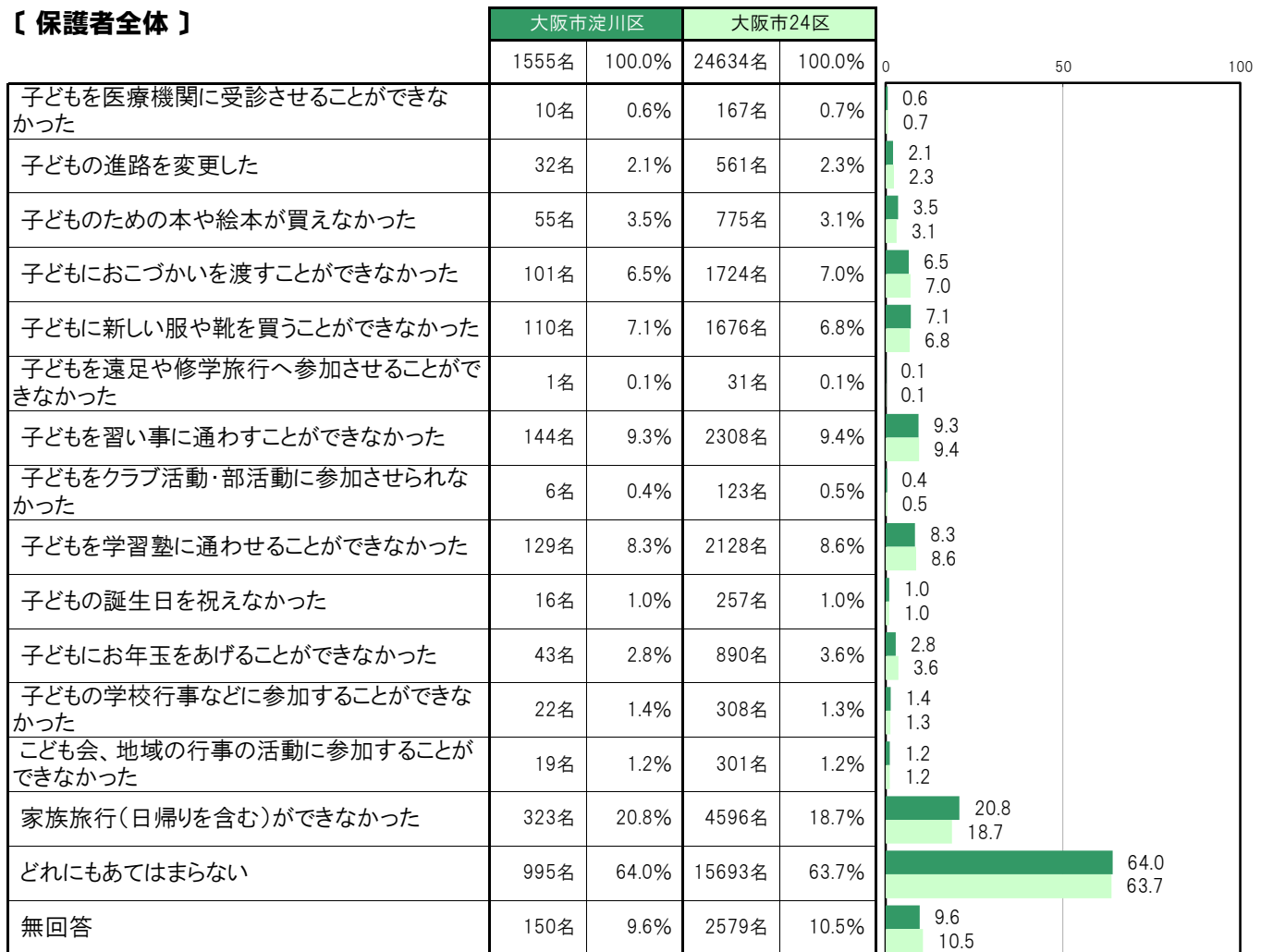
A-7.経済的な理由で経験したこと／子ども関連【保護者 問13】

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「どれにもあてはまらない」995名 64.0%、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」323名 20.8%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」144名 9.3%、「子どもを学習塾に通わせることができなかった」129名 8.3%、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」110名 7.1%の順に高くなっている。

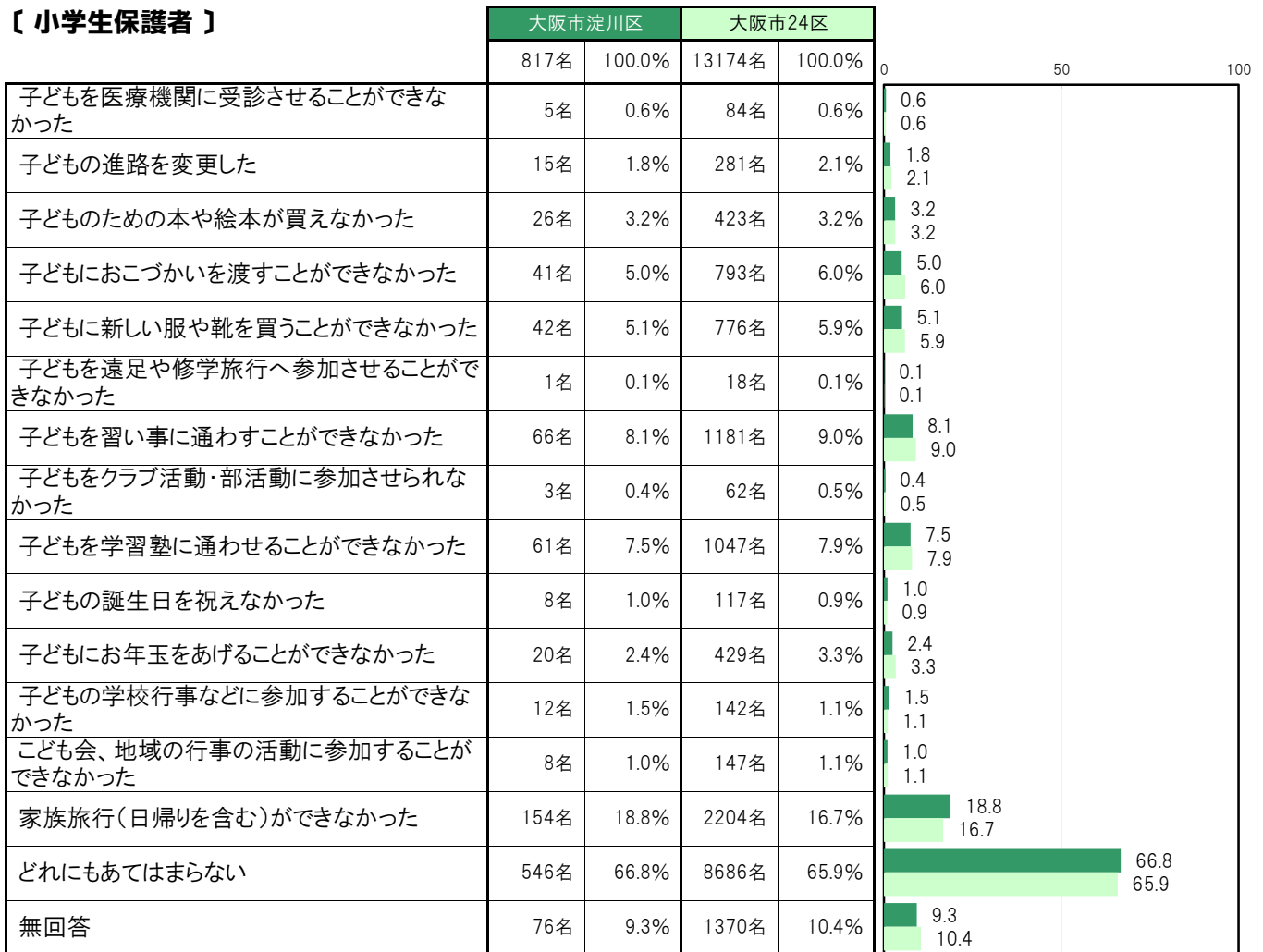
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「どれにもあてはまらない」546名 66.8%、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」154名 18.8%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」66名 8.1%、「子どもを学習塾に通わせることができなかった」61名 7.5%、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」42名 5.1%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「どれにもあてはまらない」449名 60.8%、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」169名 22.9%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」78名 10.6%、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」68名 9.2%、「子どもを学習塾に通わせることができなかった」68名 9.2%の順に高くなっている。

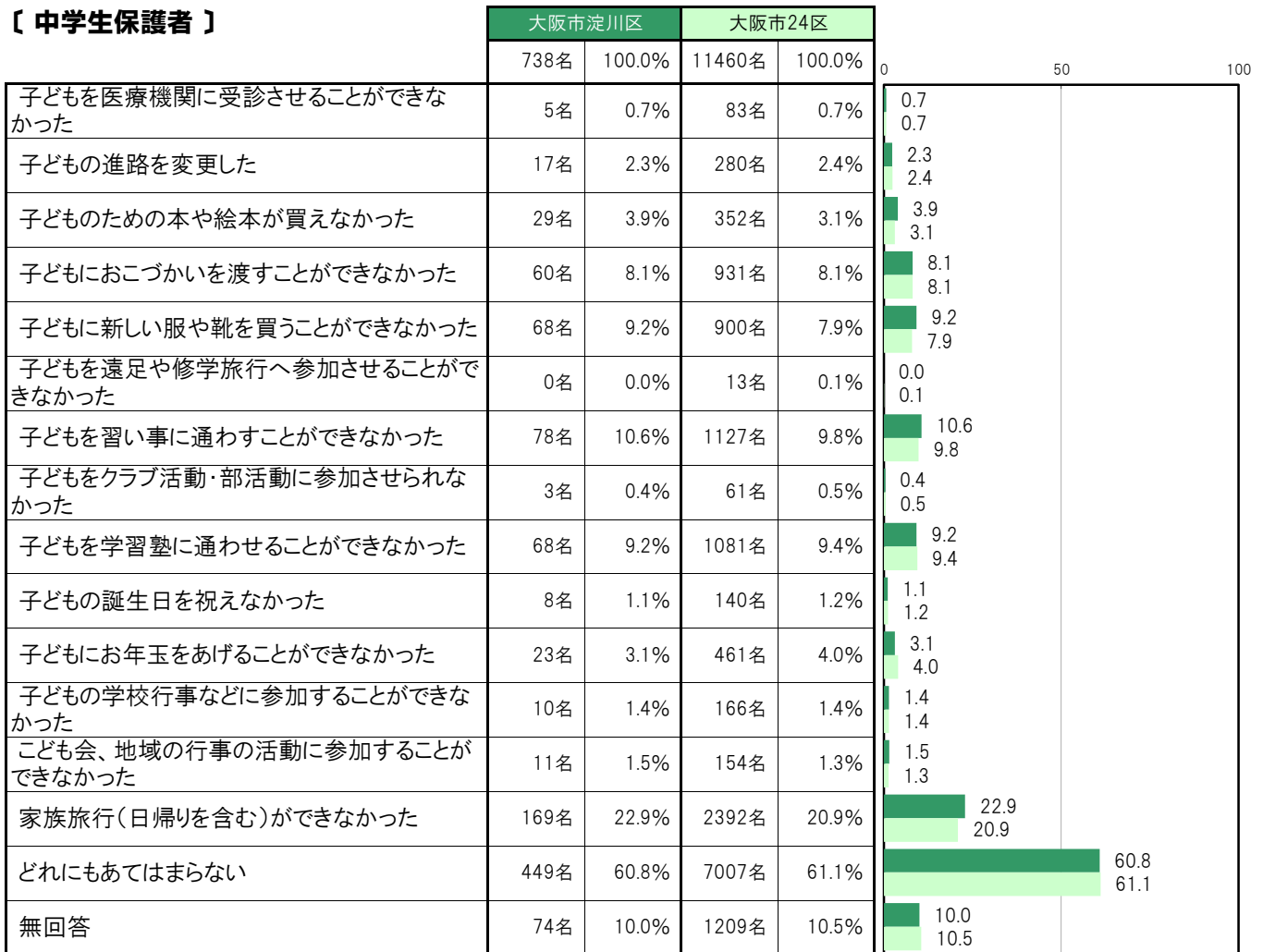
【保護者全体】



〔小学生保護者〕



【 中学生保護者 】



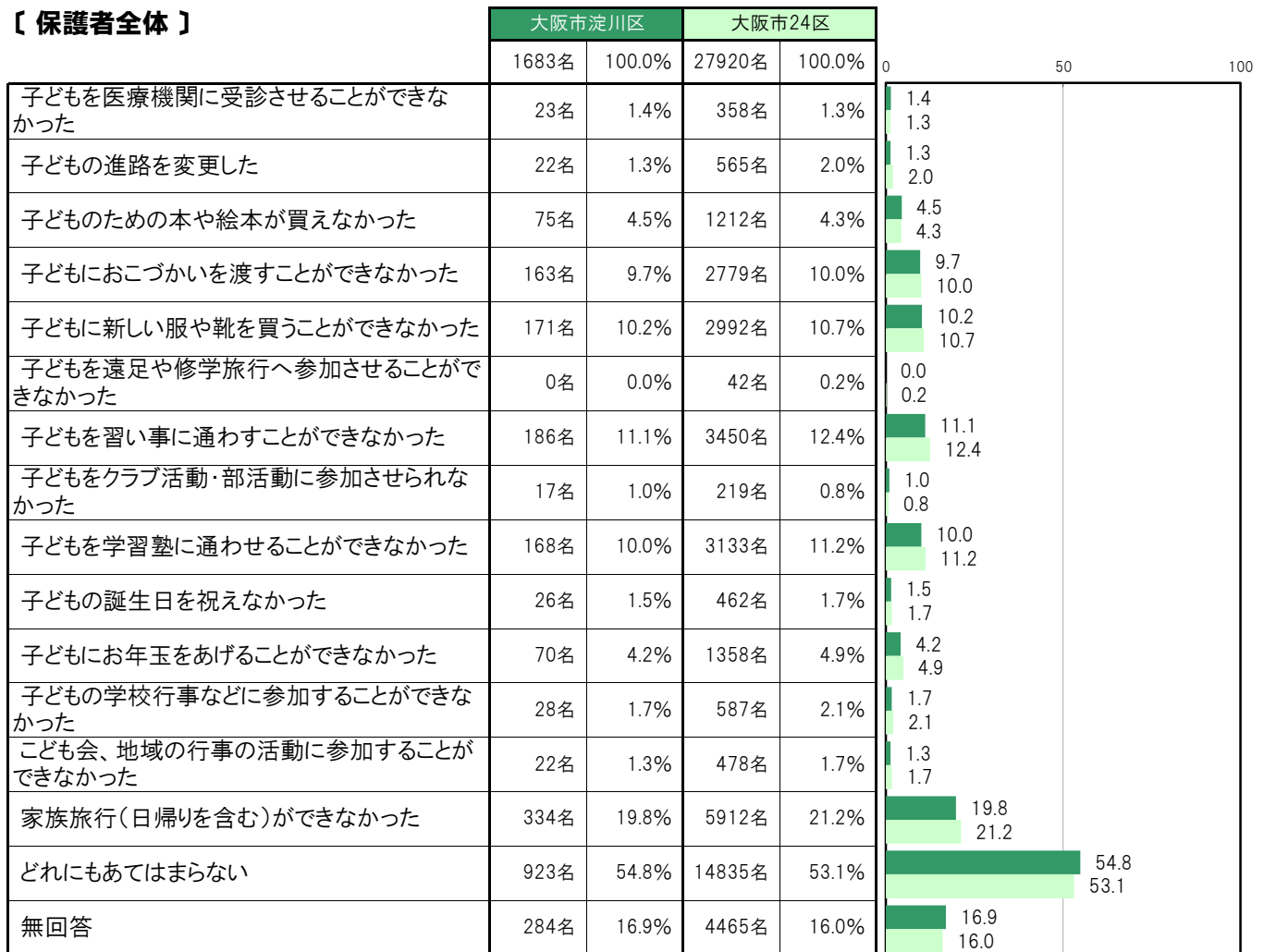
A-7. 経済的な理由で経験したこと／子ども関連 ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「どれにもあてはまらない」923名 54.8%、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」334名 19.8%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」186名 11.1%、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」171名 10.2%、「子どもを学習塾に通わせることができなかった」168名 10.0%の順に高くなっている。

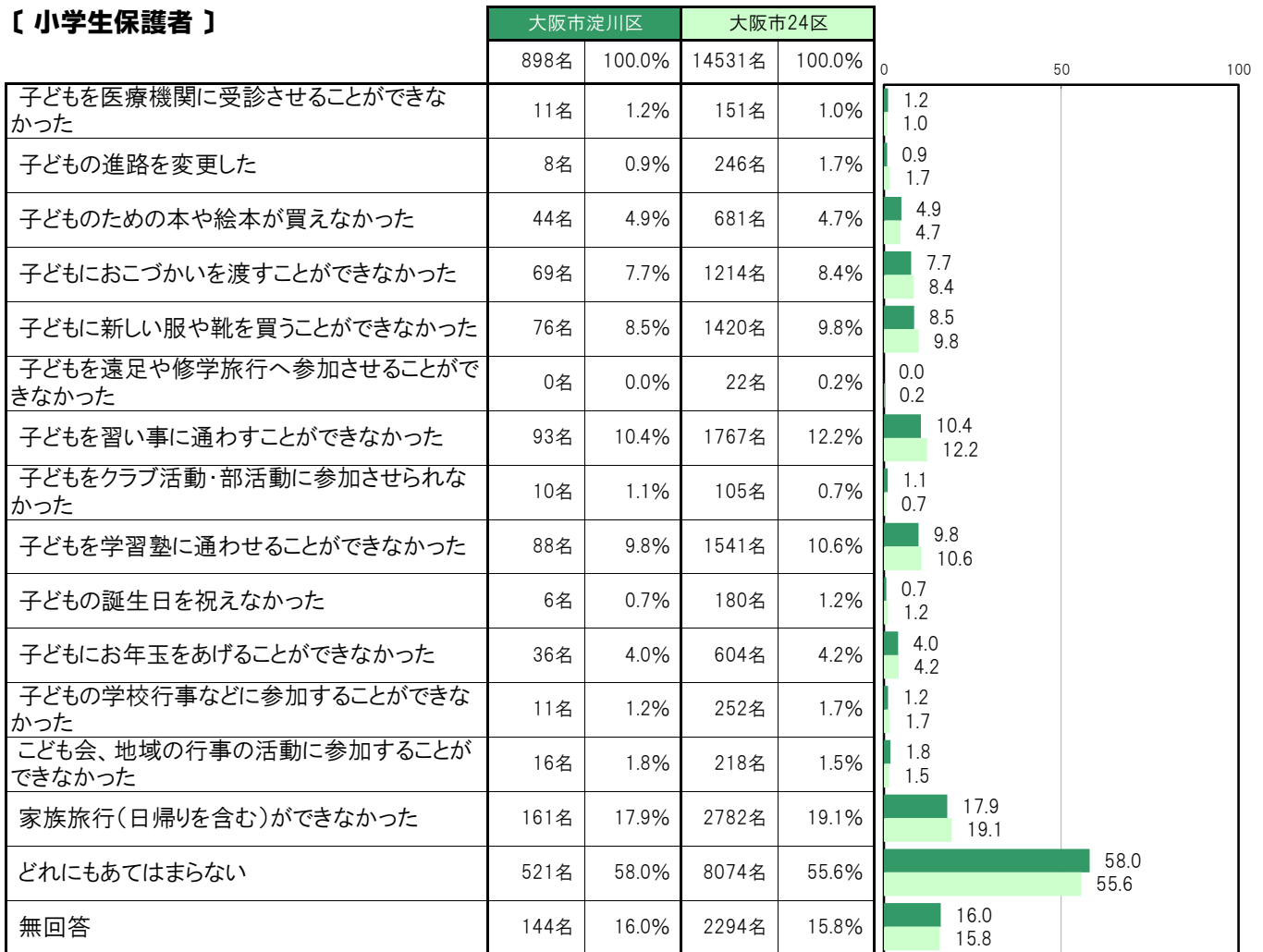
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「どれにもあてはまらない」521名 58.0%、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」161名 17.9%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」93名 10.4%、「子どもを学習塾に通わせることができなかった」88名 9.8%、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」76名 8.5%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「どれにもあてはまらない」402名 51.2%、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」173名 22.0%、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」95名 12.1%、「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」94名 12.0%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」93名 11.8%の順に高くなっている。

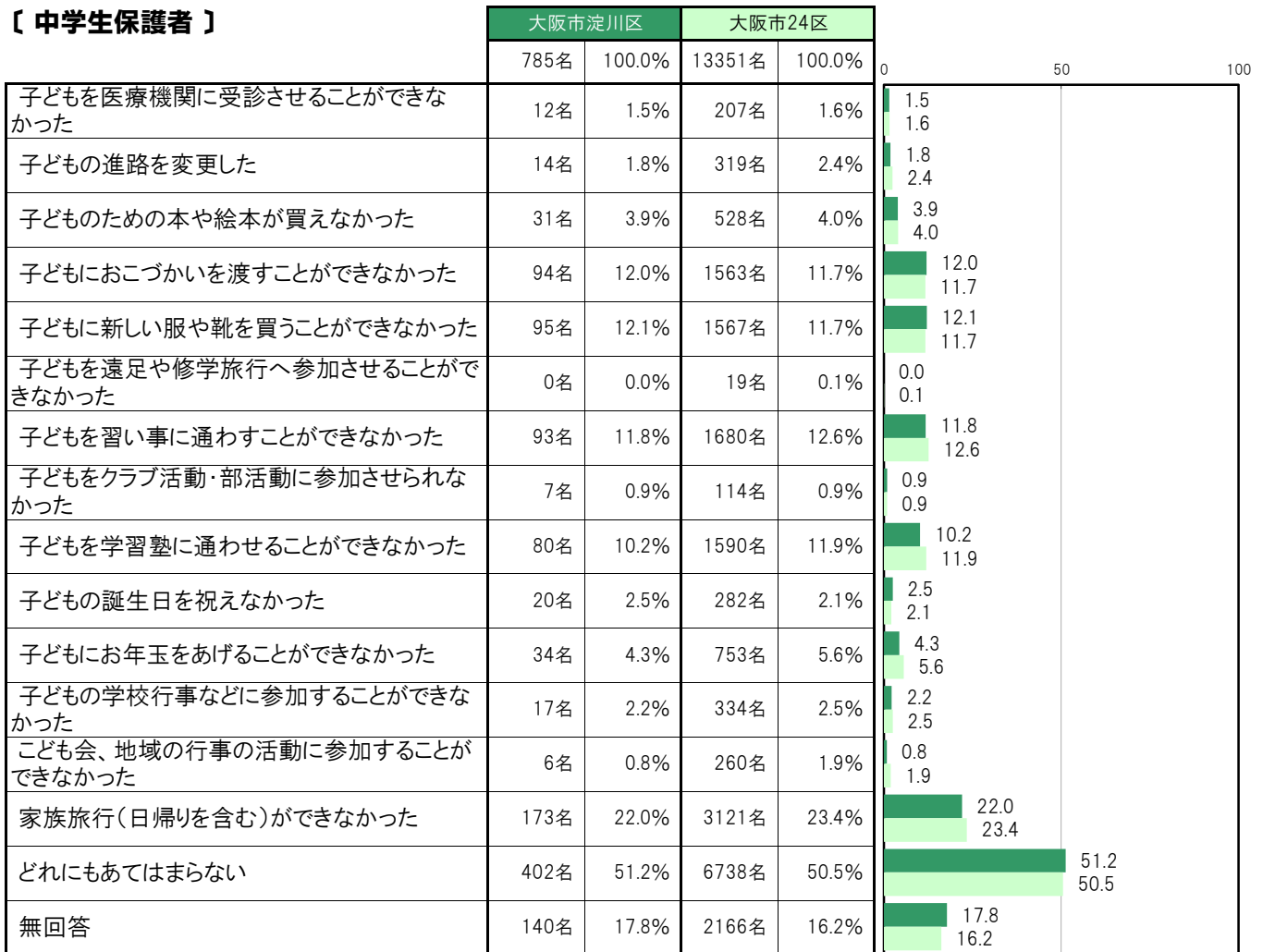
〔保護者全体〕



【小学生保護者】



【 中学生保護者 】



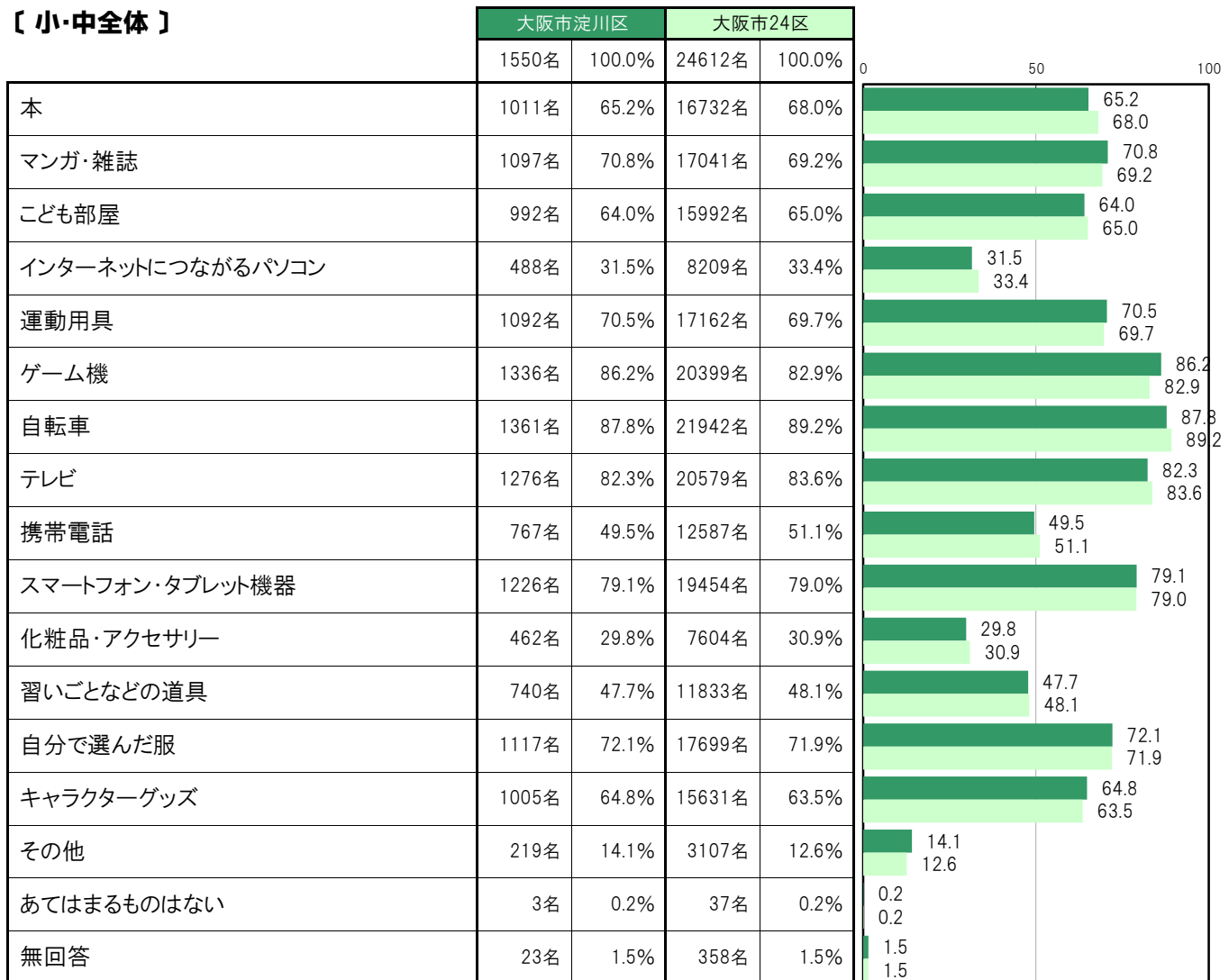
A-8.持っているもの、使うことができるもの【子ども 問24】

大阪市淀川区〔小・中全体〕では、「自転車」1361名 87.8%、「ゲーム機」1336名 86.2%、「テレビ」1276名 82.3%、「スマートフォン・タブレット機器」1226名 79.1%、「自分で選んだ服」1117名 72.1%の順に高くなっている。

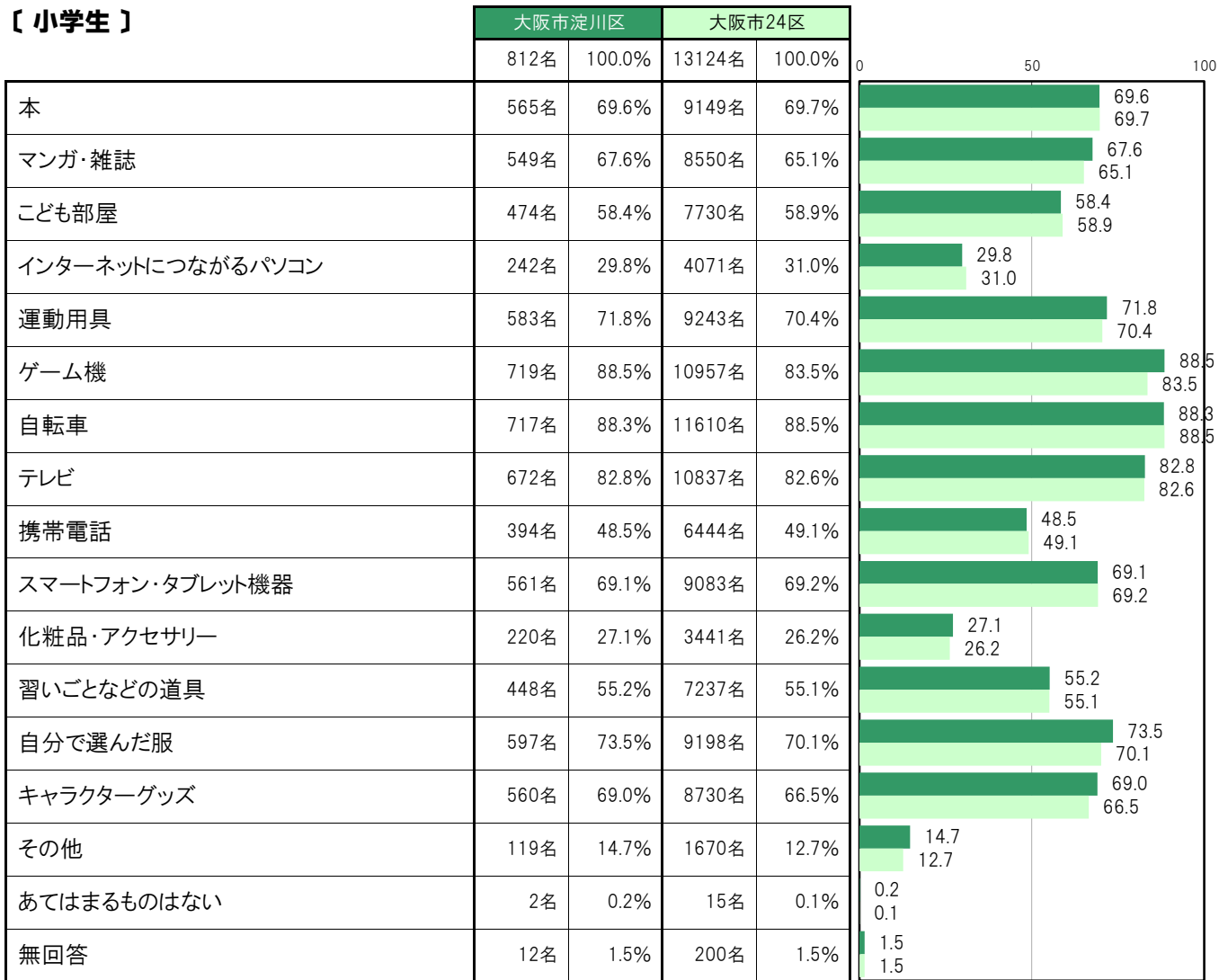
大阪市淀川区〔小学生〕では、「ゲーム機」719名 88.5%、「自転車」717名 88.3%、「テレビ」672名 82.8%、「自分で選んだ服」597名 73.5%、「運動用具」583名 71.8%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生〕では、「スマートフォン・タブレット機器」665名 90.1%、「自転車」644名 87.3%、「ゲーム機」617名 83.6%、「テレビ」604名 81.8%、「マンガ・雑誌」548名 74.3%の順に高くなっている。

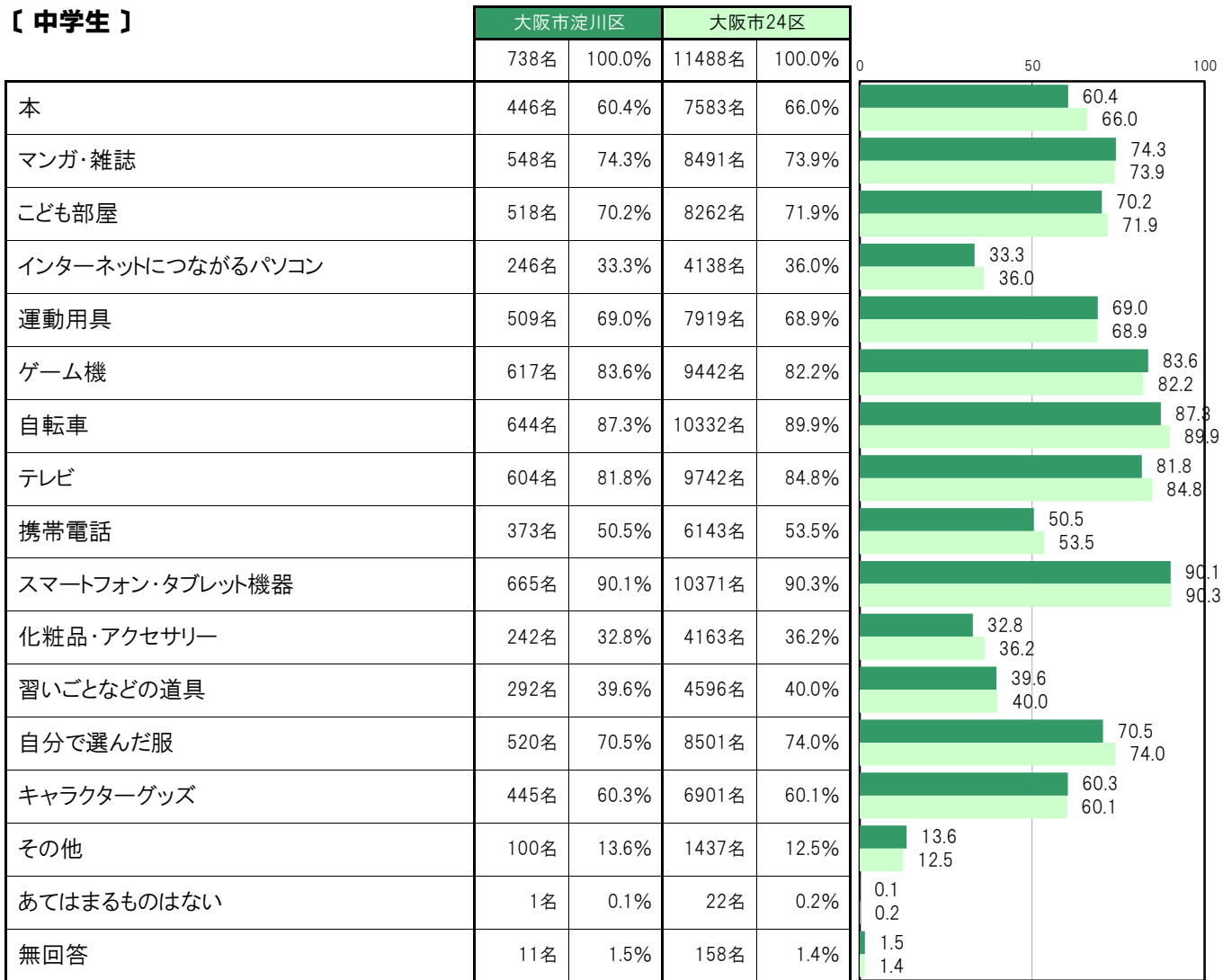
〔小・中全体〕



【小学生】



【 中学生 】



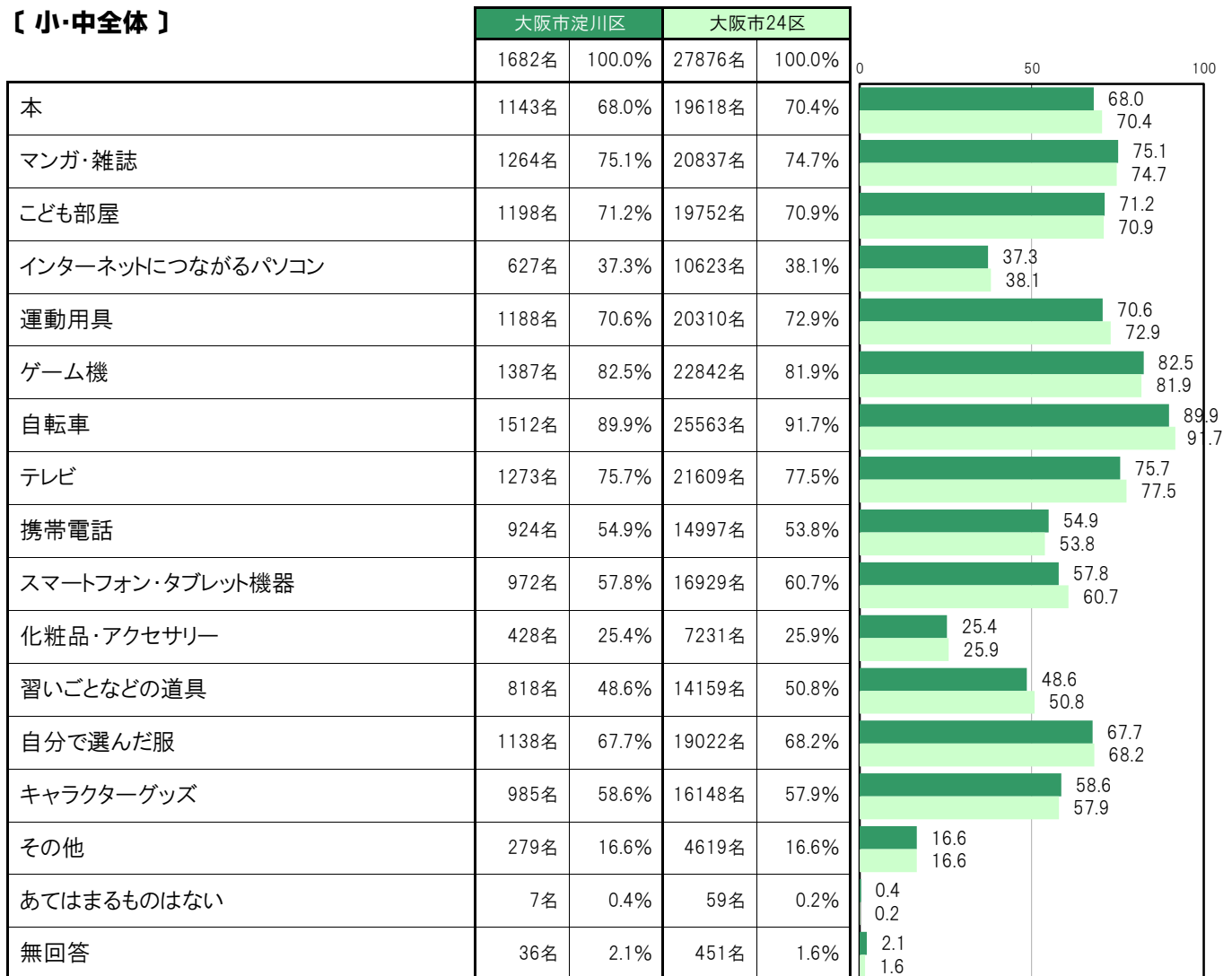
A-8.持っているもの、使うことができるもの ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔小・中全体〕では、「自転車」1512名 89.9%、「ゲーム機」1387名 82.5%、「テレビ」1273名 75.7%、「マンガ・雑誌」1264名 75.1%、「こども部屋」1198名 71.2%の順に高くなっている。

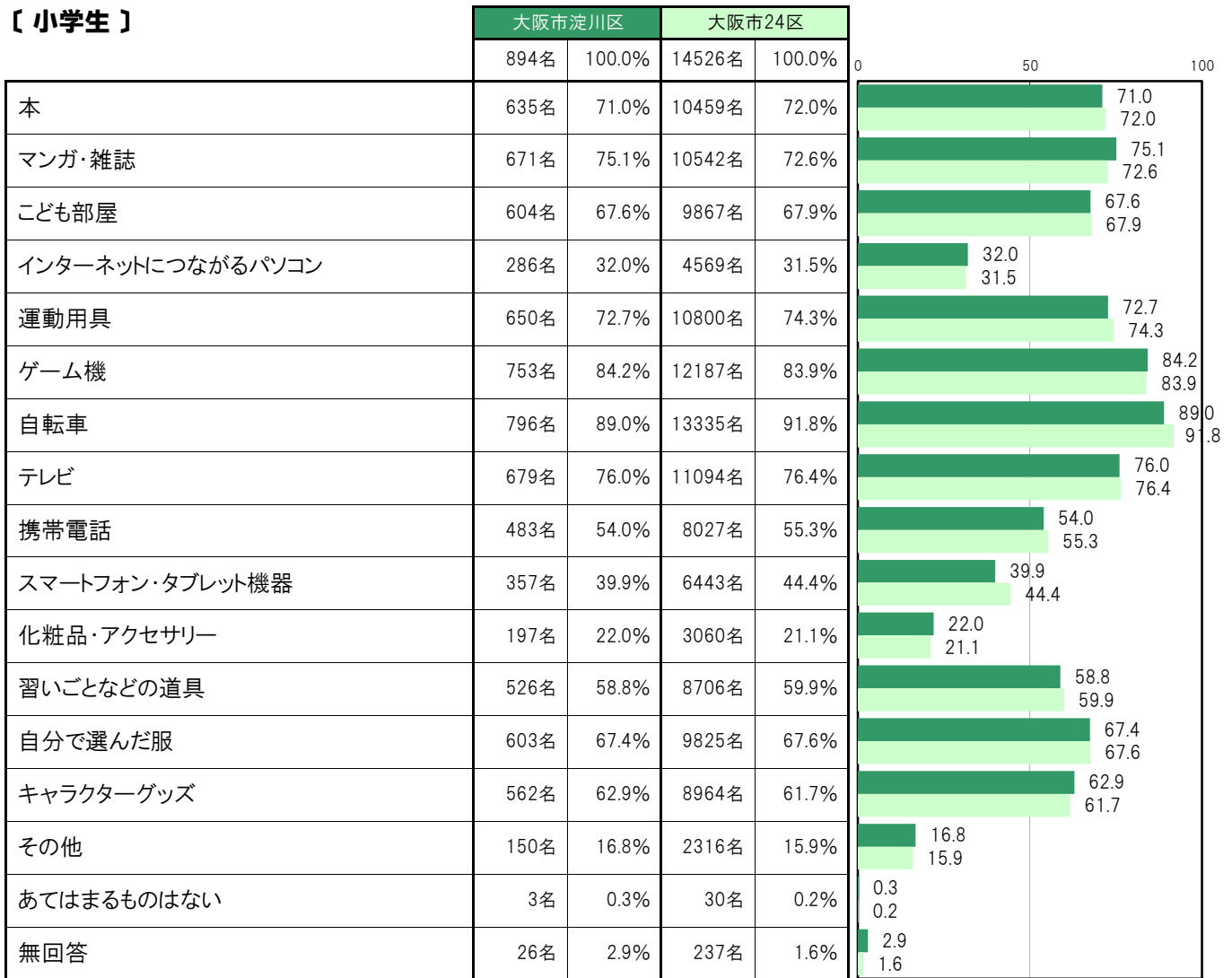
大阪市淀川区〔小学生〕では、「自転車」796名 89.0%、「ゲーム機」753名 84.2%、「テレビ」679名 76.0%、「マンガ・雑誌」671名 75.1%、「運動用具」650名 72.7%の順に高くなっている。

大阪市淀川区〔中学生〕では、「自転車」716名 90.9%、「ゲーム機」634名 80.5%、「スマートフォン・タブレット機器」615名 78.0%、「こども部屋」594名 75.4%、「テレビ」594名 75.4%の順に高くなっている。

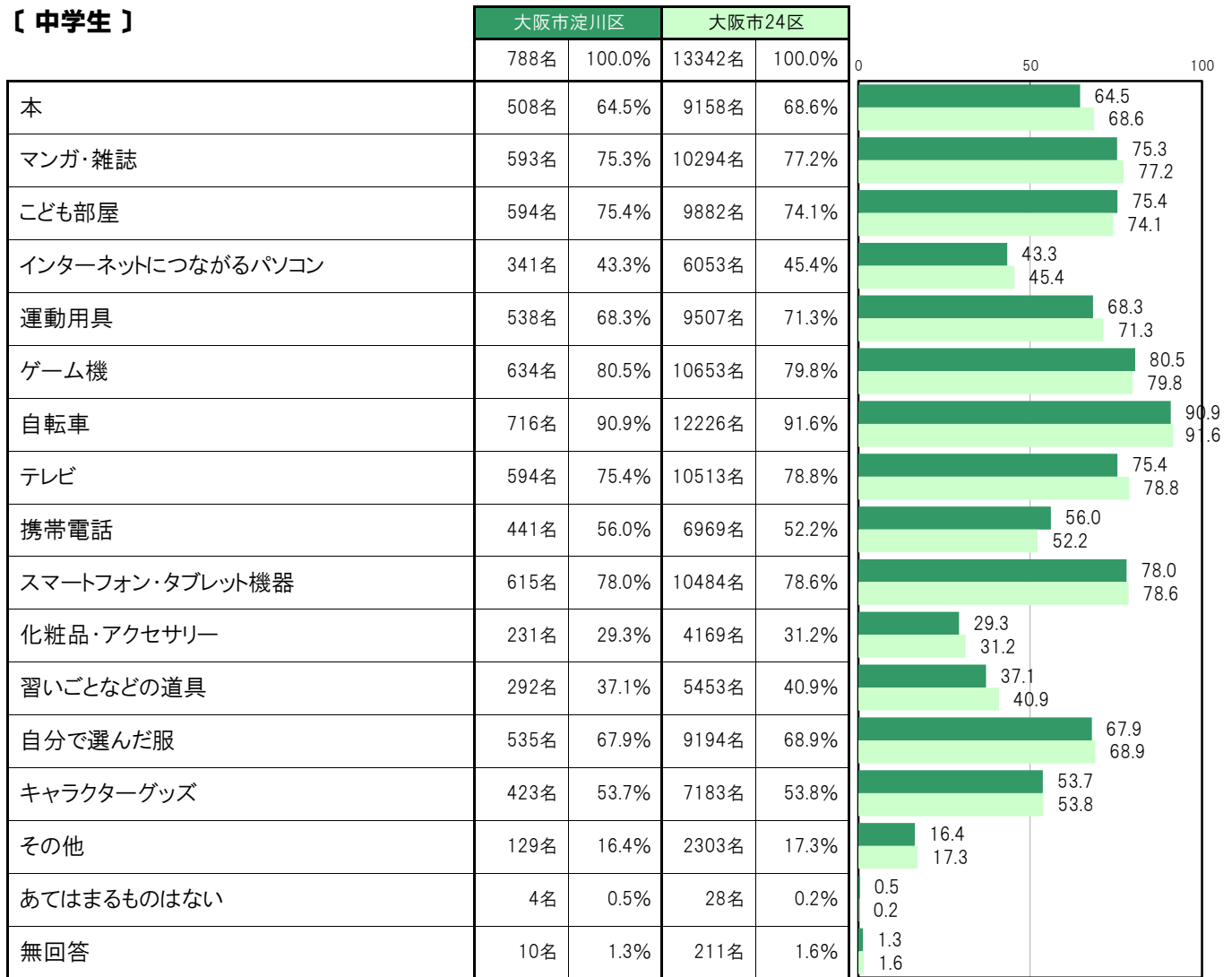
〔小・中全体〕



【小学生】



【 中学生 】



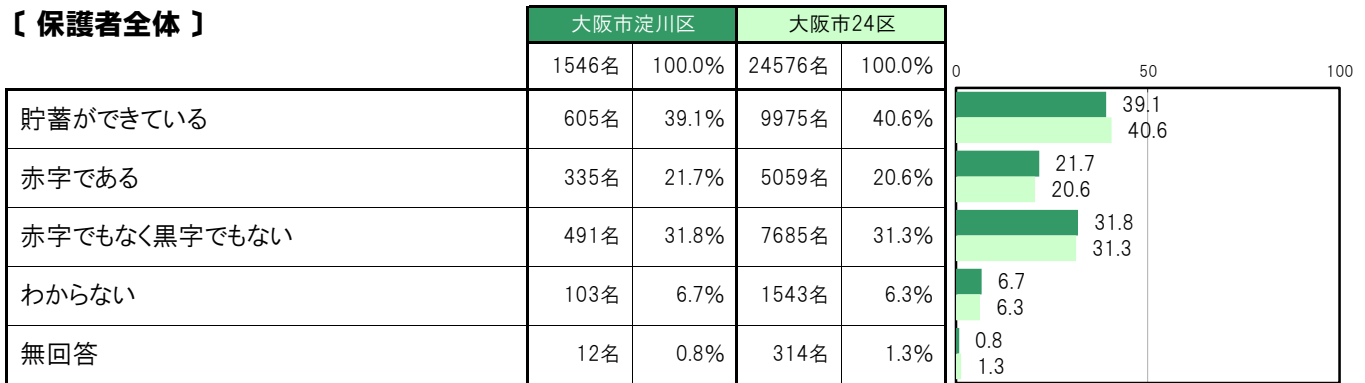
A-9.2022年の家計状況〔保護者 問7(1)〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「貯蓄ができています」605名 39.1%、「赤字である」335名 21.7%、「赤字でもなく黒字でもない」491名 31.8%、「わからない」103名 6.7%となっている。

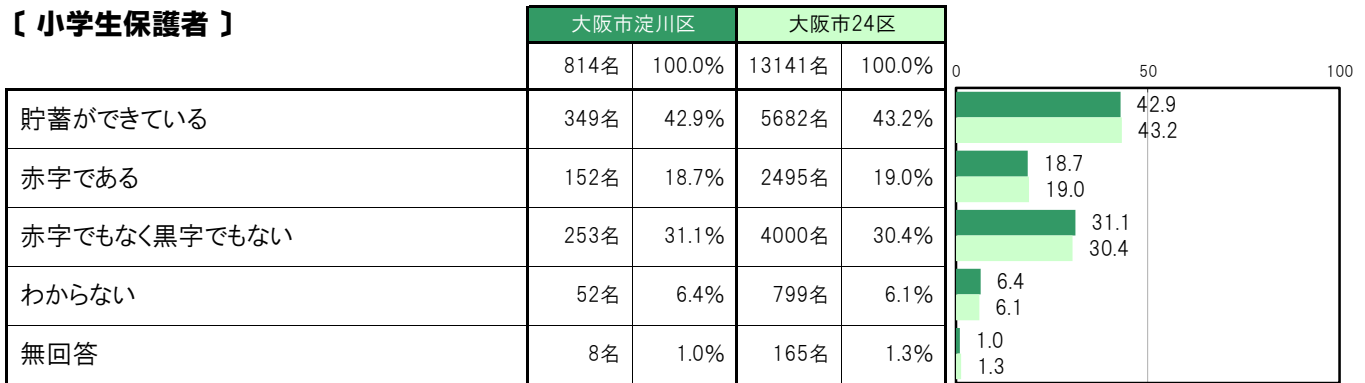
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「貯蓄ができています」349名 42.9%、「赤字である」152名 18.7%、「赤字でもなく黒字でもない」253名 31.1%、「わからない」52名 6.4%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「貯蓄ができています」256名 35.0%、「赤字である」183名 25.0%、「赤字でもなく黒字でもない」238名 32.5%、「わからない」51名 7.0%となっている。

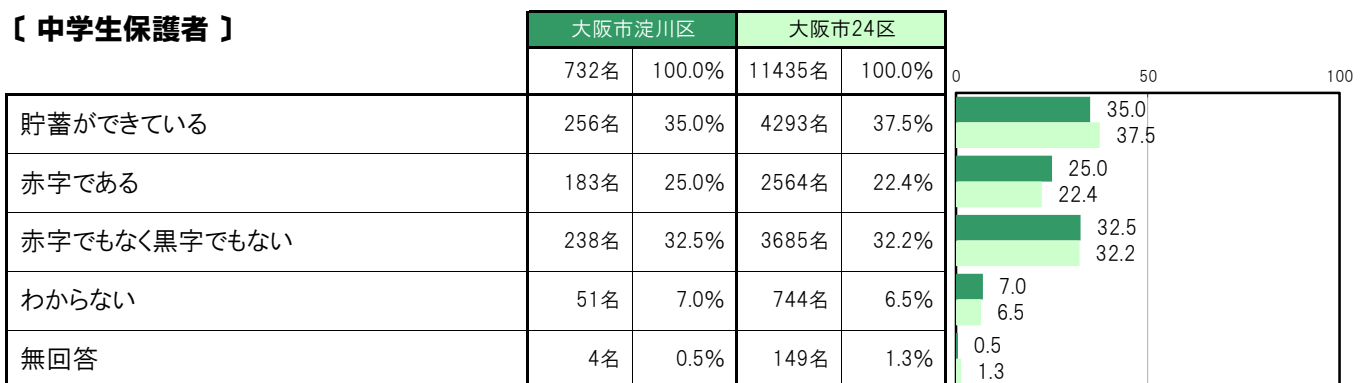
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



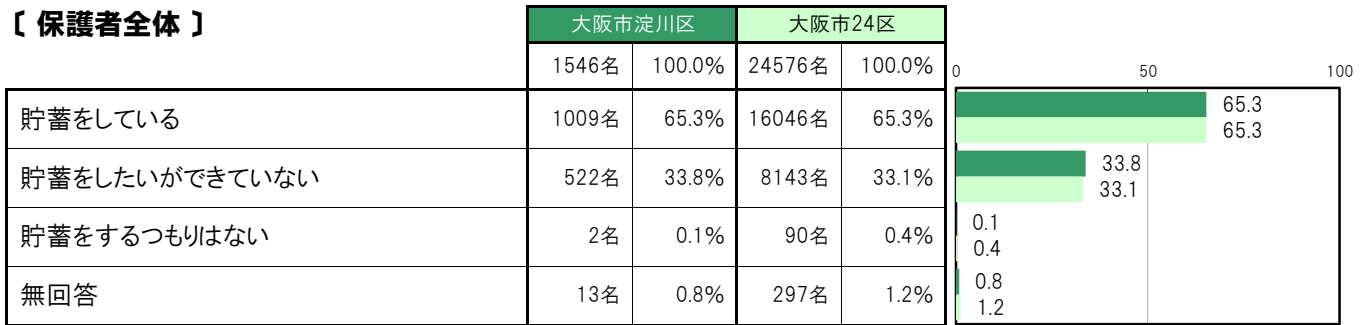
A-10.子どものための貯蓄状況〔保護者 問7(2)〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「貯蓄をしている」1009名 65.3%、「貯蓄をしたいができていない」522名 33.8%、「貯蓄をするつもりはない」2名 0.1%となっている。

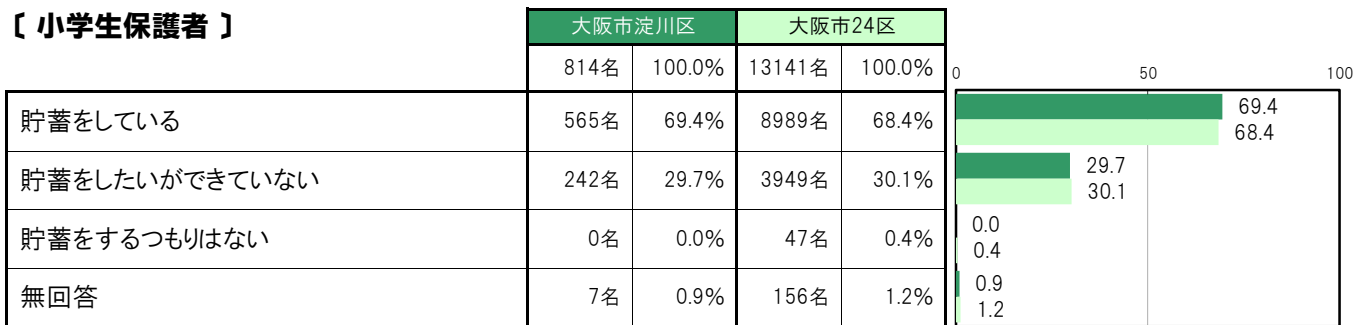
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「貯蓄をしている」565名 69.4%、「貯蓄をしたいができていない」242名 29.7%、「貯蓄をするつもりはない」0名 0.0%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「貯蓄をしている」444名 60.7%、「貯蓄をしたいができていない」280名 38.3%、「貯蓄をするつもりはない」2名 0.3%となっている。

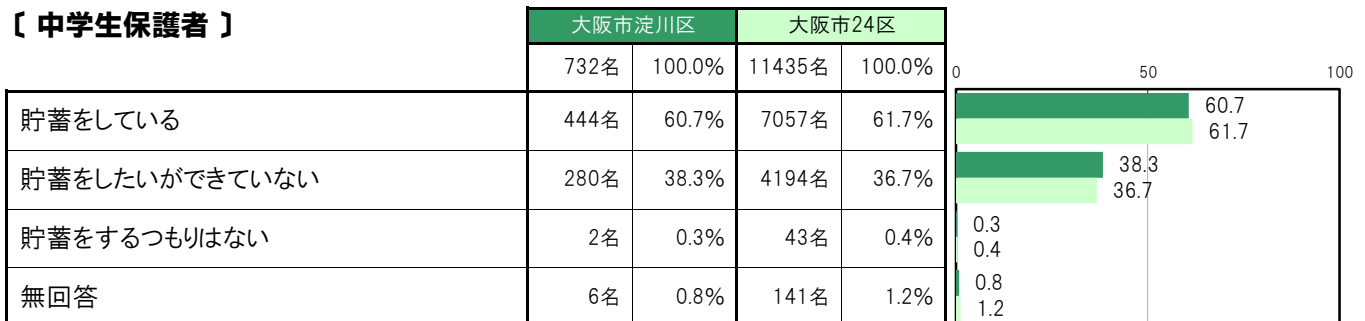
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



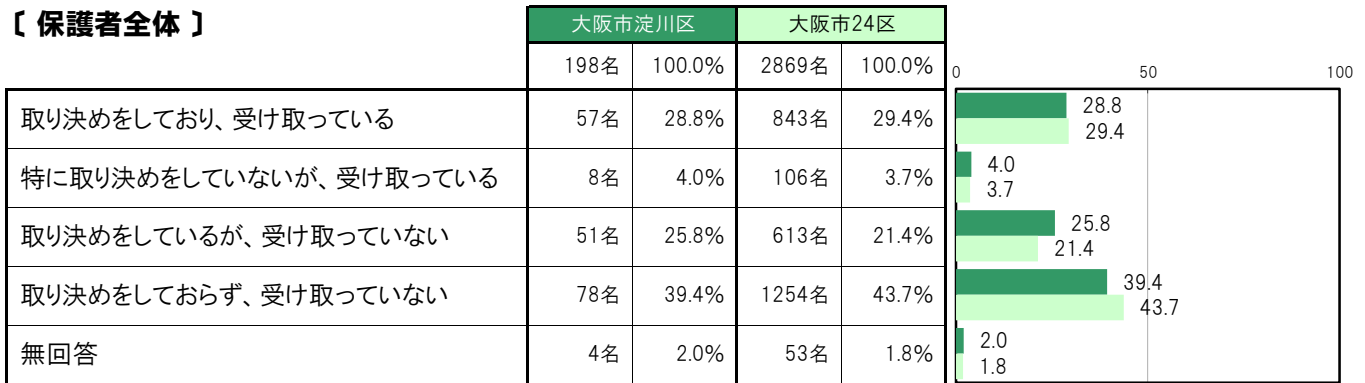
A-11.離婚相手との養育費の状況〔保護者 問4〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「取り決めをしており、受け取っている」57名 28.8%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」8名 4.0%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」78名 39.4%となっている。

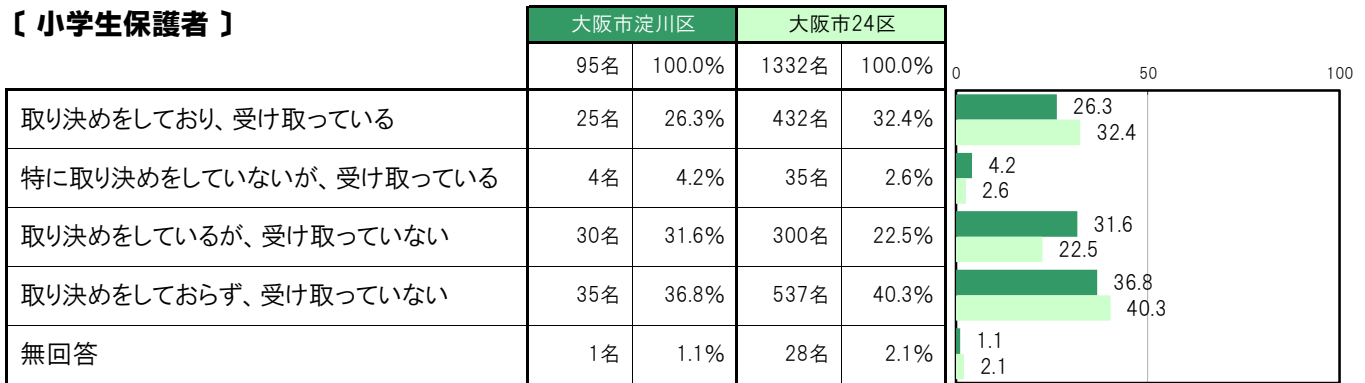
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」25名 26.3%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」4名 4.2%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」35名 36.8%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」32名 31.1%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」4名 3.9%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」43名 41.7%となっている。

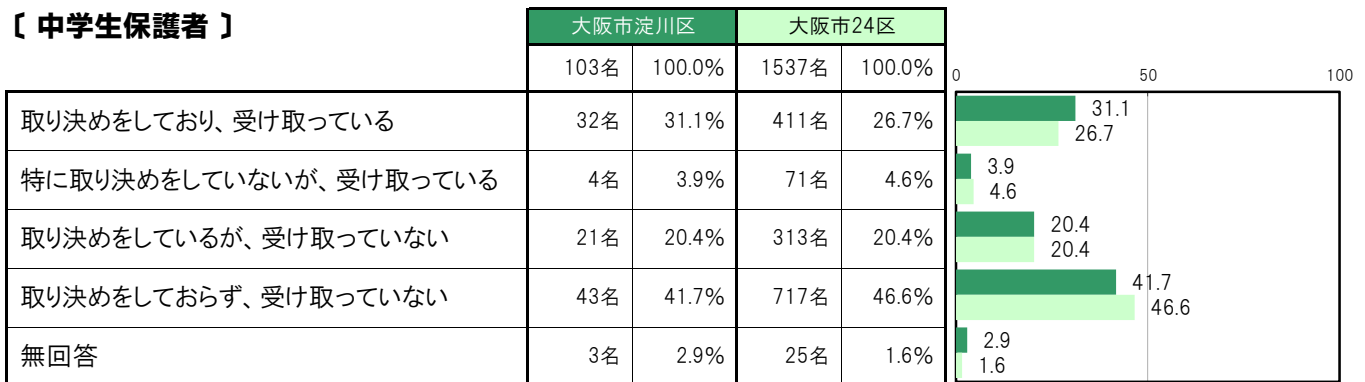
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



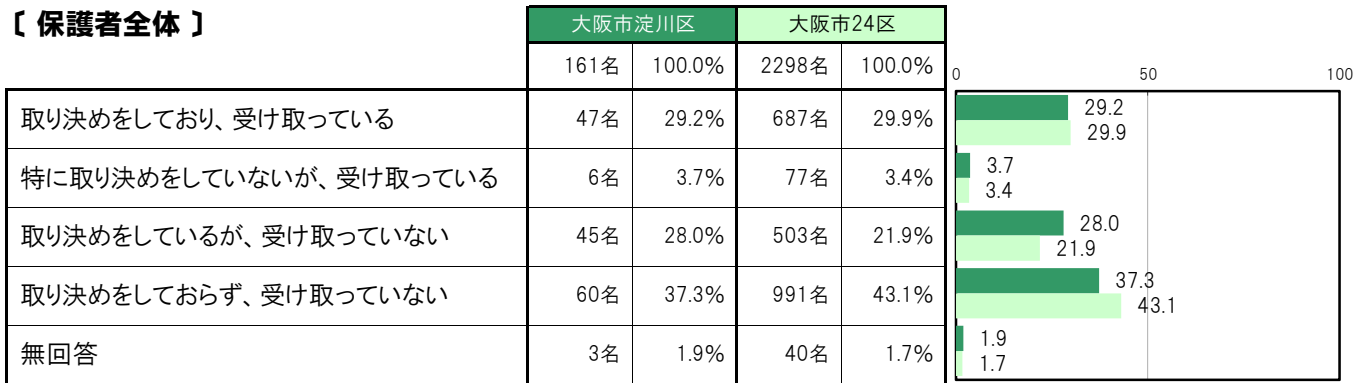
A-12.離婚相手との養育費の状況(ひとり親世帯)〔保護者 問4〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「取り決めをしており、受け取っている」47名 29.2%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」6名 3.7%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」60名 37.3%となっている。

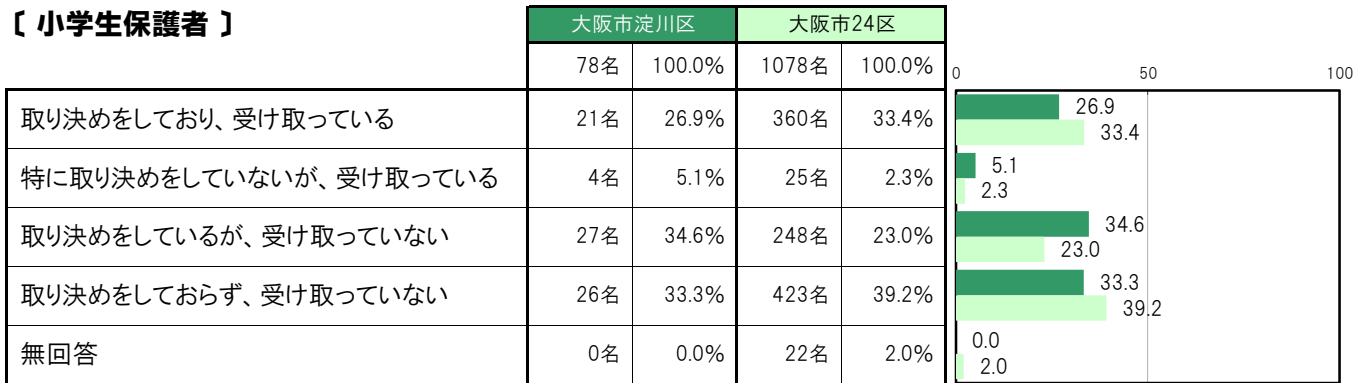
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」21名 26.9%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」4名 5.1%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」26名 33.3%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」26名 31.3%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」2名 2.4%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」34名 41.0%となっている。

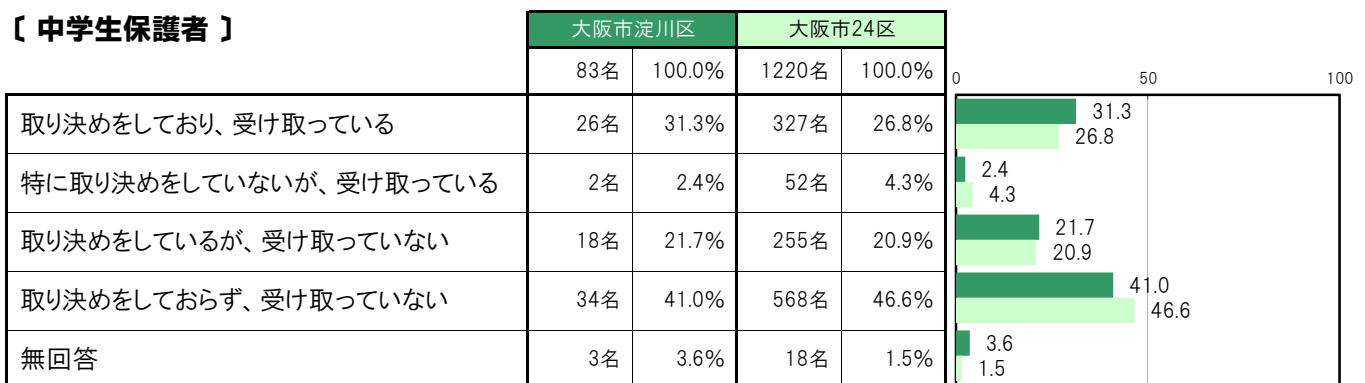
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



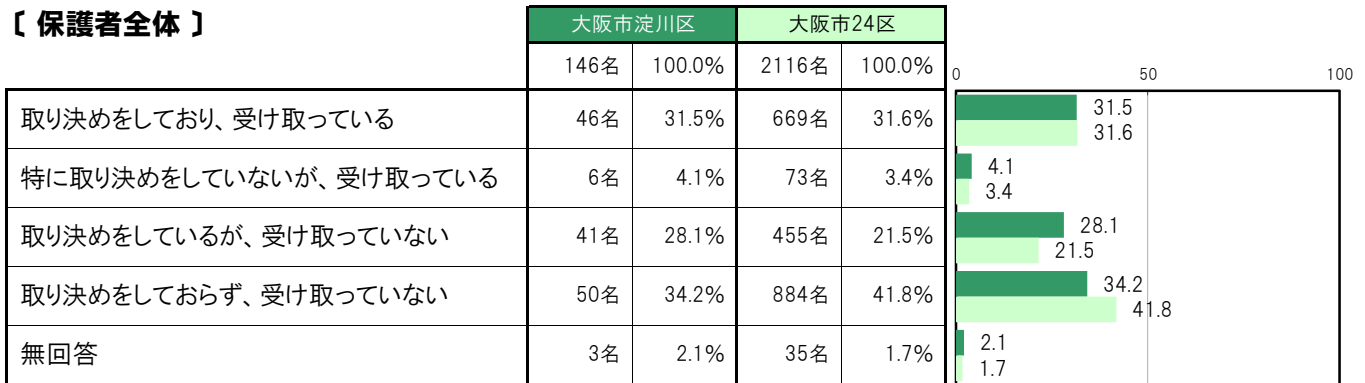
A-13.離婚相手との養育費の状況(母子世帯)〔保護者 問4〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「取り決めをしており、受け取っている」46名 31.5%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」6名 4.1%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」50名 34.2%となっている。

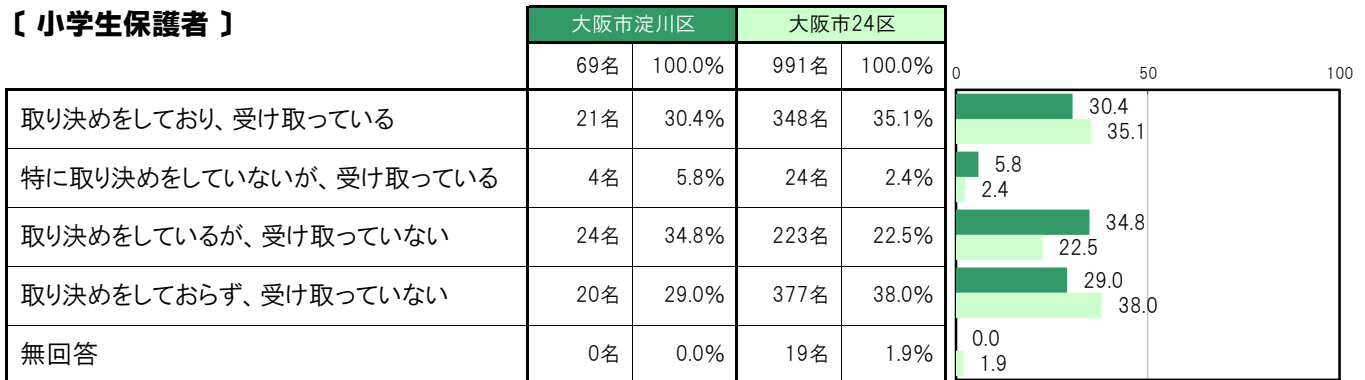
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」21名 30.4%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」4名 5.8%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」20名 29.0%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」25名 32.5%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」2名 2.6%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」30名 39.0%となっている。

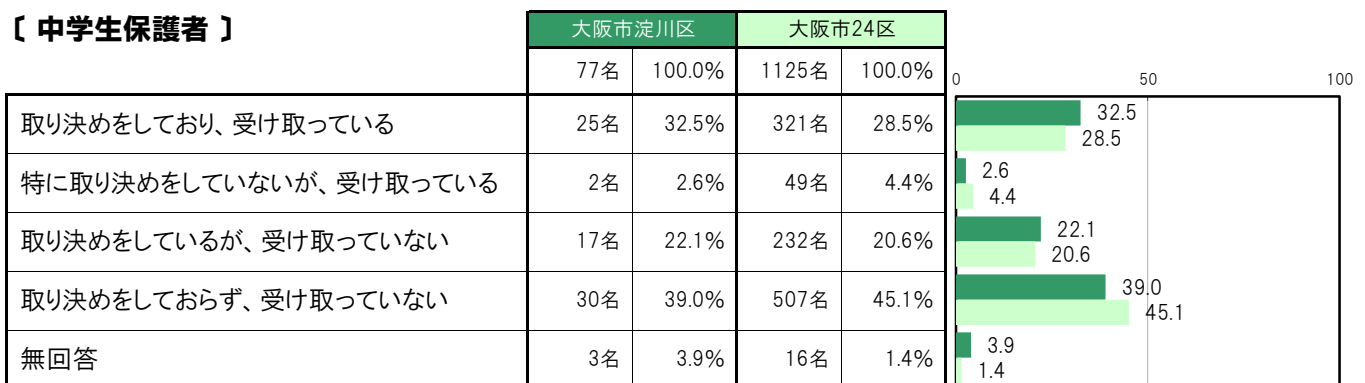
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



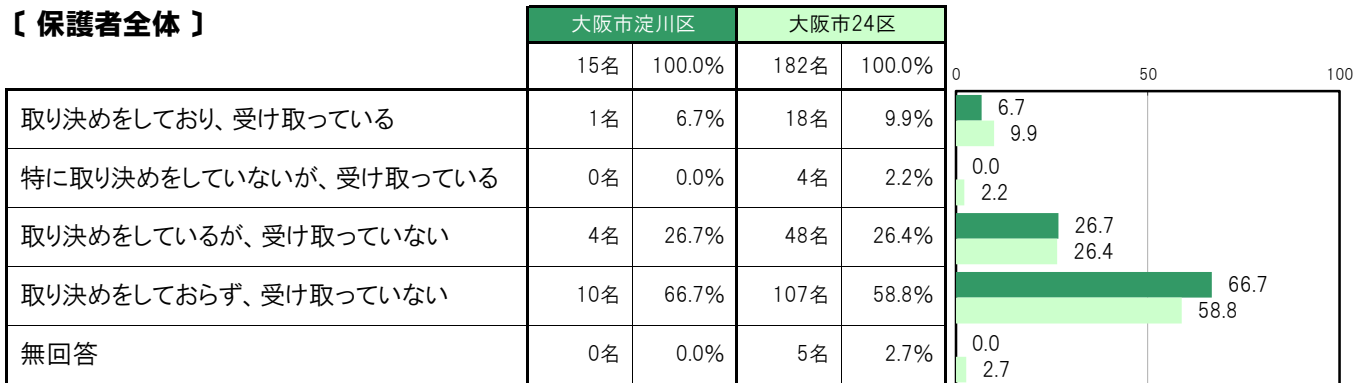
A-14.離婚相手との養育費の状況(父子世帯)〔保護者 問4〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「取り決めをしており、受け取っている」1名 6.7%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」0名 0.0%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」10名 66.7%となっている。

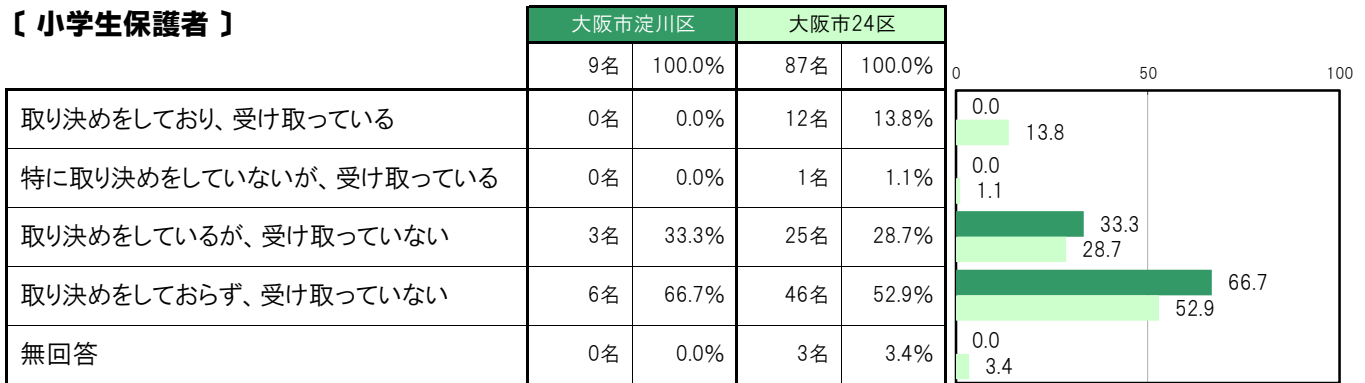
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」0名 0.0%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」0名 0.0%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」6名 66.7%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「取り決めをしており、受け取っている」1名 16.7%、「特に取り決めをしていないが、受け取っている」0名 0.0%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」4名 66.7%となっている。

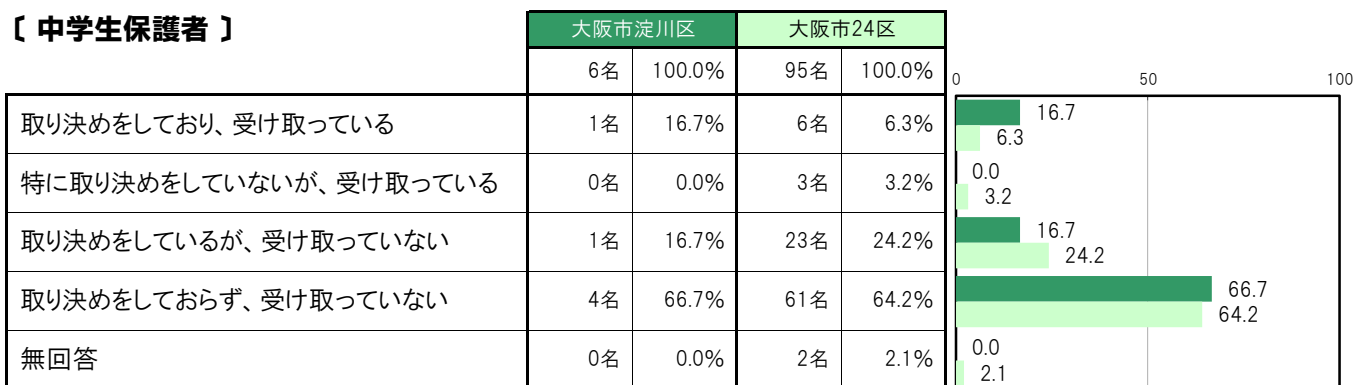
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



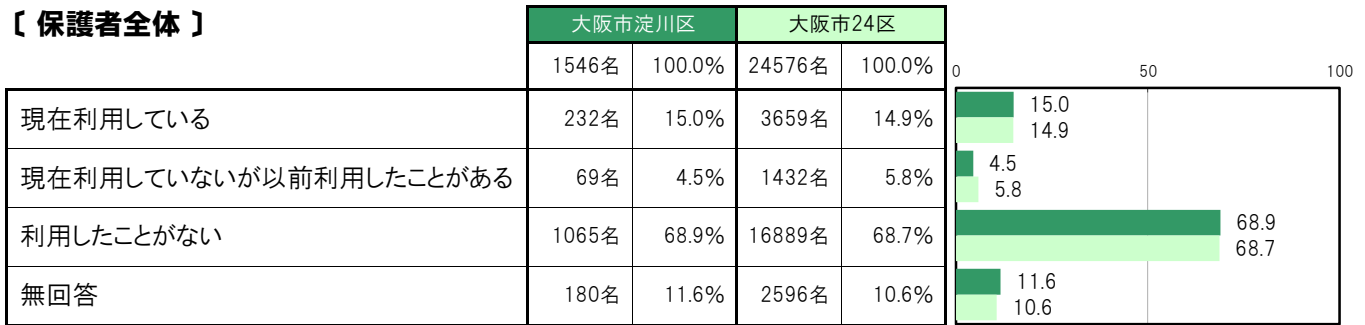
A-15.支援制度の利用状況／就学援助【保護者 問24-a】

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」232名 15.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」69名 4.5%、「利用したことがない」1065名 68.9%となっている。

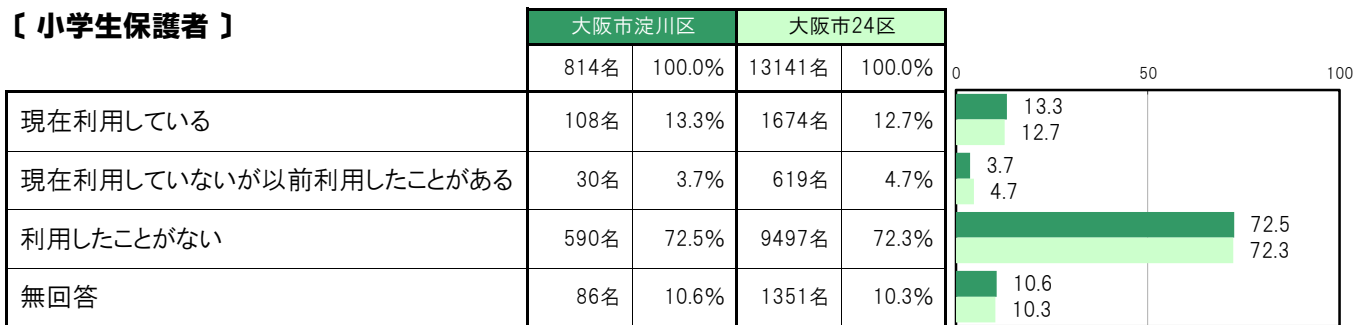
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」108名 13.3%、「現在利用していないが以前利用したことがある」30名 3.7%、「利用したことがない」590名 72.5%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」124名 16.9%、「現在利用していないが以前利用したことがある」39名 5.3%、「利用したことがない」475名 64.9%となっている。

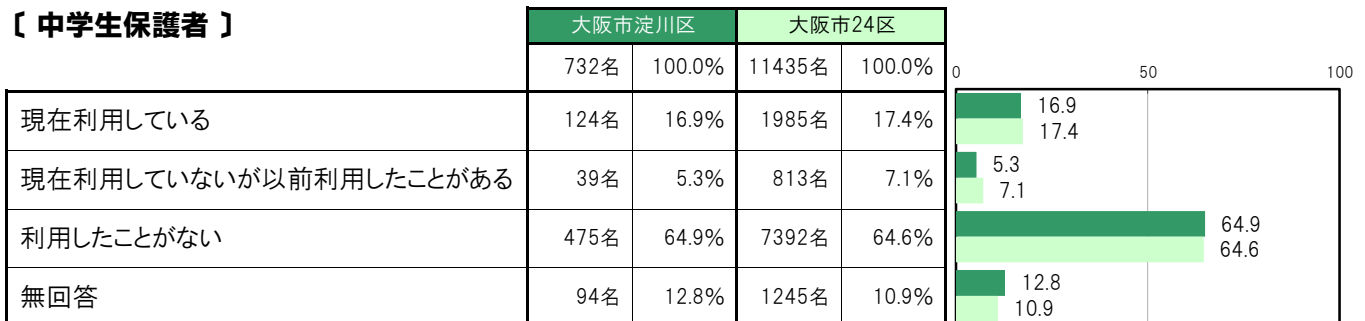
【保護者全体】



【小学生保護者】



【中学生保護者】



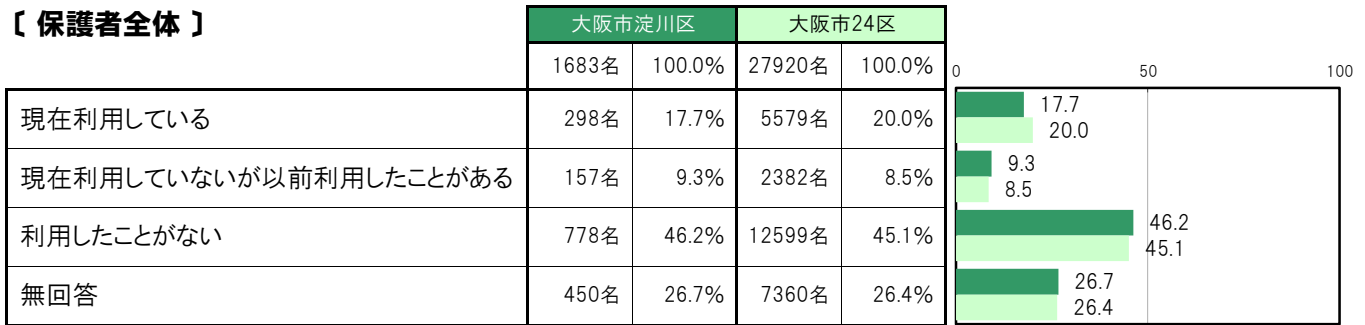
A-15.支援制度の利用状況／就学援助 ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」298名 17.7%、「現在利用していないが以前利用したことがある」157名 9.3%、「利用したことがない」778名 46.2%となっている。

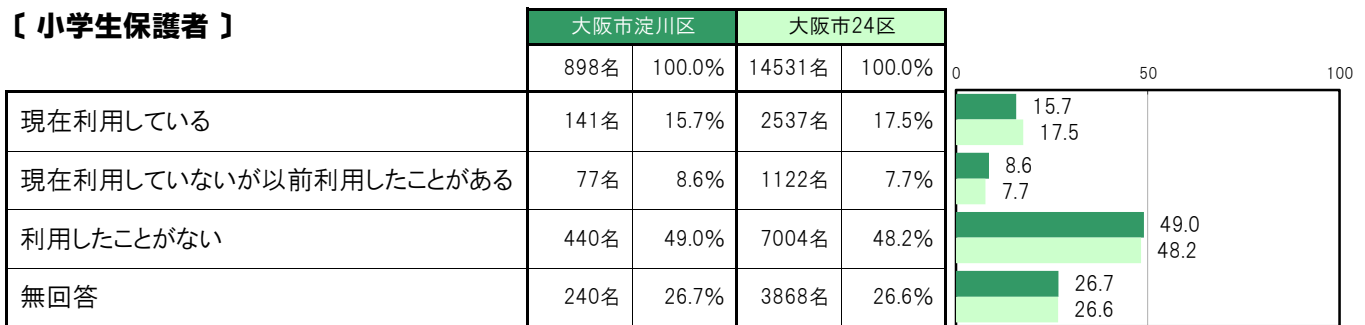
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」141名 15.7%、「現在利用していないが以前利用したことがある」77名 8.6%、「利用したことがない」440名 49.0%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」157名 20.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」80名 10.2%、「利用したことがない」338名 43.1%となっている。

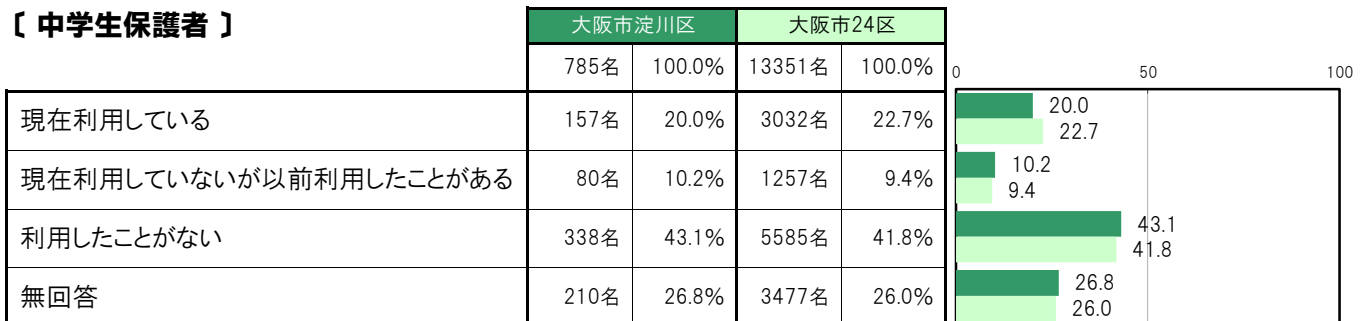
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



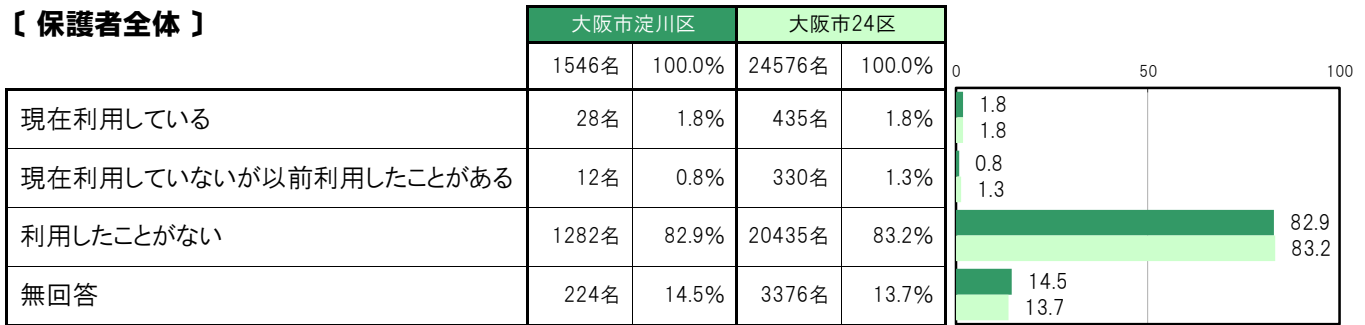
A-16.支援制度の利用状況／生活保護【保護者 問24-b】

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」28名 1.8%、「現在利用していないが以前利用したことがある」12名 0.8%、「利用したことがない」1282名 82.9%となっている。

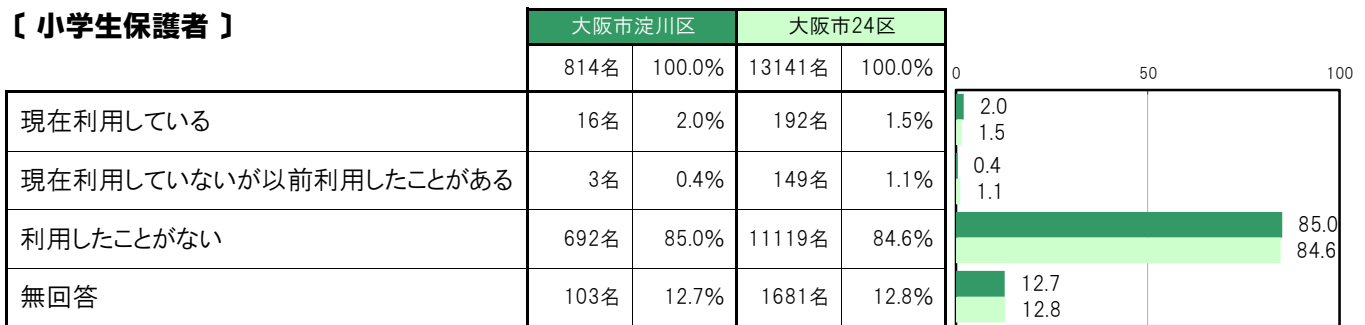
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」16名 2.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」3名 0.4%、「利用したことがない」692名 85.0%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」12名 1.6%、「現在利用していないが以前利用したことがある」9名 1.2%、「利用したことがない」590名 80.6%となっている。

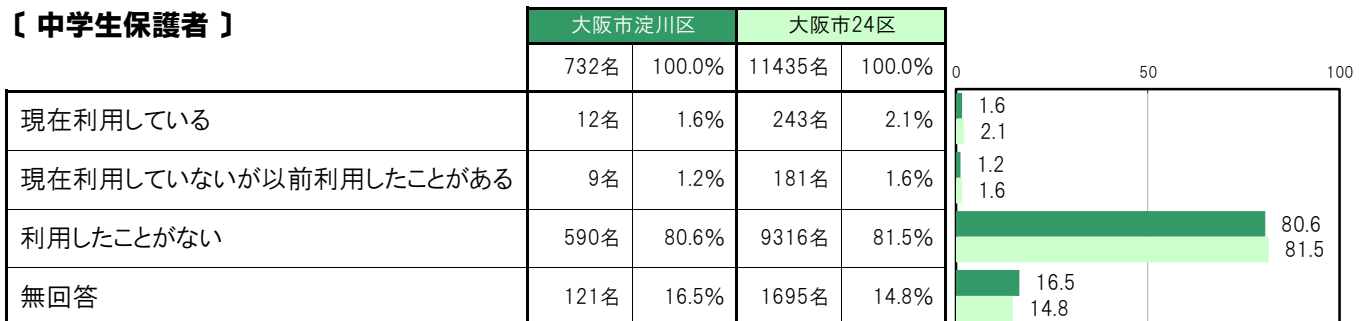
【保護者全体】



【小学生保護者】



【中学生保護者】



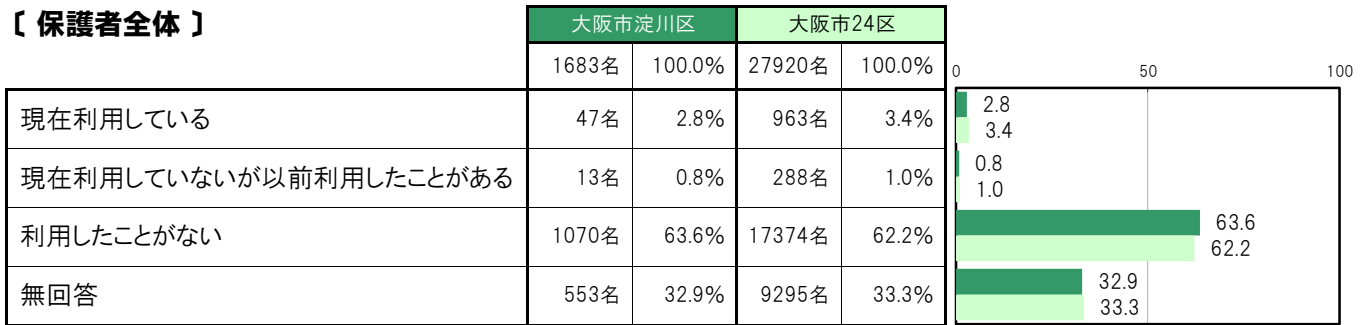
A-16.支援制度の利用状況／生活保護 ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」47名 2.8%、「現在利用していないが以前利用したことがある」13名 0.8%、「利用したことがない」1070名 63.6%となっている。

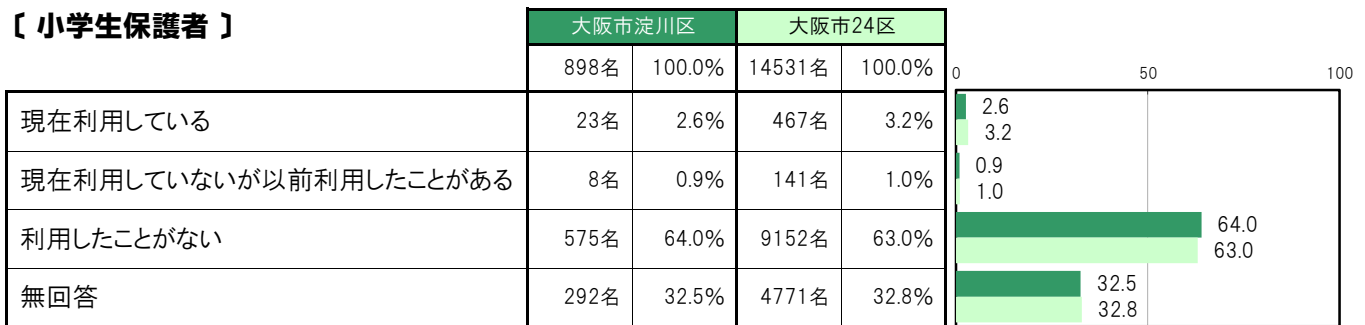
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」23名 2.6%、「現在利用していないが以前利用したことがある」8名 0.9%、「利用したことがない」575名 64.0%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」24名 3.1%、「現在利用していないが以前利用したことがある」5名 0.6%、「利用したことがない」495名 63.1%となっている。

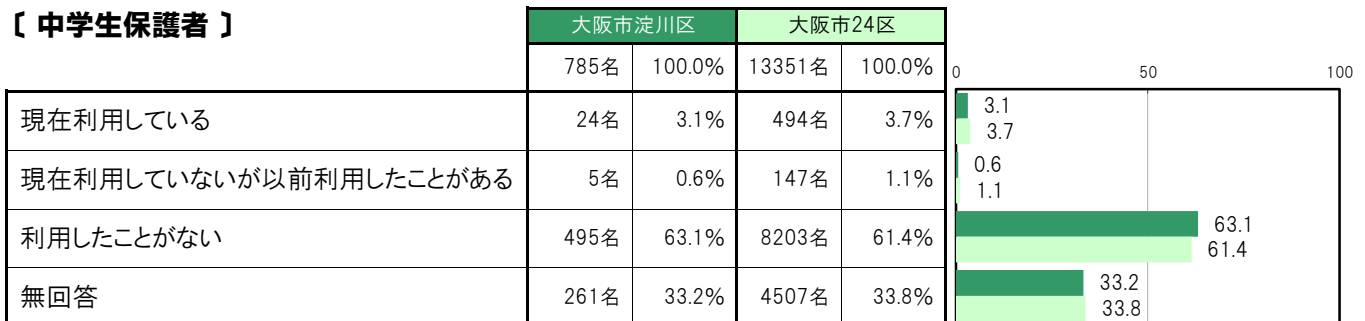
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



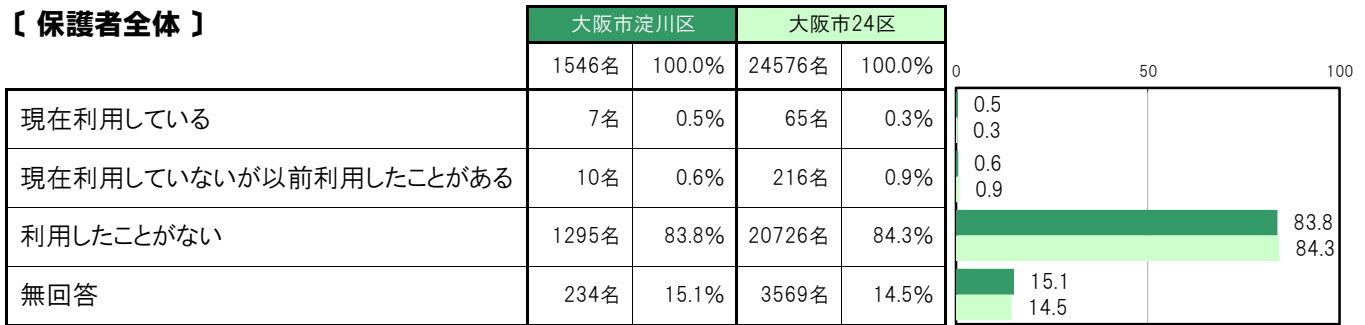
A-17.支援制度の利用状況／生活困窮者の自立支援相談窓口【保護者 問24-c】

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」7名 0.5%、「現在利用していないが以前利用したことがある」10名 0.6%、「利用したことがない」1295名 83.8%となっている。

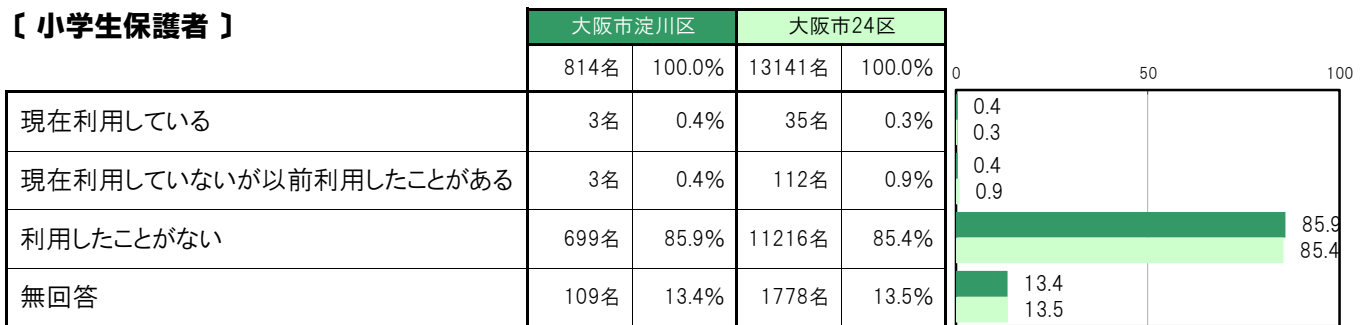
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」3名 0.4%、「現在利用していないが以前利用したことがある」3名 0.4%、「利用したことがない」699名 85.9%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」4名 0.5%、「現在利用していないが以前利用したことがある」7名 1.0%、「利用したことがない」596名 81.4%となっている。

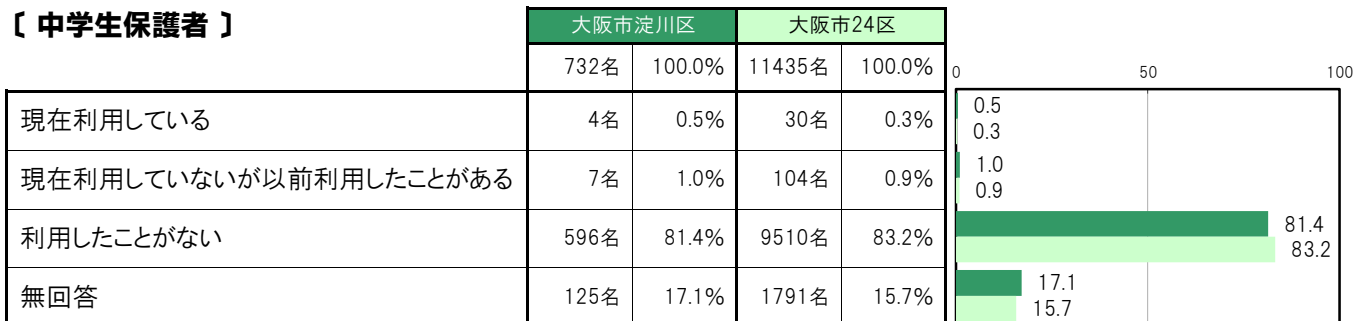
【保護者全体】



【小学生保護者】



【中学生保護者】



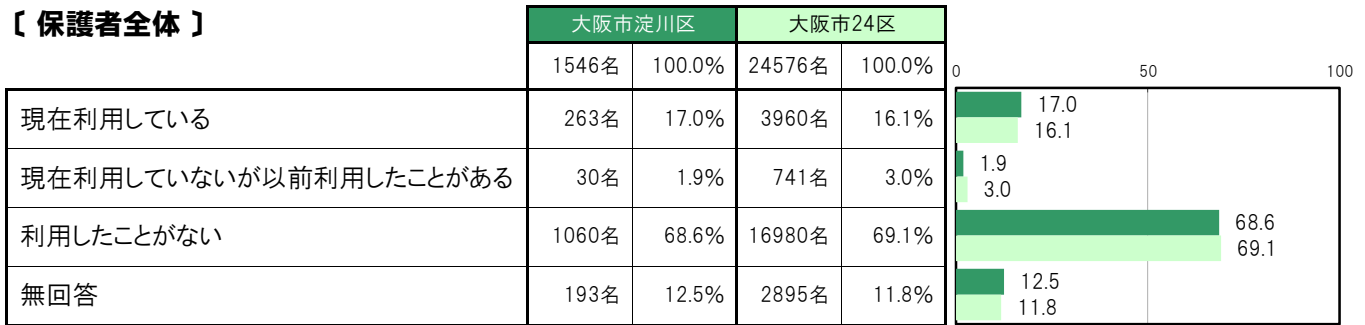
A-18.支援制度の利用状況／児童扶養手当〔保護者 問24-d〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」263名 17.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」30名 1.9%、「利用したことがない」1060名 68.6%となっている。

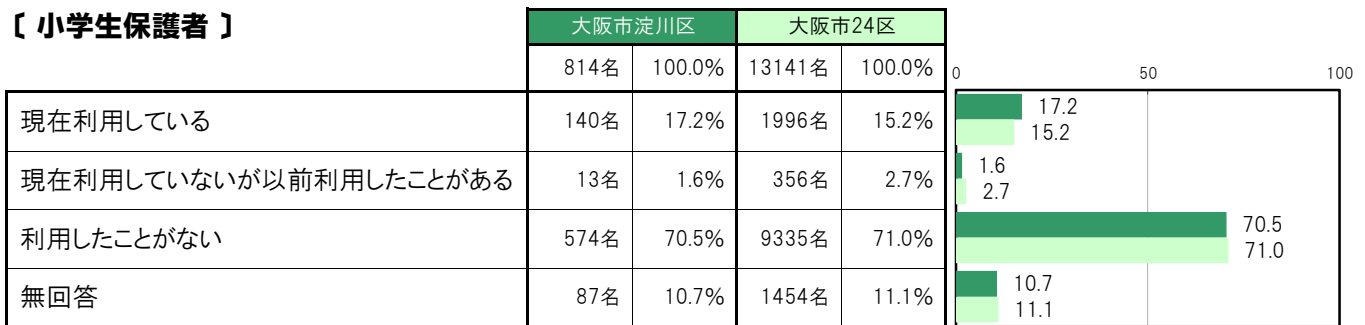
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」140名 17.2%、「現在利用していないが以前利用したことがある」13名 1.6%、「利用したことがない」574名 70.5%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」123名 16.8%、「現在利用していないが以前利用したことがある」17名 2.3%、「利用したことがない」486名 66.4%となっている。

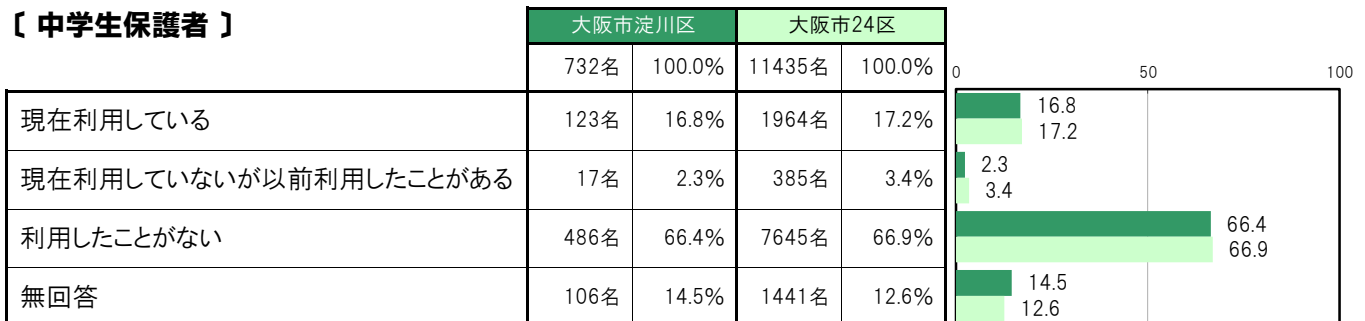
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



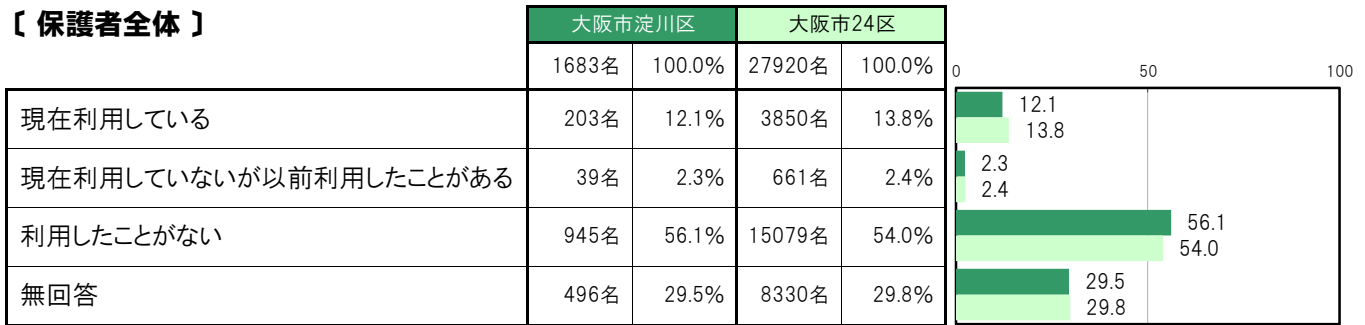
A-18. 支援制度の利用状況／児童扶養手当 ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」203名 12.1%、「現在利用していないが以前利用したことがある」39名 2.3%、「利用したことがない」945名 56.1%となっている。

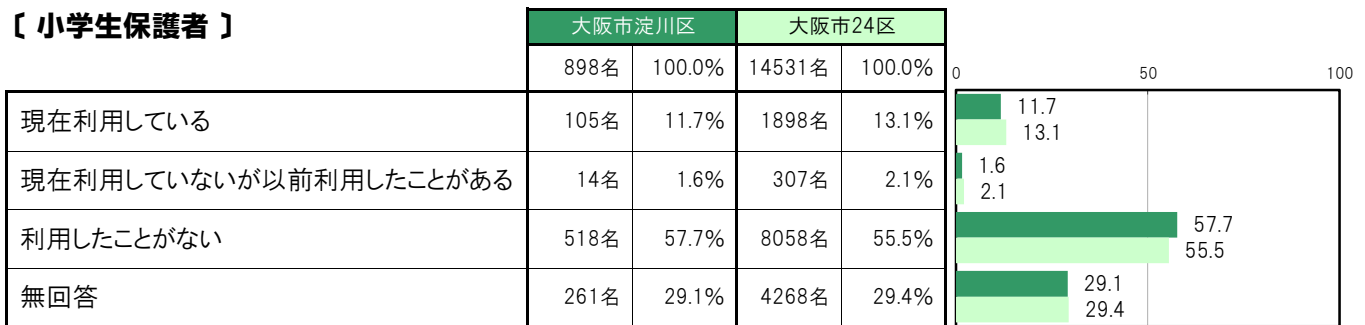
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」105名 11.7%、「現在利用していないが以前利用したことがある」14名 1.6%、「利用したことがない」518名 57.7%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」98名 12.5%、「現在利用していないが以前利用したことがある」25名 3.2%、「利用したことがない」427名 54.4%となっている。

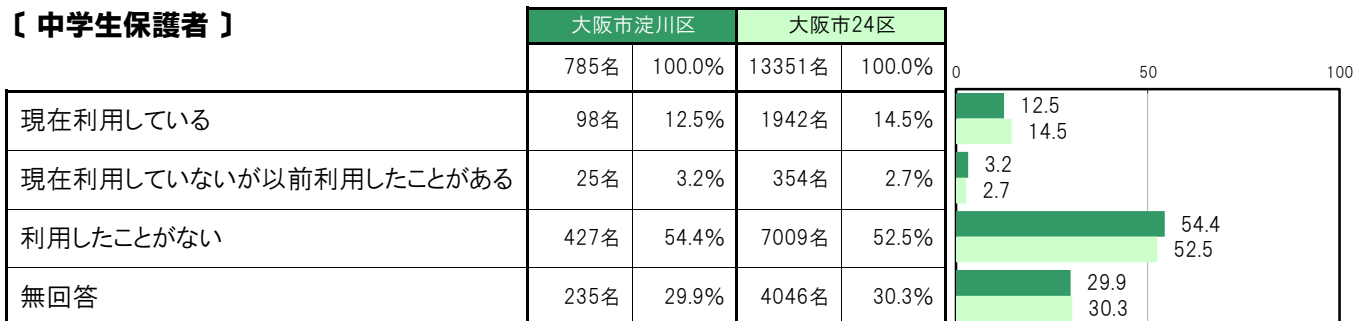
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



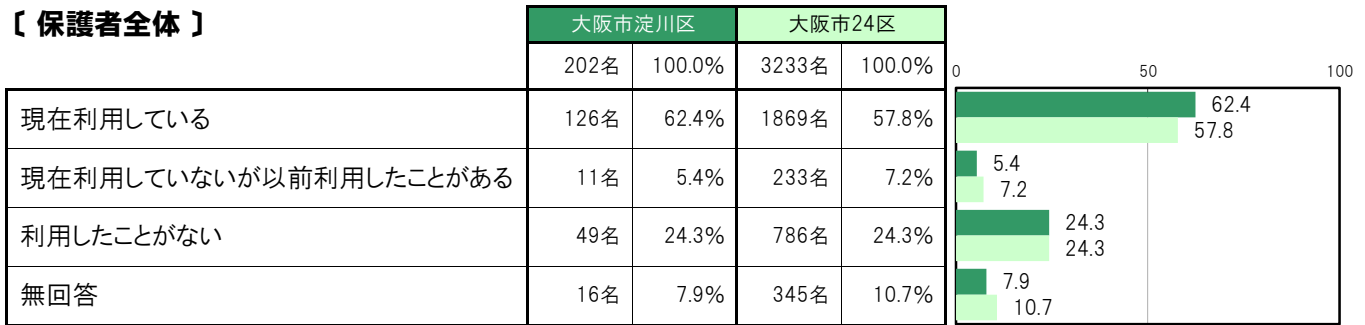
A-19.支援制度の利用状況／児童扶養手当(ひとり親世帯)〔保護者 問24-d〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」126名 62.4%、「現在利用していないが以前利用したことがある」11名 5.4%、「利用したことがない」49名 24.3%となっている。

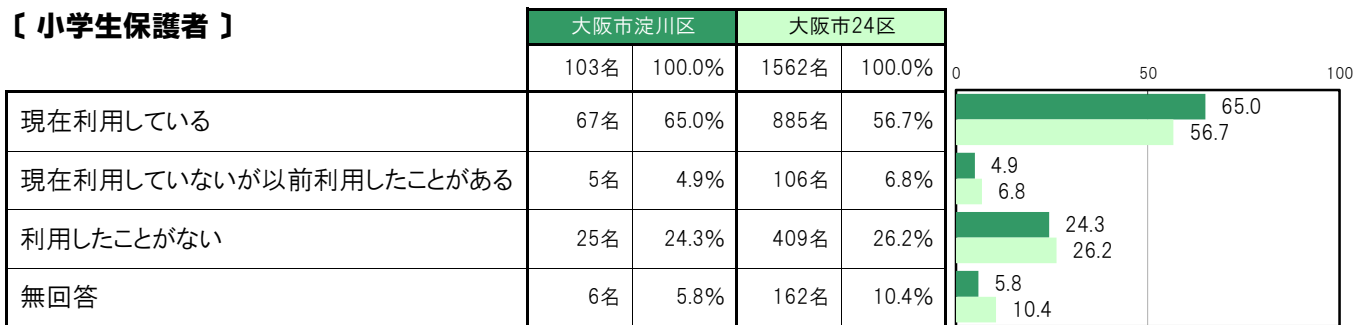
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」67名 65.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」5名 4.9%、「利用したことがない」25名 24.3%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」59名 59.6%、「現在利用していないが以前利用したことがある」6名 6.1%、「利用したことがない」24名 24.2%となっている。

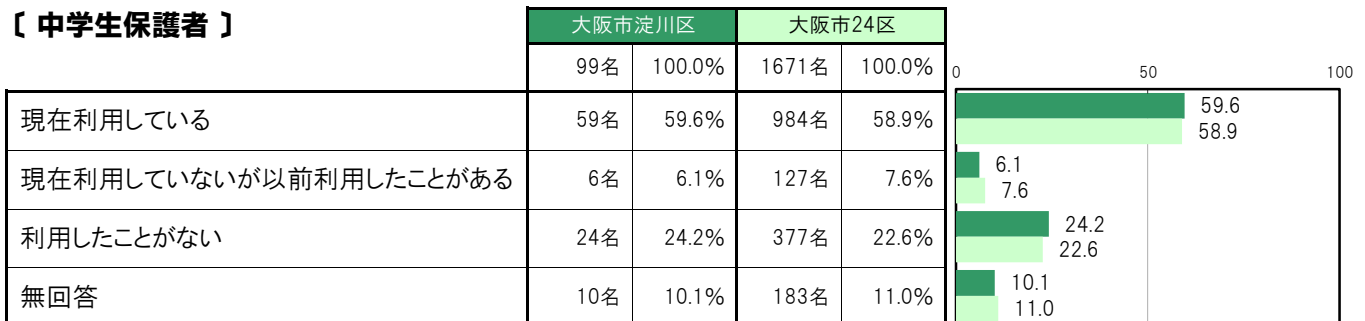
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



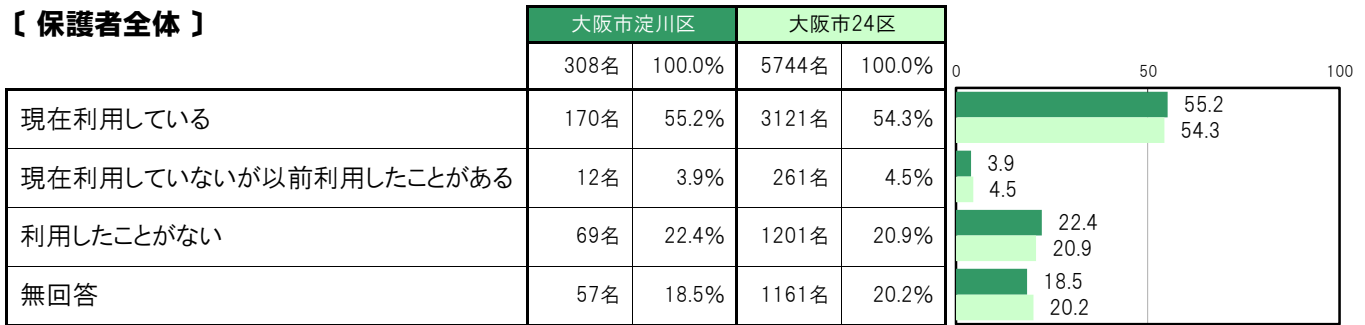
A-19. 支援制度の利用状況／児童扶養手当(ひとり親世帯) ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」170名 55.2%、「現在利用していないが以前利用したことがある」12名 3.9%、「利用したことがない」69名 22.4%となっている。

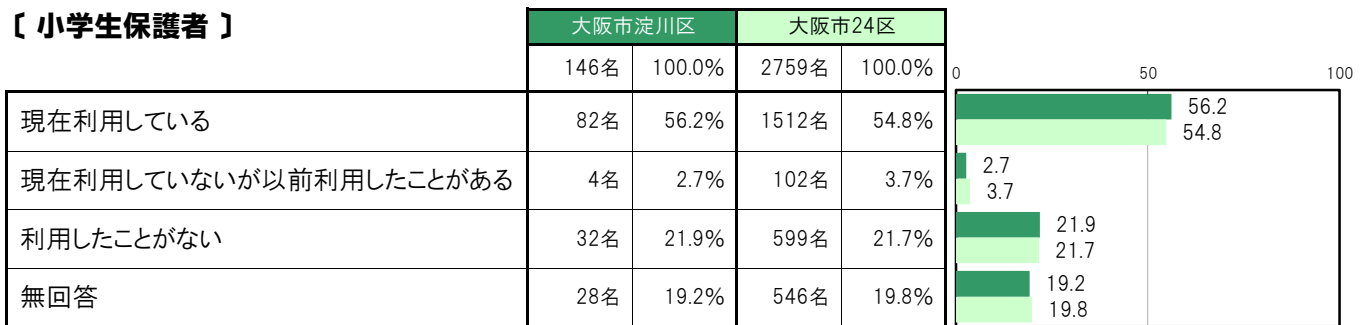
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」82名 56.2%、「現在利用していないが以前利用したことがある」4名 2.7%、「利用したことがない」32名 21.9%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」88名 54.3%、「現在利用していないが以前利用したことがある」8名 4.9%、「利用したことがない」37名 22.8%となっている。

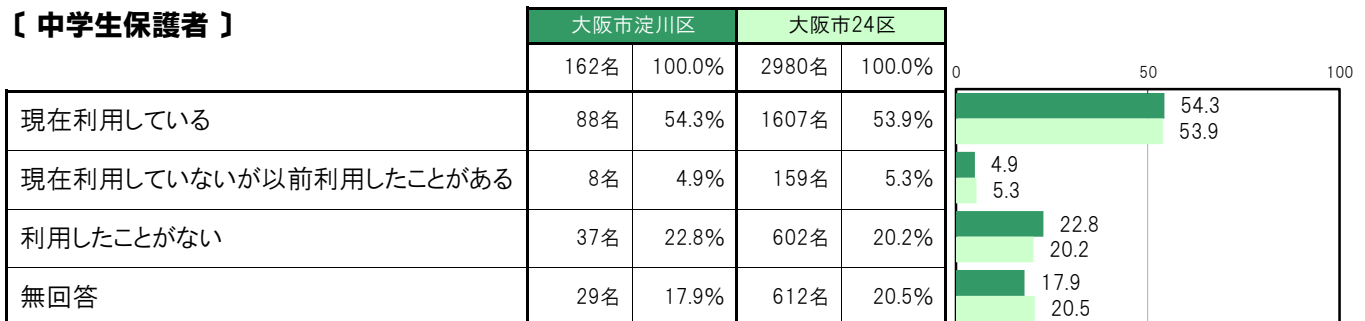
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



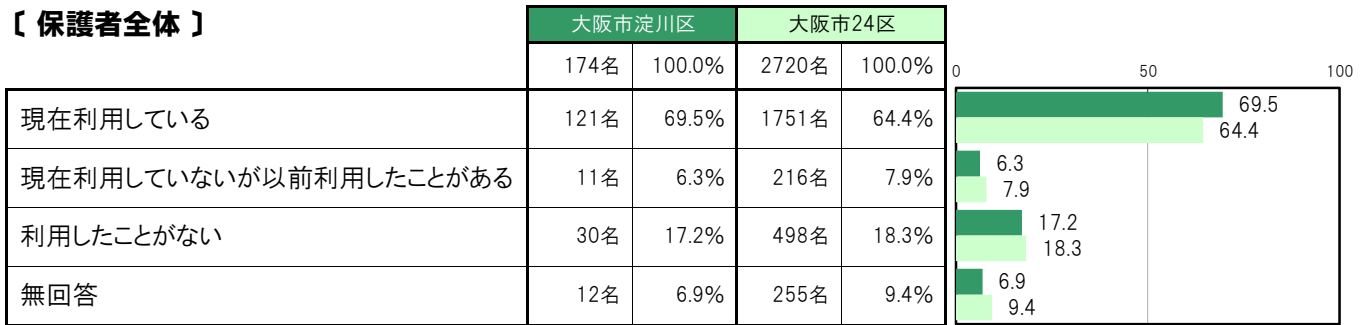
A-20.支援制度の利用状況／児童扶養手当(母子世帯)〔保護者 問24-d〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」121名 69.5%、「現在利用していないが以前利用したことがある」11名 6.3%、「利用したことがない」30名 17.2%となっている。

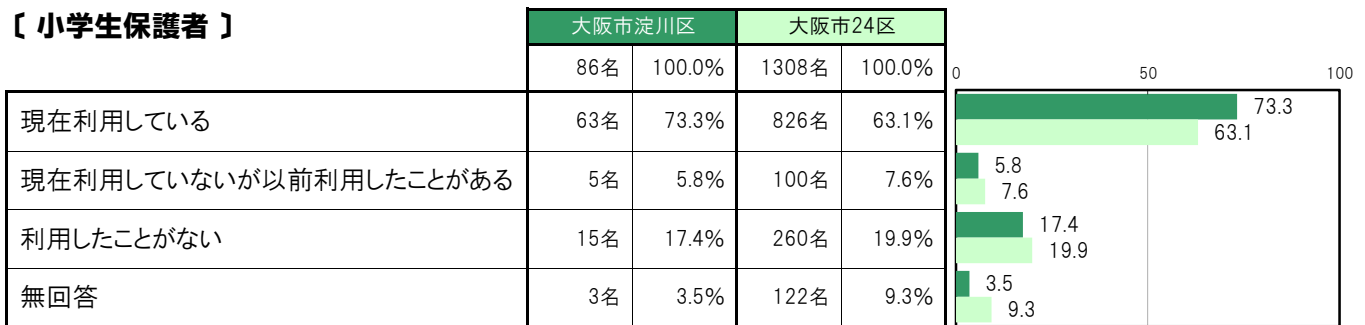
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」63名 73.3%、「現在利用していないが以前利用したことがある」5名 5.8%、「利用したことがない」15名 17.4%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」58名 65.9%、「現在利用していないが以前利用したことがある」6名 6.8%、「利用したことがない」15名 17.0%となっている。

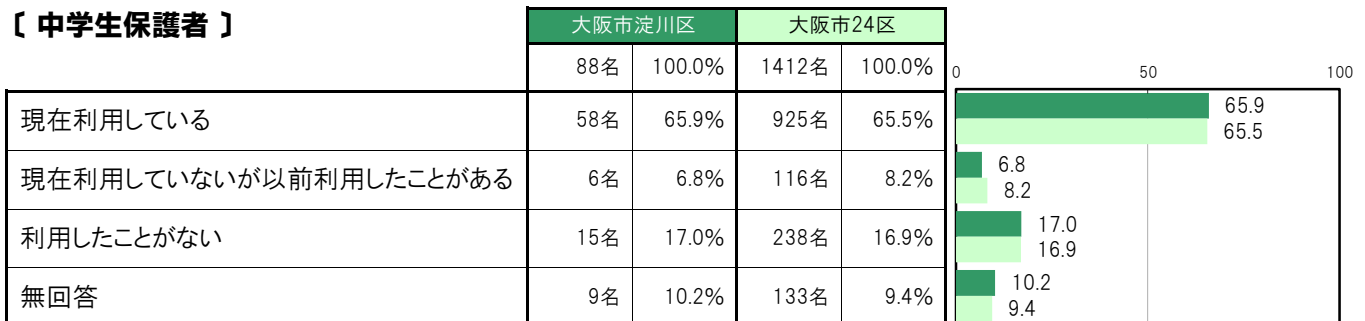
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



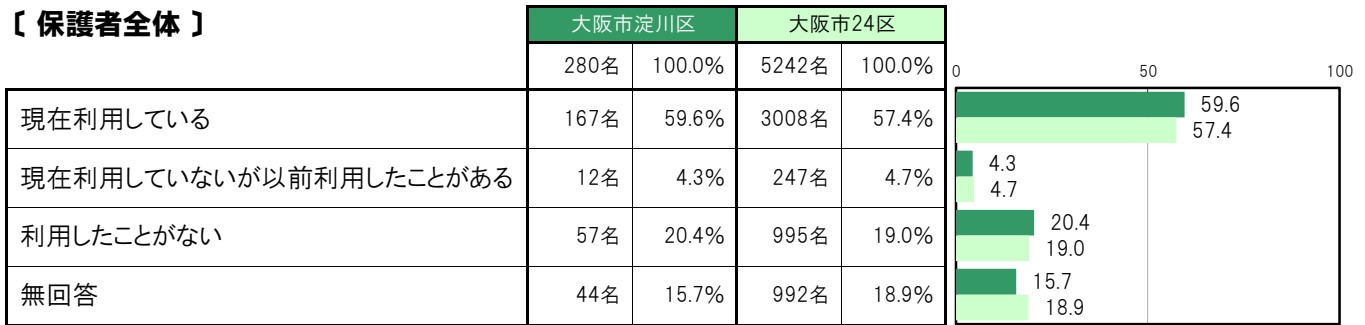
A-20. 支援制度の利用状況／児童扶養手当(母子世帯) ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」167名 59.6%、「現在利用していないが以前利用したことがある」12名 4.3%、「利用したことがない」57名 20.4%となっている。

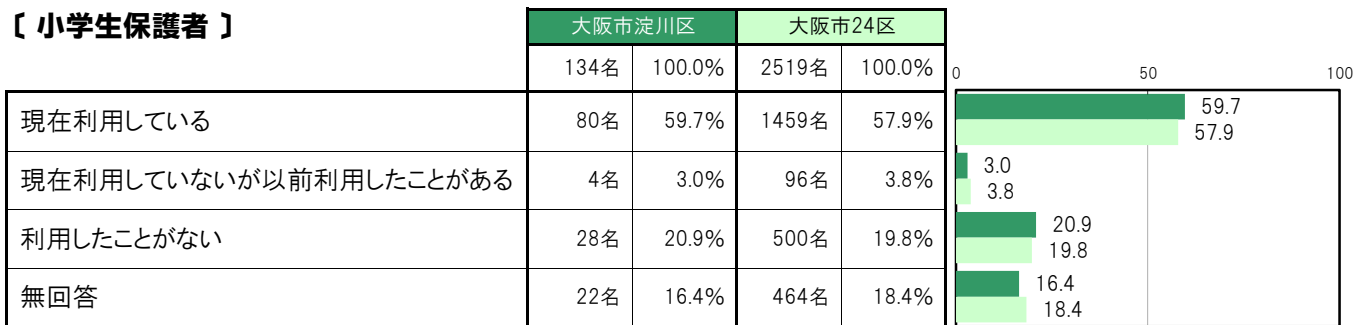
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」80名 59.7%、「現在利用していないが以前利用したことがある」4名 3.0%、「利用したことがない」28名 20.9%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」87名 59.6%、「現在利用していないが以前利用したことがある」8名 5.5%、「利用したことがない」29名 19.9%となっている。

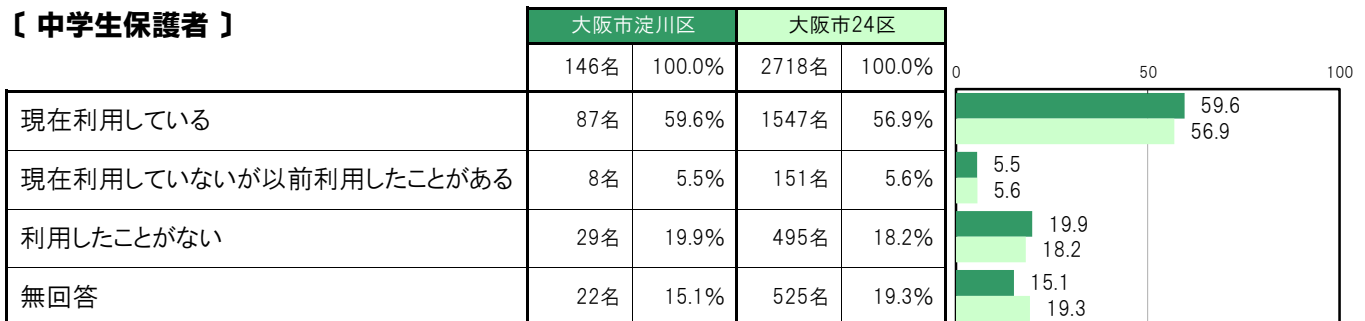
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



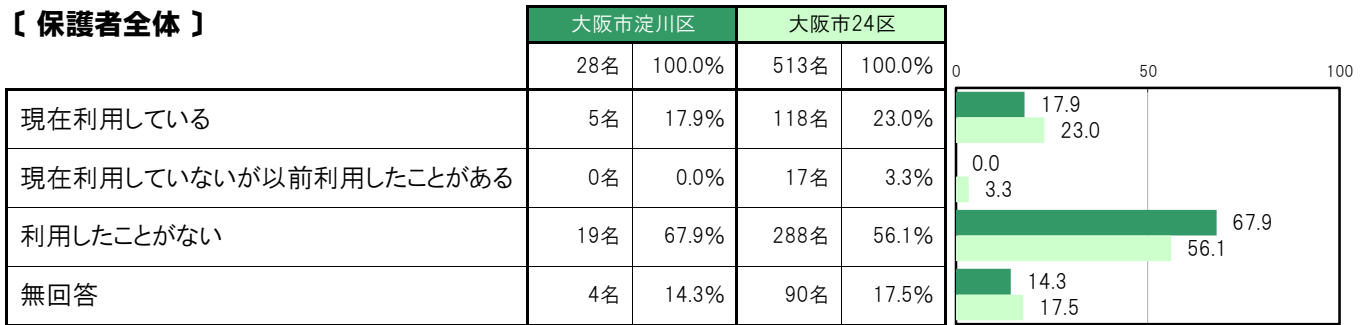
A-21.支援制度の利用状況／児童扶養手当(父子世帯)〔保護者 問24-d〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」5名 17.9%、「現在利用していないが以前利用したことがある」0名 0.0%、「利用したことがない」19名 67.9%となっている。

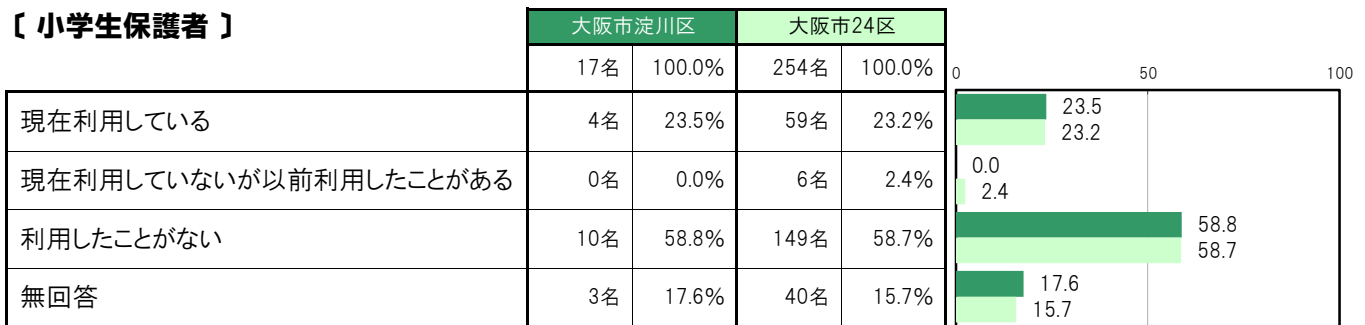
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」4名 23.5%、「現在利用していないが以前利用したことがある」0名 0.0%、「利用したことがない」10名 58.8%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」1名 9.1%、「現在利用していないが以前利用したことがある」0名 0.0%、「利用したことがない」9名 81.8%となっている。

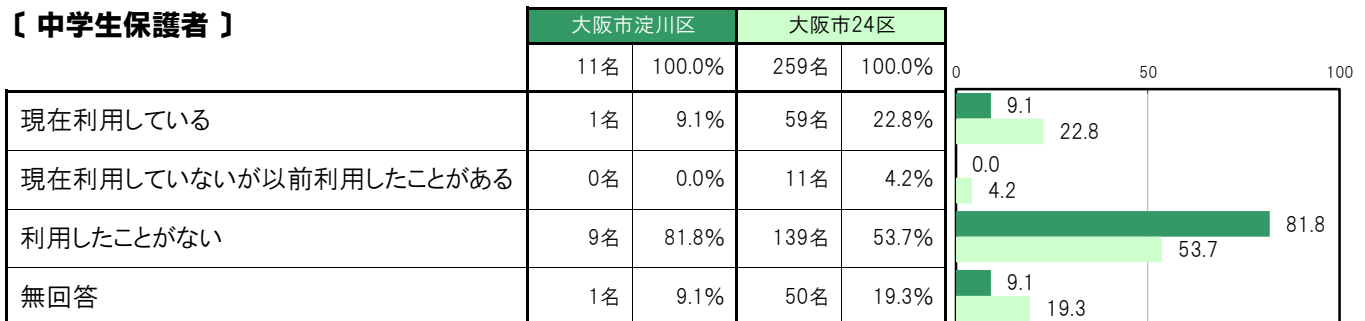
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



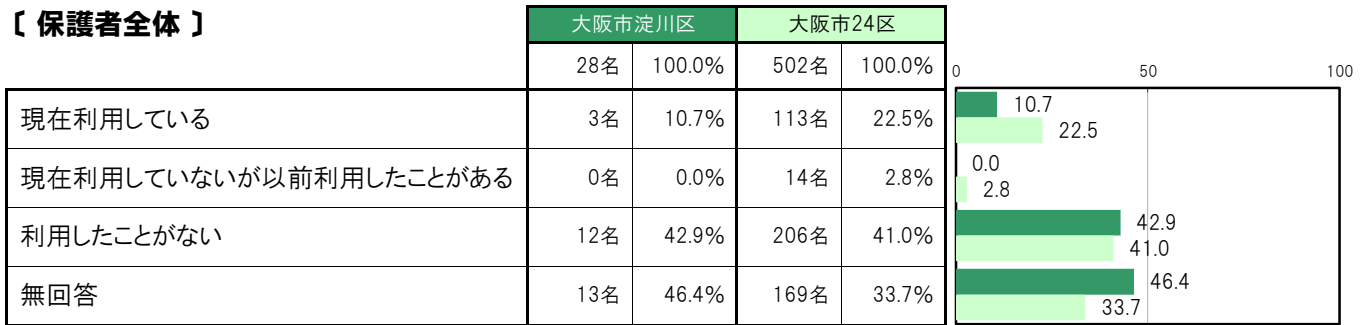
A-21. 支援制度の利用状況／児童扶養手当(父子世帯) ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」3名 10.7%、「現在利用していないが以前利用したことがある」0名 0.0%、「利用したことがない」12名 42.9%となっている。

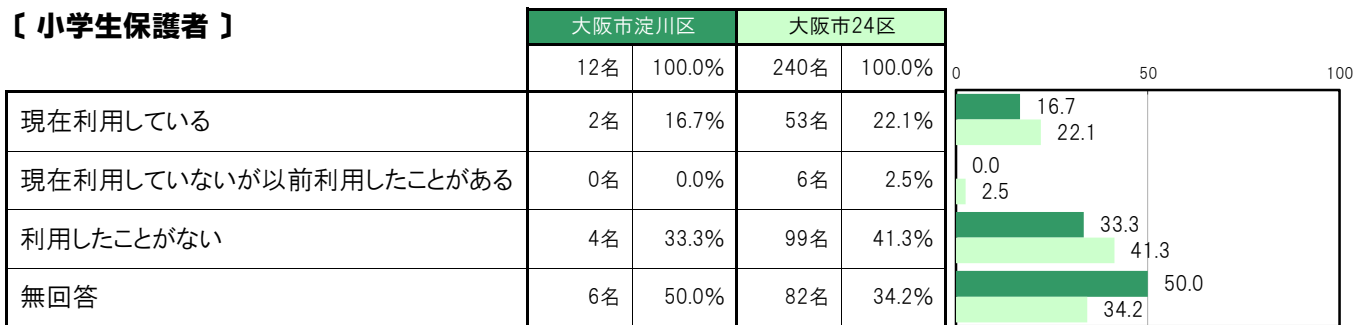
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」2名 16.7%、「現在利用していないが以前利用したことがある」0名 0.0%、「利用したことがない」4名 33.3%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」1名 6.3%、「現在利用していないが以前利用したことがある」0名 0.0%、「利用したことがない」8名 50.0%となっている。

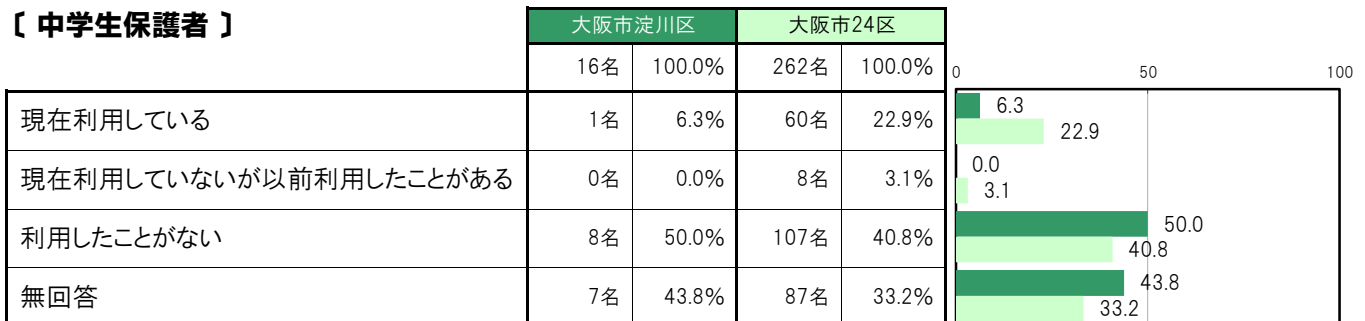
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



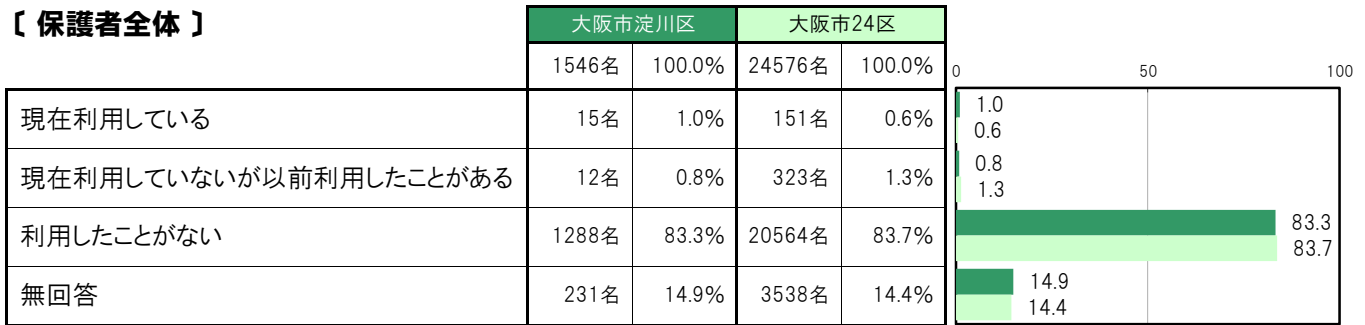
A-22.支援制度の利用状況／ひとり親家庭等就業・自立支援センター〔保護者 問24-e〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」15名 1.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」12名 0.8%、「利用したことがない」1288名 83.3%となっている。

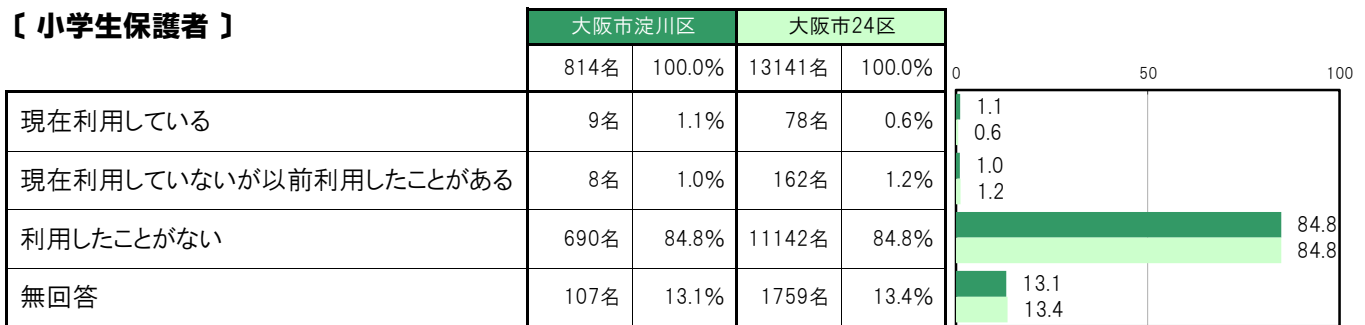
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」9名 1.1%、「現在利用していないが以前利用したことがある」8名 1.0%、「利用したことがない」690名 84.8%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」6名 0.8%、「現在利用していないが以前利用したことがある」4名 0.5%、「利用したことがない」598名 81.7%となっている。

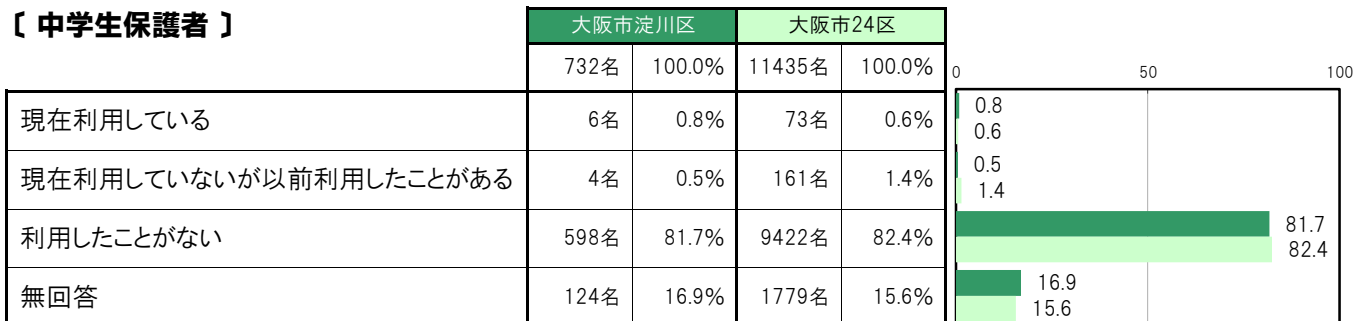
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



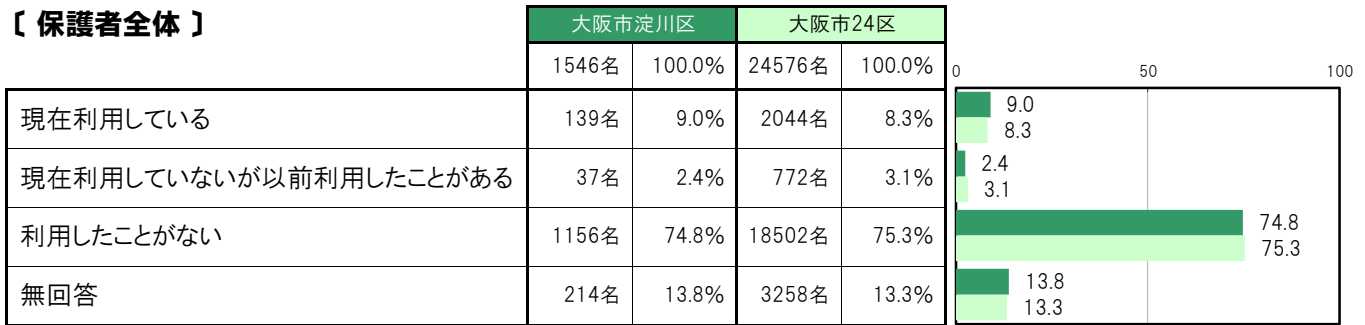
A-23.支援制度の利用状況／子育て世帯生活支援特別給付金【保護者 問24-f】

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」139名 9.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」37名 2.4%、「利用したことがない」1156名 74.8%となっている。

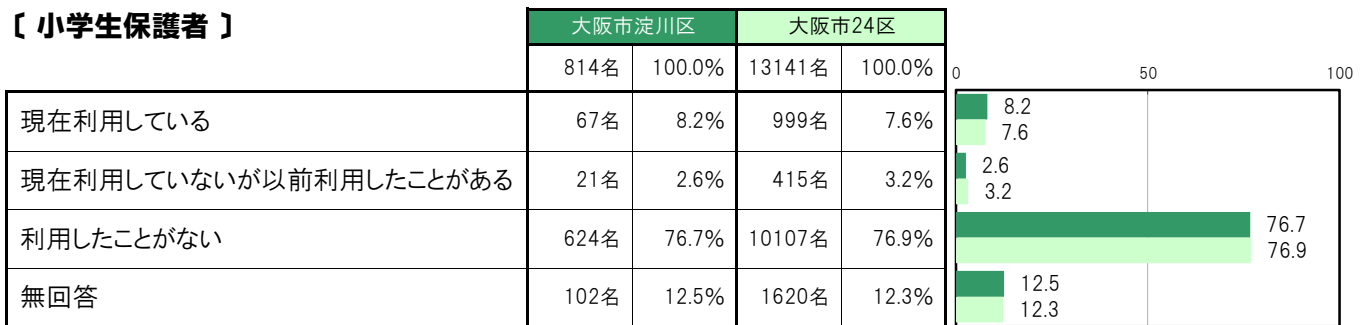
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」67名 8.2%、「現在利用していないが以前利用したことがある」21名 2.6%、「利用したことがない」624名 76.7%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」72名 9.8%、「現在利用していないが以前利用したことがある」16名 2.2%、「利用したことがない」532名 72.7%となっている。

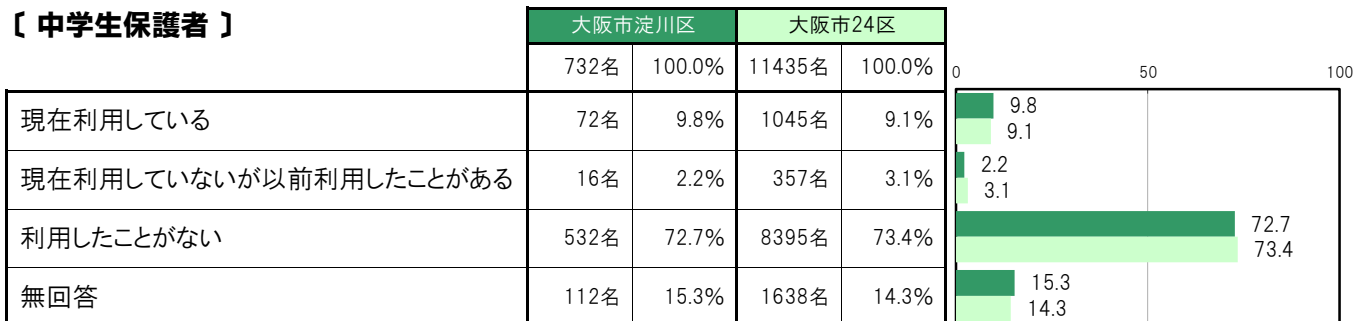
【保護者全体】



【小学生保護者】



【中学生保護者】



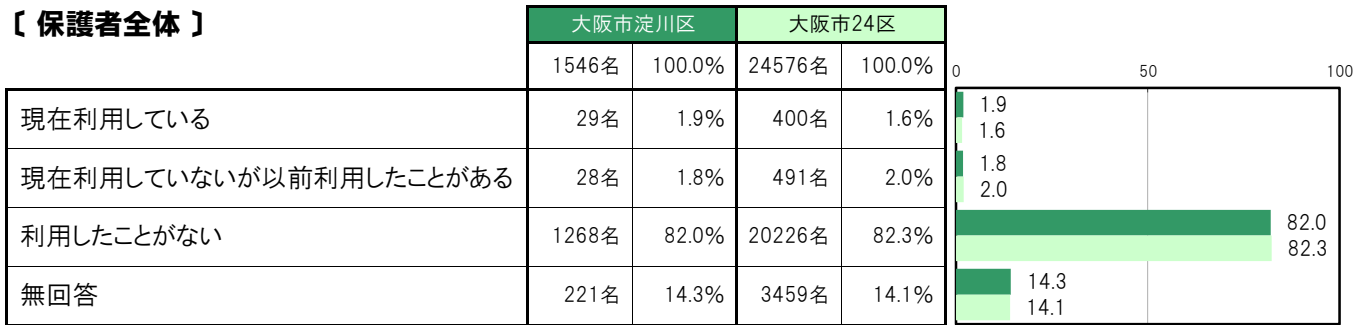
A-24. 支援制度の利用状況／新型コロナウイルスに伴う生活福祉資金(貸付金)〔保護者 問24-g〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「現在利用している」29名 1.9%、「現在利用していないが以前利用したことがある」28名 1.8%、「利用したことがない」1268名 82.0%となっている。

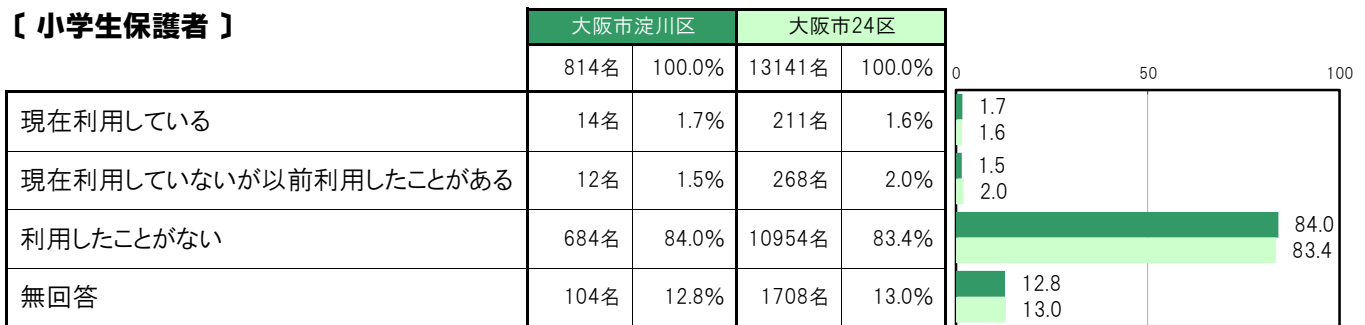
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「現在利用している」14名 1.7%、「現在利用していないが以前利用したことがある」12名 1.5%、「利用したことがない」684名 84.0%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「現在利用している」15名 2.0%、「現在利用していないが以前利用したことがある」16名 2.2%、「利用したことがない」584名 79.8%となっている。

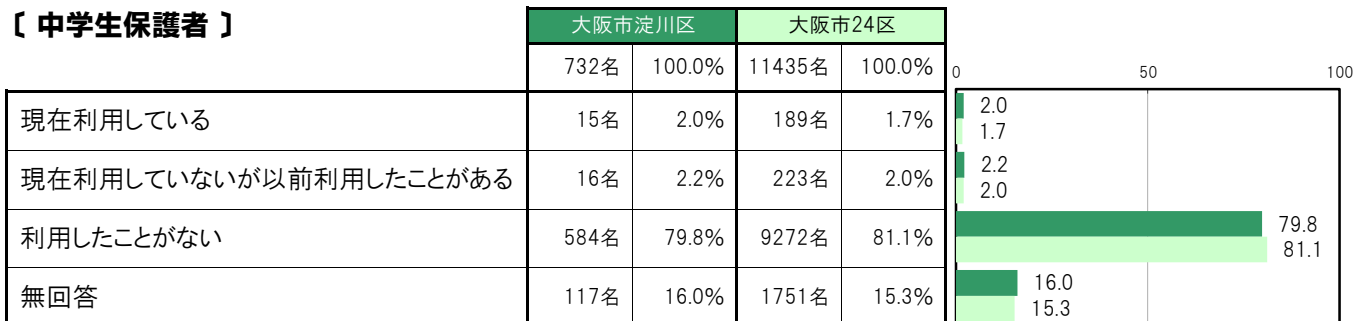
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



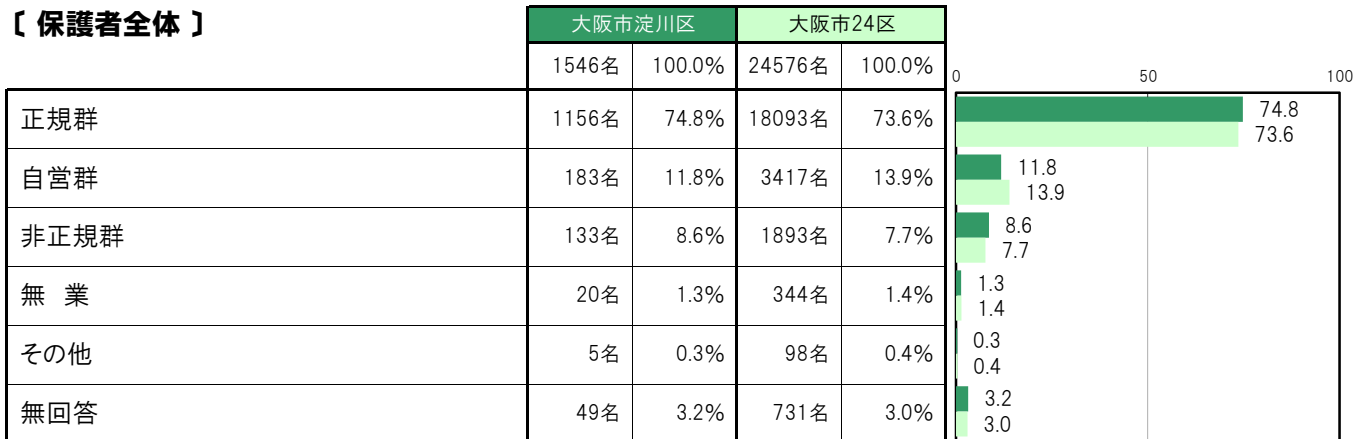
A-25.就労状況別人数〔保護者 就労状況〕

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「正規群」1156名 74.8%、「自営群」183名 11.8%、「非正規群」133名 8.6%となっている。

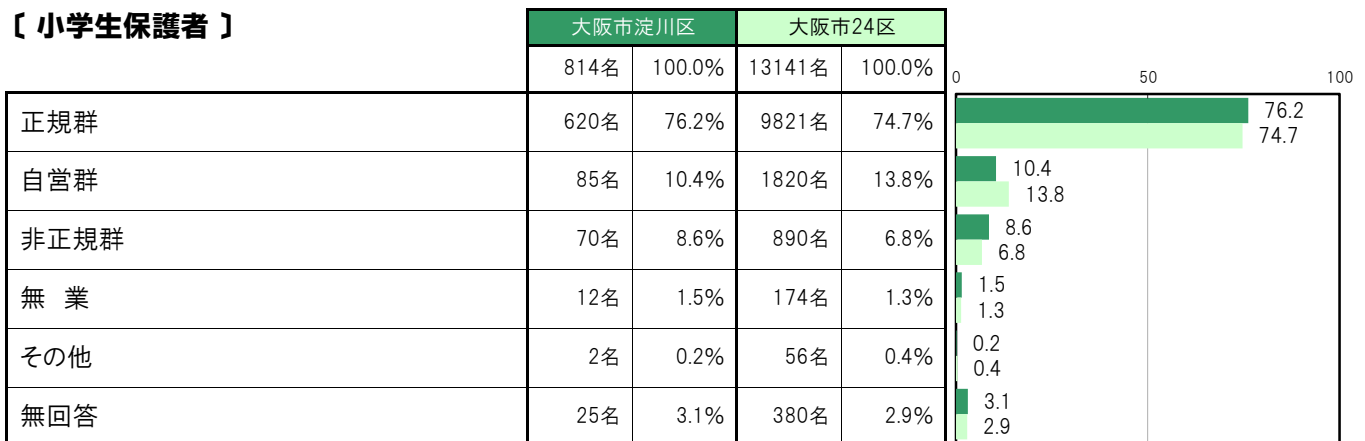
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「正規群」620名 76.2%、「自営群」85名 10.4%、「非正規群」70名 8.6%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「正規群」536名 73.2%、「自営群」98名 13.4%、「非正規群」63名 8.6%となっている。

〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



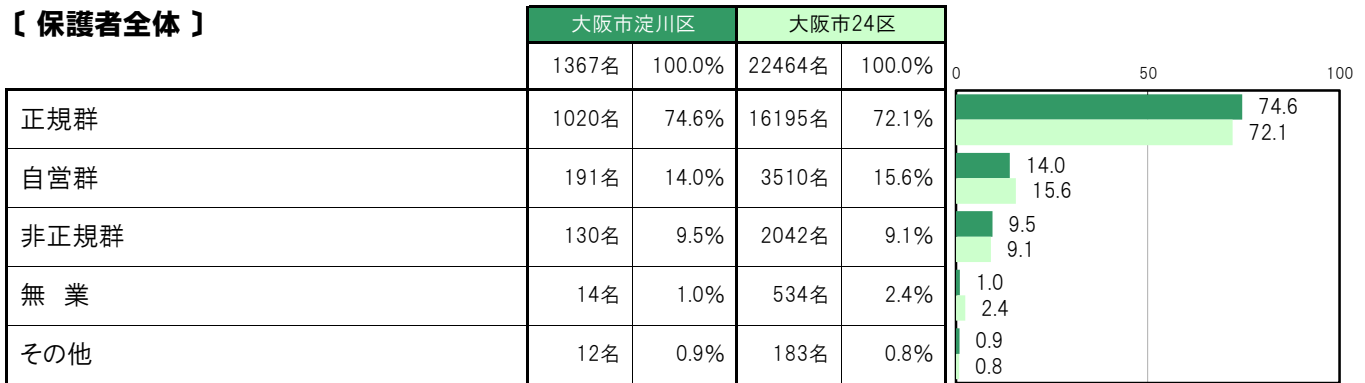
A-25.就労状況別人数 ※2016年調査結果

大阪市淀川区〔保護者全体〕では、「正規群」1020名 74.6%、「自営群」191名 14.0%、「非正規群」130名 9.5%となっている。

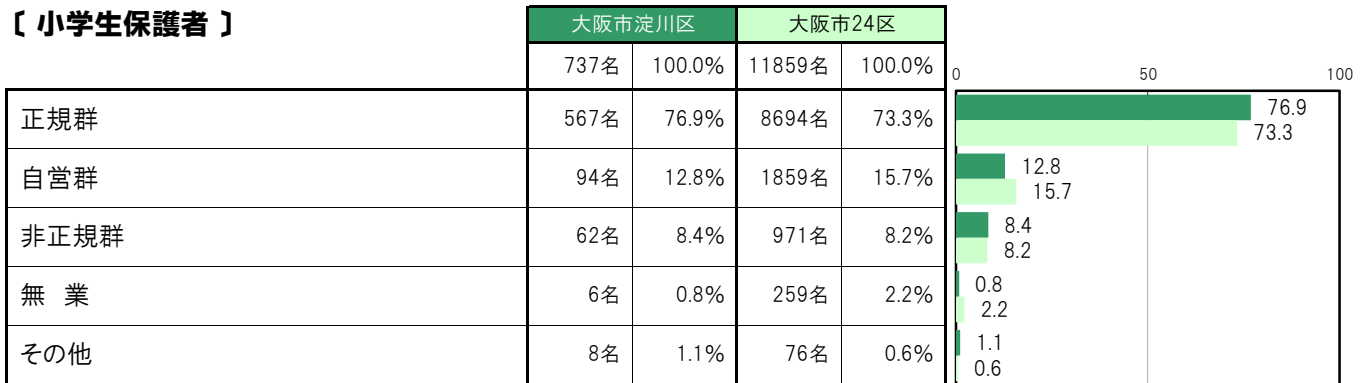
大阪市淀川区〔小学生保護者〕では、「正規群」567名 76.9%、「自営群」94名 12.8%、「非正規群」62名 8.4%となっている。

大阪市淀川区〔中学生保護者〕では、「正規群」453名 71.9%、「自営群」97名 15.4%、「非正規群」68名 10.8%となっている。

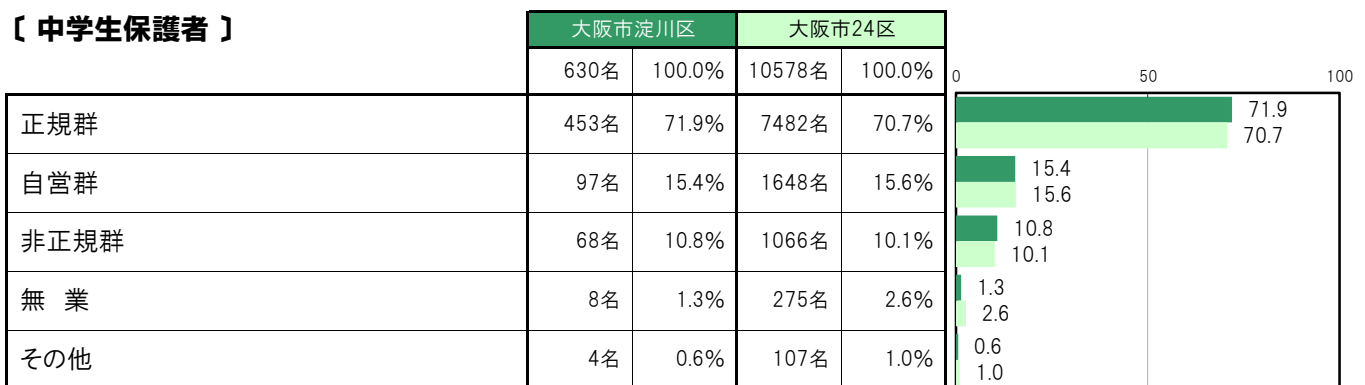
〔保護者全体〕



〔小学生保護者〕



〔中学生保護者〕



【保護者 問10】より、就労状況の分類

大阪市における就労状況別の人数	24576名	100.0%
正規群	18093名	73.6%
自営群	3417名	13.9%
非正規群	1893名	7.7%
無 業	344名	1.4%
その他	98名	0.4%
無回答	731名	3.0%

なお、分類方法は以下の通り。

父母あるいは主たる生計者に正規が含まれれば「正規群」〔問10選択肢1〕、
 上記以外で、父母あるいは主たる生計者に自営が含まれれば「自営群」〔問10選択肢4〕、
 上記以外で、父母あるいは主たる生計者に非正規が含まれれば「非正規群」〔問10選択肢2、3〕、
 上記以外で、誰も働いていなければ「無業」〔問10選択肢6、7〕、
 上記以外が「その他」となる。

ここでの無業とは、

「ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者」を指す。（就業構造基本調査による）

クロス集計で「就労状況」を用いる時は、上記区分による。